

第5章 高齢化対策に対する監査の結果と意見 【各論】

V-1 自己管理による健康づくりの充実に関する事業

V-1-1 健康づくり・生きがいつくり支援事業

【予算額、決算額および指標の推移】

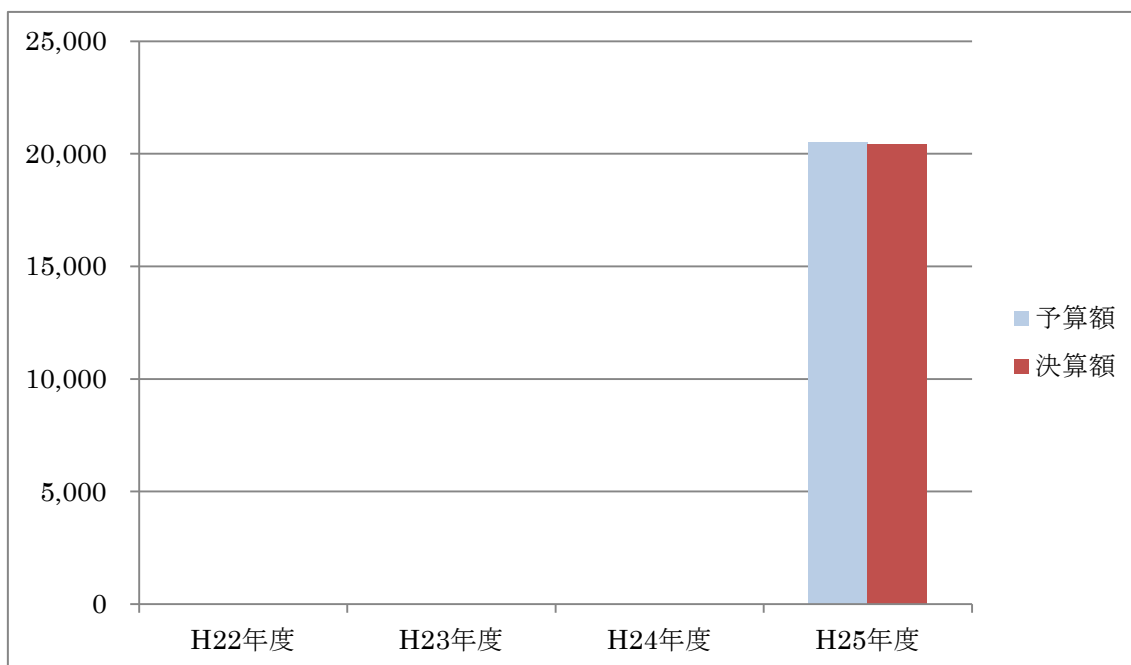
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）				20,500
決算額（千円）				20,424

（事業効果の推移）

活動 指標	農作業で地域交流を行う通 所介護事業所数（箇所）				11
	世代間交流を行う通所介護 事業所整備数（回）				2
成果 指標	世代間交流型デイ延べ利用者数（人）				60

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業は平成25年度に開始されている。そのため、予算額および決算額や活動指標および成果指標の増減はない。

【事業の目的と概要】

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業所における農作業の場を地域に開放し、利用者地域との元気な高齢者との交流を図る。 ・指定通所介護事業所を拠点として、地域の子どもや元気な高齢者も集うことができる交流スペース等の整備を支援することにより、世代間交流・地域交流を促進する。
事業内容	<p>高齢者の健康づくり・生きがいくくり支援事業 通所介護事業所における農作業活用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業に関する技術的指導やサポートを希望する通所介護事業所に対し、地域農業支援員を派遣 ・農具・種苗など必要経費の助成 ・農作業の活用事例に関する情報提供

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

世代間交流型デイサービス支援モデル事業

＜理由＞

「健康づくり・生きがいくくり支援事業」として、県は「通所介護事業所等における農作業活用促進事業」と「世代間交流型デイサービス支援モデル事業」の2つを実施している。このうち、予算規模の大きい「世代間交流型デイサービス支援モデル事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

検査確認日が3月31日となっており、検査実施日に正確性を欠く事実が発見された。IV-4-1の指摘事項と同様であり、当該項目を参照されたい。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「介護施設を利用する高齢者が農作業や世代間交流を行うことによる。生きがいの獲得、心身の健康向上である」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・報道機関への事業情報の提供とメディアを通じた広報。
- ・ 全体的アプローチ・・・事業者に対する先行事業者における取組みの照会。このほか、各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

当該事業が取り上げている「農作業」と「世代間交流」はひとつの切り口であるが、事業全体が目指すのは介護施設利用者の心身の健康向上である。これにより、要介護の重篤化の予防となることは想定される。社会全体でこのような意識が広く浸透すれば、結果として医療費・介護費の抑制という経済効果につながっていくことが期待される。県の方針として、事業の周知を促進するような対応が望まれる。

○指標について

活動指標は「農作業で地域交流を行う通所介護事業所数」、「世代間交流を行う通所介護事業所整備数」の2つ、成果指標は「世代間交流型デイ延べ利用者数」の一つである。

「農作業で地域交流を行う通所介護事業所数」の平成25年度における数値目標は10事業所であった。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

活動指標として掲げられている「農作業で地域交流を行う通所介護事業所数」は、通所介護事業所における農作業活用促進事業の活動を示す指標である。また、「世代間交流を行う通所介護事業所整備数」は、世代間交流型デイサービス支援モデル事業の活動を示す指標となっている。いずれの活動指標についても、事業の内容に照らして妥当と判断した。

成果指標として掲げられている「世代間交流型デイ延べ利用者数」は、世代間交流型デイサービス支援モデル事業の成果を示す。当該事業における成果指標は一つであり、通所介護事業所における農作業活用促進事業の成果を示す指標はない。当該事業の目標が、農作業を通じて通所介護施設利用者の健康づくりを促進することにあるのなら、成果指標の一つとして、「事業の利用者数」が考えられる。

意見

「農作業で地域交流を行う通所介護事業所数」以外の活動指標・成果指標に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○事業の広がりについて

農作業で地域交流を行う通所介護事業所数について、平成25年度の数値目標を突破している。事業所側としても賛同しやすい事業と考えられ、これは世代間交流事業についても同様である。

意見

当該事業が各事業所で自主的に継続され、自然に拡散していくことが最も望ましい。県としては、今後そのための工夫が必要である。そこで、事業達成のために、農業や子育てに関係したボランティアの協力を積極的に仰いでいくことも考えられる。

○他部署との連携について

健康づくり・生きがいづくり支援事業では高齢者の健康づくりの一環として、農業がテーマとなっている。農業指導に際し、農林水産部と連携し地域農業支援員を派遣している。

意見

当該事業は、上手く利用すれば農業のイメージアップに貢献する可能性が高い。そのためには、農林水産部や教育関連部署との協力関係が不可欠である。事業の推進にあたり一部では他部署との連携が見られるものの、事業を成功させるにはより一層の協力関係を構築することが望まれる。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

健康づくり・生きがいづくり支援事業は、通所介護事業所への補助事業であり、補助を申請するかどうかは各施設の判断に任されている。平成25年度の事業実績を事業細目毎に見ると、通所介護事業所における農作業活用促進事業が決算額923千円に対し事業実施事業所数が11事業所、世代間交流型デイサービス支援モデル事業が決算額19,500千円に対し施設整備数2事業所となっている。世代間交流型デイサービス支援モデル事業において、かなりの予算が必要となることがわかる。

意見

世代間交流型デイサービス支援モデル事業は事業導入の初期段階であるが、平成 25 年度の事業の結果は交流人員の増加が見られ、所管課では事業は成功したと判断している。現時点では、公平性について論じる段階にない。

通所介護事業所における農作業活用促進事業について県内全域を対象とするのであれば、各市町を補助先として認定し、市町の施策として導入を指導するほうが効率的であるとも考えられる。一度、平成 25 年度の事業結果を分析し、より効果の実現が期待される取り組み方を検討することが望まれる。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1 年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成 25 年度開始であり、現在のところ大幅な見直しはないが、平成 26 年度には補助対象事業所を拡大している。

意見

コストとの兼ね合いも十分検討しなければならないが、介護施設の利用者すべてに公平に機会を提供するという観点に立てば、対象事業所の拡大は当然の流れであるとも考えられる。

○コストについて

平成 25 年度から開始された事業であり、支出額はすべて補助金である。

意見

補助金の場合、最終的には補助対象事業が自立できることが理想であり、そのことを意識して事業を実施すべきである。ただし、当該事業は平成 25 年度から開始されたこともあり、今後の分析を待って検討していくことが望まれる。

V-2 生活習慣病対策の充実に関する事業

V-2-1 後期高齢者保健事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	30,000	30,000	30,000	35,000
決算額（千円）	17,267	23,622	25,298	25,623

（事業効果の推移）

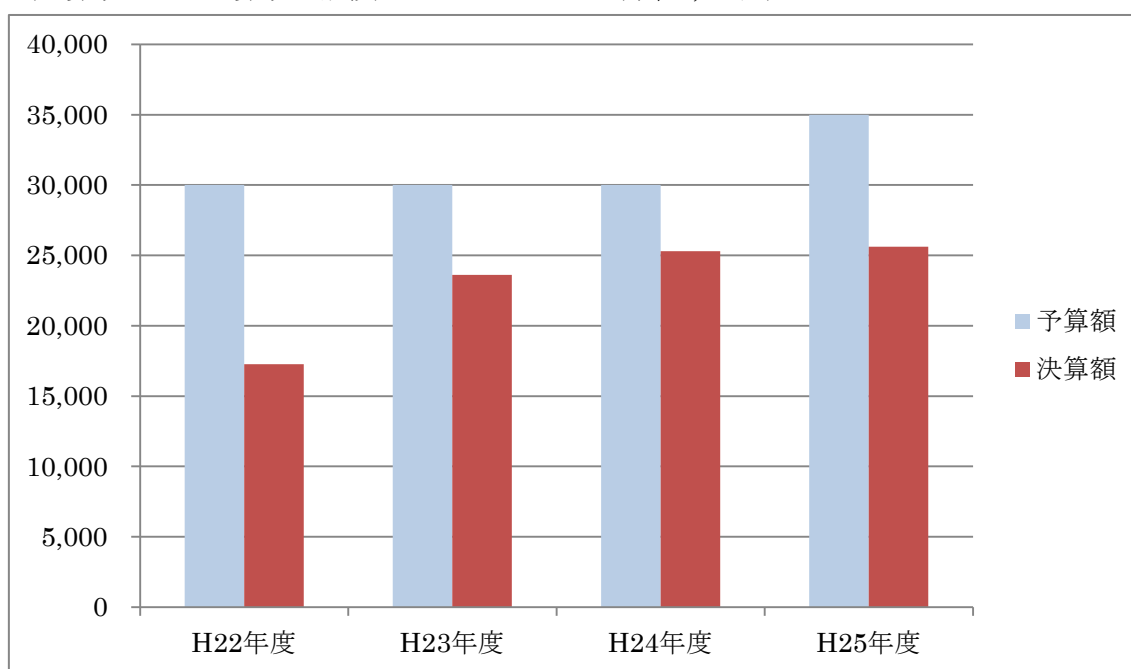
活動 指標	後期高齢者の健康診査受診者数（人）	18,320	17,170	18,269	—
	後期高齢者の健康診査受診率（%）	16.9	15.4	16.2	—
成果 指標	元気生活率（65歳～74歳）（%）	89.2	96.6	96.6	96.6
	元気生活率（75歳～84歳）（%）	76.1	82.9	82.8	82.5

注1：活動指標の「後期高齢者の健康診査受診者数」及び「後期高齢者の健康診査受診率」について、平成25年度は監査時点で集計されていないため空白となっている。

注2：成果指標として記述している「元気生活率」は、「高齢者数（100%）－要介護認定率」として算定される福井県独自の指標である。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の決算額は毎年度増加傾向にあるが、予算額に対する執行率は低い。にもかかわらず、予算額は、平成 25 年度に 35,000 千円へ増額されている。活動指標である「後期高齢者の健康診査受診者数」の目標値が 23,000 人に対し、平成 25 年度の実績が 18,318 人と達成できていないが、予算額はあくまで目標値を想定して確保しているためである。

活動指標、成果指標ともに増加（上昇）傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	従来、老人保健事業の一環として実施していた基本健康健診が、平成 20 年 4 月から特定健康診査に変わったことにより、75 歳以上の後期高齢者については対象から外れることになる。しかし、後期高齢者についても、病気を予防し、健康を保持して要介護とならないようにすることが重要である。 このため、後期高齢者の保険者である後期高齢者医療広域連合が実施する保健事業に対し支援することにより、本県の元気生活率をアップさせ、健康長寿を推進する。
事業内容	後期高齢者医療被保険者を対象として、後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査にかかる費用の一部を補助する。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

後期高齢者保健事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「後期高齢者保健事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「後期高齢者の健康診査受診率アップによる病気の予防である。後期高齢者が要介護とならず、いつまでも元気である社会の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・事業実施主体である広域連合及び市町との協議調整。
- ・ 全体的アプローチ・・・各年度における医療費適正化推進会議への計画進捗状況報告及び計画改定年度（5年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

「予防」が個人にとっても社会全体にとっても「経済的」であることをみんなが理解することも当該事業成功のポイントの一つである。事業内容の広報に際しては、そういった面も強調することが望ましい。

○指標について

活動指標は「後期高齢者の健康診査受診者数」と「後期高齢者の健康診査受診率」の2つ、成果指標としては、「元気生活率（65歳～74歳）」と「元気生活率（75歳～84歳）」が設定されている。

活動指標について、「後期高齢者の健康診査受診者数」は平成25年度で23,000人が、「後期高齢者の健康診査受診率」は平成25年度で46%、平成29年度までに70%がそれぞれ目標となっているが、カルテには表示されていない。また、成果指標の「元気生活率」について目標値は示されていない。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

指標については活動指標、成果指標ともに現在のものが妥当と考える。「後期高齢者の健康診査受診率」については国が求めている目標値はないが、福井県として独自に数値目標を設定している。外部監査としては、所属の成果への意識の高さを示しているものとして積極的に評価している。妥当な水準の数値目標は、その設定自体が成果への推進力となることが期待される。

意見

活動指標に目標値があるもののカルテに反映されていない。カルテにも記載しておくべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

平成26年度現在で、県内13市町が実施中であるが、残る4市町が未実施となっている。

意見

所属課の方針にもあるように、未参加市町に対し実施を強く働きかけていく必要がある。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業は、その性質上、細かく制度を変えるとといった性質のものではない。

○コストについて

後期高齢者保健事業の支出額は、すべて福井県後期高齢者医療広域連合に対する補助金である。

意見

「後期高齢者の健康診査受診者数」と補助金の額が比例するわけではないが、活動指標が目標を大きく下回っている現時点で、補助金額を減少させるという選択肢は考えにくい。但し、補助先が行っている活動、例えば、広報活動については、今までよりもコストをかけず効果的に実施する方法があるかもしれない。広報活動を伴う事業の場合、他部署や市町との連携がコストの削減に効果的であると考えられる。

V-2-2 特定健診・特定保健指導事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	37,405	69,210	63,716	64,298
決算額（千円）	37,396	69,210	63,716	64,298

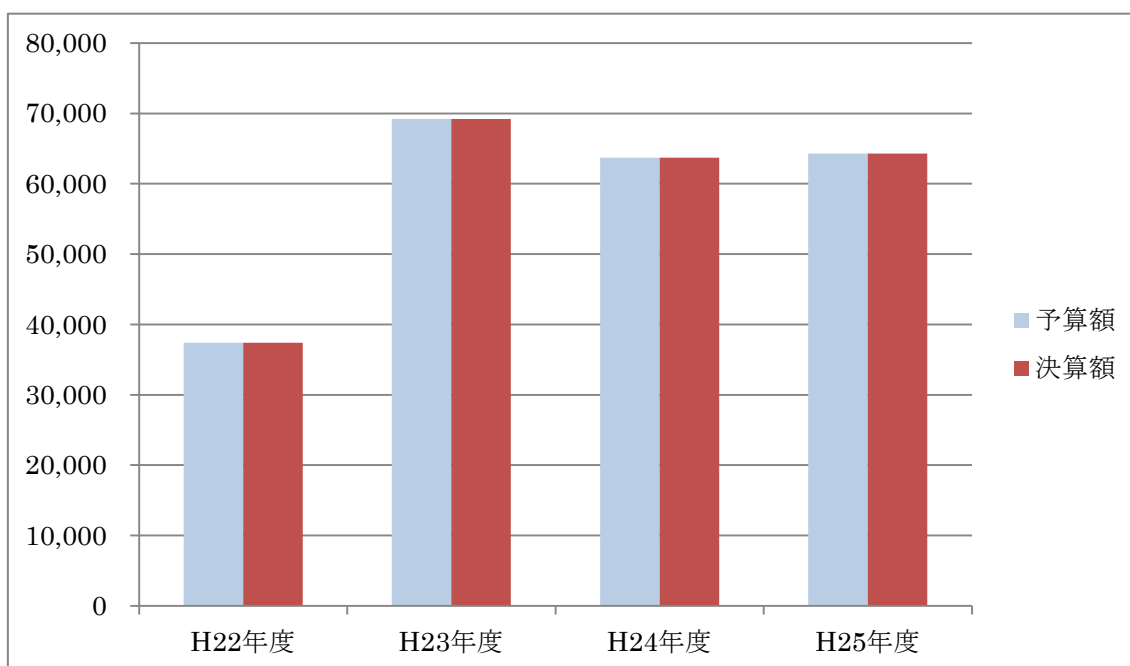
※該当部署が実施する事業のうち、「第5期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」に関連した事業のみを記載している。そのため、上記の記載金額は事業カルテ上の金額とは一致しない。

（事業効果の推移）

活動	特定健診受診者数（人）	34,445	35,895	37,626	（未発表）
指標	特定保健指導実施者数（人）	1,325	1,289	1,363	（未発表）
成果	特定健診実施率（％）	27.3	28.4	30.0	（未発表）
指標	特定保健指導実施率（％）	27.9	28.2	28.8	（未発表）

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額は平成23年度に大きく増加し、平成24年度以降は大きな増減なく、同程度の金額で推移している。活動指標のうち「特定健診受診者数」は増加傾向にあり、「特定保健指導実施者数」は平成23年度に減少したものの、平成24年度に増加している。2つある成果指標はいずれも上昇傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を減少させるために、平成20年度から医療保険者に義務付けられた、特定健診・特定保健指導の円滑な実施を図るため、医療保険者の取り組みに必要な経費の一部を負担する。
事業内容	市町国民健康保険が、40～74歳の保険加入者を対象に行う特定健診・特定保健指導事業に対し、経費の1/3を負担する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

特定健診・特定保健指導事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「特定健診・特定保健指導事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「特定健診が促進されること及び全ての該当者が指導を受ける」ことである。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

当該事業の実施主体は健康増進課であり、将来的な高齢化社会に備え早い段階からこうした取り組みが必要であるとの認識から、実施されている。当該事業は高齢化対策を主眼とした内容の事業では無く、県民の健康づくりの一環として実施する施策の中で、高齢者を対象とした施策も含まれるとの位置付けで実施している事業である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。ただし、事業の目的上、高齢者対策を主眼として推進しているものではない。

- ・個別的アプローチ・・・・福井県保険者協議会との連携による普及啓発。
- ・全体的アプローチ・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。そのことを強く認識してもらうのは、当該事業を高齢化対策の関連事業として位置付けている長寿福祉課の方である。高齢者の健診を推進するために、特定保健指導事業とより連携していくことが期待される。

○指標について

活動指標として「特定健診受診者数」と「特定保健指導実施者数」の2つ、成果指標として、「特定健診実施率」と「特定保健指導実施率」の2つが設定されている。

数値目標としては、平成29年度までに、特定健診実施率が70%、特定保健指導実施率が45%を設定している。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

活動指標も成果指標も妥当である。数値目標も掲げられており、適正なカルテの使い方がなされている。なお、カルテに記載された目標としての特定健診実施率70%は、全保険加入者を対象とした実施率である。一方で、平成24年度の実績30.0%は国民健康保険加入者のみに対する特定健診実施率であり、算定の基礎が整合していない。これは、全保険者の特定健診実施率の算定には長期間を有することから、少なくとも早期に算出が可能である国民健康保険加入者のみを対象とした健診率を記載しておく方が良い、との判断である。県民への情報開示に対する姿勢は評価されるべきであるが、数値だけの指標を見た場合に誤解を生じかねない。そのため、カルテの特記事項の欄にこうした事実を付記しておくことが望ましい。

意見

「特定健診受診者数」と「特定保健指導実施者数」については、受診率にて補完できるとの判断から目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管は健康福祉部健康増進課の健康長寿推進グループである。担当者は当該事業が「第3次元気な福井の健康づくり応援計画」の一環として実施される事業であり、部分的に将来の高齢化社会への対応について寄与する施策であると認識している。

意見

当該事業は、40歳から74歳の保険加入者の生活習慣病の有病者および予備群の減少を目的とする事業である。生活習慣病となるとその後の医療費が高額となり、結果として介護の可能性も増大する。こうした視点から、所管課では現時点の高齢者を対象とした施策では無く、将来の高齢化社会に対応するための予備的・準備的な施策であると認識している。そして、当該事業にかかる根本の目的が県民全体の健康増進であり、高齢者に対する視点が織り込まれていることから、高齢者の健康づくりとしても実施が期待されている。この点、高齢化対策そのものについて事業が有効であるか否かの判断は難しいが、関連施策の一環として位置づけられることに合理性は認められる。県民の健康増進が当該事業の一義的な目的であるが、高齢者の健康づくりに関連する施策との共通性を探って積極的に協力していくことを期待したい。

【公平性について】

市町国民健康保険の行う特定健診・特定保健指導事業に対して補助を実施する事業であり、全市町の国民健康保険が補助対象となっている。そのため、公平性に問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、生活習慣病を減少させる目的で、全市町国民健康保険を財源にて実施されているものであり、県として内容変更に関わる余地がない。

○コストについて

支出額はすべて市町国民健康保険への補助金であり、主な利用内容は健診機関への委託費や保健指導の人的費となっている。市町からの補助申請に基づき補助金を支払うものであり、県におけるコスト削減余地はない。

V-2-3 元気長生きがん予防推進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

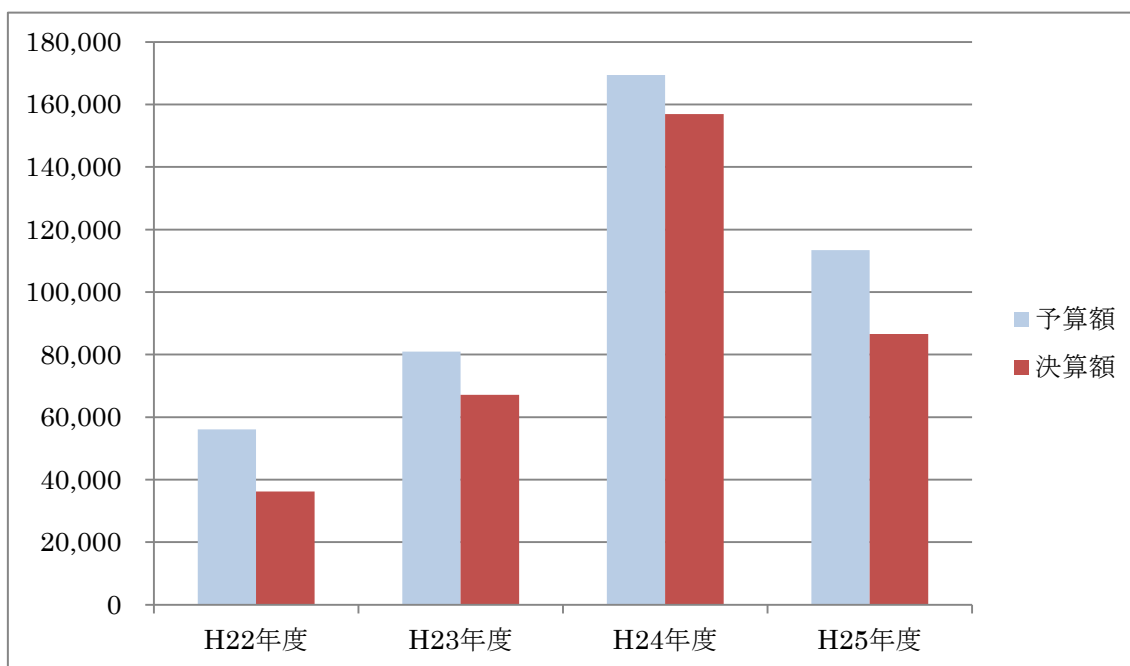
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	56,094	80,948	169,414	113,424
決算額（千円）	36,214	67,114	156,908	86,558

（事業効果の推移）

活動指標	がん検診受診奨励者数（人）	—	22,380	24,918	27,117
成果指標	がん検診受診率（％）	28.7	31.0	31.9	（未公表）

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算決算額は年度により大きく増減している。これは、がん検診等機器整備補助事業の金額が含まれている年度があるためである。活動指標及び成果指標は、ともに上昇傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	がん予防・がん検診についての総合的な対策を推進して、がん検診受診率の向上を図り、「がん予防・早期発見・治療日本一」を推進する。
事業内容	<p>(1) 受診率向上のための市町支援として、市町が実施するがん検診にかかる経費の一部を補助するとともに、がん検診未受診者に対する電話等による受診勧奨を実施する。</p> <p>(2) 総合的ながん対策の検討を行う委員会を設置し、がん検診体制の整備を行う。</p> <p>(3) がん専門医の連携体制の構築や若手医師の育成・確保・養成策を検討し、地域がん医療の質を向上させる。</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

がん専門医等育成事業

＜理由＞

「元気長生きがん予防推進事業」として、県は「元気長生きがん予防推進事業」、「がん検診受診者拡大事業」、「市町検診受診率アップ推進事業」、「がん検診受診勧奨センター事業」、「がん検診受診実態調査」、「マンモグラフィ整備事業」、「がん患者相談支援推進事業」、「がん専門医等育成事業」及び「在宅緩和ケア推進検討モデル事業」の9つを実施している。このうち、予算規模の大きい「がん専門医等育成事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「検診が受けやすくなる」、「がん検診受診率が上がる」、「質の高い治療が受けられる」、及び「がんによる死亡が減少する」ことである。外部監査は、このうち目標値として挙げられている「がん検診受診率が上がる」ことを成功イメージの検討対象とし、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、こうした成功イメージの共有化は担当部署間において、十分に浸透しているとはいえないと判断した。これは、当該事業の実施主体が健康増進課であり、同課が推進する施策の主眼が、現在の高齢者だけに向けられた内容ではないことが理由として挙げられる。当該事業は高齢化対策を主眼としたものではなく、がん対策を推進する施策であり、高齢者を対象とした施策も含まれている、との位置付けである。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。ただし、事業の目的上、高齢者対策の一環として積極的に推進しているものではない。

- ・ 個別的アプローチ 受診券発行や未受診者への電話勧奨などの市町が行う受診勧奨の支援、及びテレビやキャンペーンなどによる普及啓発。
- ・ 全体的アプローチ 各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。そのことを強く認識してもらうのは、当該事業を高齢化対策の関連事業として位置付けている長寿福祉課の方である。当該事業については担当課の認識はあるものの、早期のがん対策の実施が元気な高齢者の増加に資するとするものであり、「強い」とまではいかない。長寿福祉課からより強く連動を求めるべきである。

○指標について

活動指標の1つは「がん検診受診勧奨数」であり、成果指標の1つは、「がん検診受診率」である。

数値目標は、平成29年度までにがん検診受診率50%超である。

- ・ 指標の設定 あり
- ・ 数値目標 カルテに示されている

意見

事業細目が多いため、活動指標の設定は難しい。こういった場合、全体で 2 つということにこだわらず、主要な事業については、それぞれ 1 つずつ指標を考えるのがよい。上記成果指標については、がん検診受診率以外には考えにくく、カルテ上は特記事項として、がんに関する 5 種類の受診率を示している。取組結果の状況が非常にわかりやすく表現されており、上手なカルテの使い方の見本といえる。

意見

指標の一部に目標値がない。これは、平成 26 年度から開始された事業であることによる。ただし、すべての指標にはできる限り、目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。「目標管理」は 3 E 向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。そのため、今後の事業の推移をみて、できる限り目標値を設定することが望ましい。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管課は、健康福祉部健康増進課のがん対策推進グループである。担当者は当該事業が「第 2 次福井県がん対策推進計画」の一環として実施される事業であり、その一部が将来の高齢化社会への対応について寄与する施策であると認識している。

意見

当該事業は、がん予防、がん検診について総合的な対策を実施し、がん検診受診率の抜本的な向上を図り、「がん予防・早期発見・治療日本一」を目指す事業である。がんが日本人の死亡原因の上位であり、その治療や療養に多額の医療コストが必要となる。また、本人にとっても経済的、精神的負担が高いことから、健康長寿を目標とする福井県にとっては重要な施策であると考えられる。

こうした視点から、所管課では現時点の高齢者を対象とした施策では無く、将来の高齢化社会に対応するための予備的・準備的な施策であると認識している。そして、当該事業の根本の目的である「県民のがんによる死亡を減少させること」に高齢者への視点が織り込まれていることから、高齢化対策の一環としても実施が期待されている事業である。この点で、関連施策の一環として位置づけられることに合理性は認められる。県民のがんによる死亡を減少させることが当該事業の一義的な目的であることは十分に理解できることから、将来の高齢化対策に関連する施策として、積極的に協力していくことを期待したい。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

市町への補助事業については市町が実施主体であり、市町からの申請がなければ補助は行われたい。

意見

補助事業について、すべての市町に対して補助が実施されているわけではない。この点について、県としてはすべての市町が補助対象となるよう努力はすべきであるが、市町の負担も必要であることから、市町の判断に委ねられる側面もある。県では積極的に事業の推進を働き掛けており、毎年度補助対象の市町は増加している。ただし、県としては市町によって受診率に極端な差が出ないように注意を払うべきであり、事務事業カルテにおいても全体の受診率だけでなく、受診率の上位市町と下位市町を記載するなど意識を高めることを検討することが望ましい。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しが行われる。当該事業については、平成26年度から小規模事業所レディースがん検診を実施するなど、段階をおって強化が続けられている。

○コストについて

支出額の中では、機器整備に関するものが大きな割合を占める。平成22年度以降では、平成24年度の支出額が増加しているが、これはがん検診を促進するために、機器整備を集中的に進めたことによる。

意見

がん検診のための機器整備には多額のお金がかかる。機器がなければ検診ができないものもあるため、その整備は重要である。コストの面から言えば、機器導入時の競争入札導入による直接的なコスト削減は当然実施されるべきであり、併せて機器整備後の利用度を意識すべきである。導入した設備も利用しなければ実質的な施設利用コストは上昇する。この点、担当課は補助先に対して、複数の業者から見積書を徴収して業者の選定を決定することを指導している。また、機器整備後の利用度についても、定期的に補助先から報告を受けている。しかし、現在の事務事業カルテには、機器の利用度に関する記載がなされていない。そのため、機器整備事業が含まれている事務事業カルテの場合は、機器利用度を活動指標として示すことも考慮することが望ましい。

V-2-4 メタボリック対策推進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	327	995	4,610	5,976
決算額（千円）	327	973	4,311	5,129

※該当部署が実施する事業のうち、「第5期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」に関連した事業のみを記載している。そのため、上記の記載金額は事業カルテ上の金額とは一致しない。

（事業効果の推移）

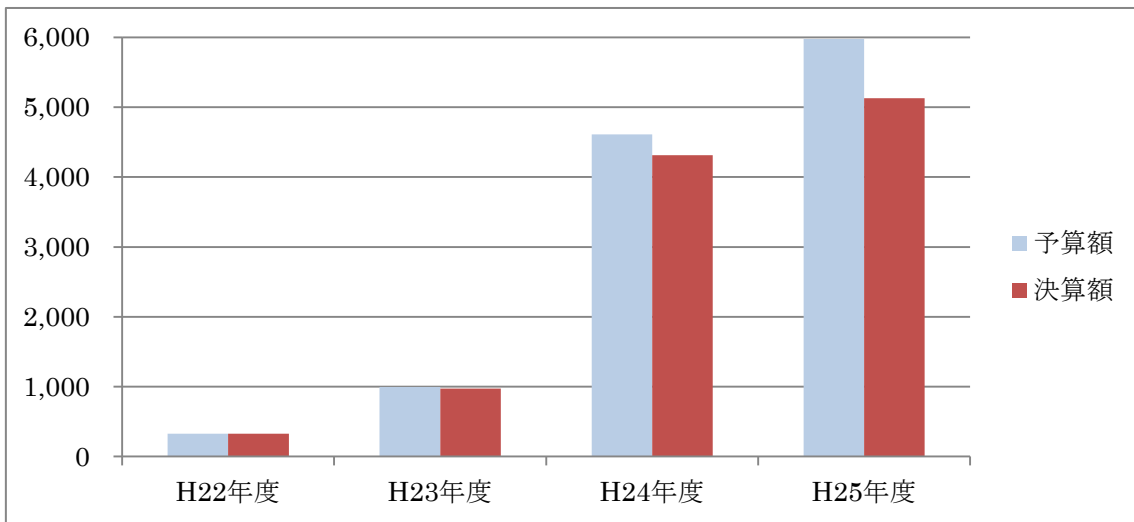
活動指標	出前健康講座の開催数（回）	41	60	60	82
	みんなで歩こうProject参加者数（人）	—	—	16,666	20,324
成果指標	20～60歳代の男性の肥満者割合（%）（※）		31.7		

（※）5年に1度の調査であり、平成23年度が調査対象年度であったことによる。

注：該当部署が実施する事業のうち、「第5期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」に関連した指標のみを記載している。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算および決算額は、増加傾向にある。活動指標については上昇傾向にある。成果指標の「20～60歳代の男性の肥満者割合」は調査が5年に一度しか実施されないため、年度での推移分析は実施できない。

【事業の目的と概要】

事業目的	メタボリック（内臓脂肪症候群）の予防、解消を推進する。
事業内容	<p>(1) 事業所でパートやアルバイトとして働いている市町国保加入者の事業所健診データを市町国保が円滑に入手できるよう、県内の主要健診機関のデータ集計システムの改修を支援する。</p> <p>(2) 県民が自ら楽しく運動に取り組むことができるよう「みんなで歩こうProject」、ラジオ体操の推進およびロコモ予防の普及啓発を実施する。</p> <p>(3) 糖尿病や腎臓病専門医、医療スタッフ、患者等が連携を図り、事業の企画・評価を実施するための連絡協議会を設置するとともに、糖尿病に関する正しい知識の普及啓発を実施する。</p> <p>(4) たばこ対策会議の開催、禁煙研修会への講師派遣</p> <p>(5) 福井の食材を活かした健康メニューの発信や福井県下の飲食店等による健康メニューの提供を実施する。</p>

【法規性について】

<検討の対象とした事業>

慢性腎臓病（CKD）対策事業

<理由>

「メタボリック対策推進事業」として、県は「特定健診データ把握推進事業」、「運動普及支援事業」、「慢性腎臓病（CKD）対策事業」、「禁煙サポート事業」及び「ふくい
の食と健康づくり普及事業」の5つを実施している。このうち、特に事務執行手続が複雑になる委託事業で予算金額の大きい「慢性腎臓病（CKD）対策事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「メタボリックな人が減少する」ことである。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

当該事業の実施主体は健康増進課であり、将来的な高齢化社会に備え、早い段階でこうした取組みが必要であるとの認識のもと実施している。当該事業は高齢化対策を主眼としたものではなく、県民のメタボリック症候群の予防や解消の一環として行われる中で、高齢者も対象に含まれるとの位置付けで実施している事業である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。ただし、事業の目的上、高齢者対策を主眼として積極的に推進しているものではない。

- ・ 個別的アプローチ・・・「ふくい健幸美食」メニューガイドなどの普及啓発冊子における記事や情報の掲載。
- ・ 全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。そのことを強く認識してもらうのは、当該事業を高齢化対策の関連事業として位置付けている長寿福祉課の方である。高齢者の健康づくりを強化するために、当該事業とより連携していくことが期待される。

○指標について

活動指標は、「出前健康講座の開催数」と「みんなで歩こうProject参加者数」の2つ、成果指標は、「20～60歳代の男性の肥満者割合」の1つが設定されている。

数値目標は、「みんなで歩こうProject参加者数」が平成25年度で20,000人突破、「20～60歳代の男性の肥満者割合」が平成24年度で15%以下とされている。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

活動指標、成果指標とも妥当である。事業細目が多いため活動指標は2つまでということにこだわらず、各細目に応じて設定することが望ましい。数値目標も妥当なものであるが、平成25年度事業実績を踏まえ、2つある数値目標を平成26年度以降の目標値に更新すべきである。

意見

「出前健康講座の開催数」については地域の要請により開催しており、回数がその都度増減することから目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管は健康福祉部健康増進課の健康長寿推進グループおよびがん対策推進グループである。担当者は当該事業が「第3次元気な福井の健康づくり応援計画」及び「第2次福井県がん対策推進計画」の一環として実施される事業であり、将来の高齢化社会への対応について寄与する施策であると認識している。

意見

当該事業は、メタボリック症候群（内臓脂肪症候群）の予防、解消の推進を図り、生活習慣病の予防を目的とする事業である。生活習慣病となると、その後の医療費が高額となり、介護の可能性も増すため、健康長寿を目標とする福井県にとっては重要な施策であると考えられる。

こうした視点から、所管課では将来の高齢化社会に対応するための予備的・準備的な施策であると認識している。そして、当該事業にかかる根本の目的が県民全体のメタボリック対策であり、高齢者に対する視点も織り込まれていることから、高齢者の健康づくりとしても実施が期待されている事業である。この点、高齢化対策そのものについて事業が有効であるか否かの判断は難しいが、関連施策の一環として位置づけられることに合理性は認められる。県民のメタボリック対策が当該事業の一義的な目的であるが、高齢者の健康づくりに関連する施策との共通性を探って積極的に協力していくことを期待したい。

【公平性について】

当該事業はイベントの実施や普及啓発活動が主な事業内容でもあり、公平性に問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成24年度に「ふくい健幸美食」認定事業や「みんなで歩こうProject」が実施されており、拡充の方向で事業見直しが行われている。

○コストについて

普及啓発活動が主な事業内容のため、広報やイベント実施費用が主な事業コストとなる。そのため、既存で県が持っている広報手段を有効活用することや、メタボ予防推進に協力的な団体等の協力を得ることで、実質的な事業コストの削減が可能となる。

意見

他の力の有効利用という意味では「ふくい健幸美食」を提供する飲食店は強力な広報手段となりうる。肥満大国であるアメリカでは外食業や宅配業における高カロリー・高脂質な食事が問題となっているが、日本でも外食時のカロリー摂取量は自宅での摂取量よりも高いと考えられる。「ふくい健幸美食」の協力店と一目でわかるステッカーの掲示や、協力店を県の職員が積極的に利用するなど、事業推進を図るべきである。

○その他

事業の中では、みんなで歩こうProject参加者数が既に目標値20,000人を上回っており、実績としてはかなり目立つ。

意見

みんなで歩こうProjectは、参加者のその後の運動習慣定着の可能性が見込まれる。また、福井県の人口を考えると平成25年度の実績20,324人はかなり高い数値であり、需要は大きいとも考えられる。コストもそれほどかからないことから、目標を高めに設定して健康福祉部全体で取り組むことを検討することも考えられる。

V-2-5 口腔衛生対策事業費

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	8,642	10,180	8,788	9,143
決算額（千円）	8,465	10,043	8,697	9,096

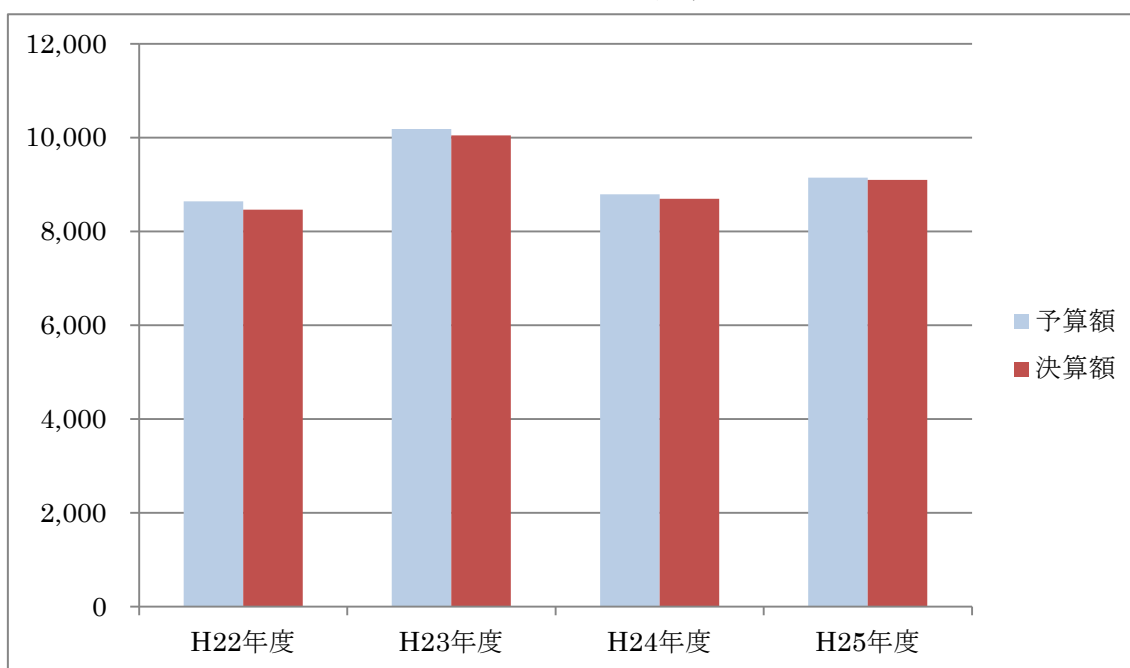
（事業効果の推移）

活動 指標	イベント実施回数（回）	8	8	8	8
	無料歯科健診受診者数（人）	2,443	2,602	2,252	2,036
成果 指標	12歳児の一人平均虫歯数(人)	1.9	1.7	1.6	1.5
	歯科健診を継続して受けようと思う人の割合（％）（※）	98.4	98.8	98.5	96.6

（※） 無料歯科健診受診者を対象としたアンケート結果による。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は、平成23年度に若干増加しているものの、基本的には同程度で推移している。活動指標の「無料歯科健診受診者数」は減少傾向にあるが、そのほかの活動指標、成果指標ともに横ばいの状況である。

【事業の目的と概要】

事業目的	歯科疾患の予防のため、正しい歯科保健知識の普及、および歯科健診の普及を図る。
事業内容	(1) 嘱託歯科医師による講習会等を開催する。 (2) 歯を守る週間を通じて歯科健診、保健指導およびフッ化物塗布等の予防事業や普及啓発活動を実施する。 (3) 生涯を通じて歯や口の健康を保つため、ライフステージに応じた効果的な歯科疾患予防を実施する。 (4) 保育園、幼稚園でフッ化物洗口を実施する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

健康な歯を守る「8020 運動」事業

<理由>

「口腔衛生対策事業」として、県は「嘱託医師人件費」、「歯を守る週間補助金」、「健康な歯を守る「8020 運動」事業」及び「子どもの歯の健康プロジェクト」の4つを実施している。このうち、特に事務執行手続が複雑になる委託事業で予算金額の大きい「健康な歯を守る「8020 運動」事業」を検討対象とした。

<検討結果>

委託先から提出される事業完了実績報告書上の実施期間について、「自 平成 25 年 8 月 9 日 至 平成 25 年 3 月 31 日」と記載されており、検討がないまま受付及び検査がなされている。本来、「平成 26 年 3 月 31 日」までの事業であると解されるが、委託先からの書類内容の確認について徹底すべきである。

また、検査確認日が 3 月 31 日となっており、検査実施日の正確性を欠く事実が発見された。IV-4-1 の指摘事項と同様であり、当該項目を参照されたい。

指摘

事業完了実績報告書に関する検査が徹底されていない。年度を越えて実施される事業が非常に少ない状況であり誤認の可能性は低いと考えられるが、受付印を付して期日管理を実施している以上は検査すべき項目として徹底する必要がある。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、いわゆる「8020 (80 歳で 20 本)」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

当該事業の実施主体は健康増進課であり、将来的な高齢化社会に備え、早い段階でこうした取組みが必要であるとの認識のもと実施している。当該事業は高齢化対策を主眼としたものではなく、県民の健康増進の一環として実施する施策の中で、高齢者も対象に含まれるとの位置付けで実施している事業である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。ただし、事業の目的上、高齢者対策を主眼として積極的に推進しているものではない。

- ・個別的アプローチ・・・・「県民の歯を守る週間」におけるポスター掲示と歯の健康相談・ブラッシング指導などのイベント開催。
- ・全体的アプローチ・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。長寿福祉課は高齢者の口腔機能の向上を強化するために、当該事業とより連携していくことが期待される。

○指標について

活動指標は、「イベント実施回数」と「無料歯科健診受診者数」の2つ、成果指標は、「12歳児の一人平均むし歯数」と「歯科検診を継続して受けようとする人の割合」の2つが設定されている。

数値目標は、12歳児の一人平均むし歯数で1.3歯が平成29年度までのものとして設定されている。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

活動指標も成果指標も妥当である。特に、成果指標として「歯科検診を継続して受けようとする人の割合」といった意識の変化を示す計数を採用することは、健康福祉関連の指標としてふさわしい。他の事業についても、こうした県民意識を示す指標を成果指標に加えていくことを検討することが望ましい。

意見

指標の一部に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管は健康福祉部健康増進課の健康長寿推進グループである。担当者は当該事業が「第3次元気な福井の健康づくり応援計画」の一環として実施される事業であり、部分的に将来の高齢化社会への対応について寄与する施策であると認識している。

意見

当該事業は、歯科疾患の予防のため、正しい歯科保健知識や歯科健診の普及を目的とする事業であり、健康づくりの一環としての役割を担う。こうした視点から、所管課では、将来の高齢化社会に対応するための予備的・準備的な施策であると認識している。そして、当該事業にかかる根本の目的が県民全体の健康増進であり、高齢者に対する視点も織り込まれていることから、高齢者の健康づくりの一環としても実施が期待されている。この点、高齢化対策そのものについて事業が有効であるか否かの判断は難しいが、関連施策の一環として位置付けられることに合理性は認められる。県民の健康増進が当該事業の一義的な目的であるが、高齢者の健康づくりに関連する施策との共通性を探って積極的に協力していくことを期待したい。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

当該事業は普及啓発活動が主な事業内容となるが、講習会や研修会は嶺北、嶺南で実施されており、公平性に問題を生じるような事業内容ではない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、每期、効果的な予防手法の模索が行われている。

○コストについて

「8020 運動」事業においては、事業の性質上、歯科健診に要する消耗品の額が多くなる。それ以外の事業では、講習会や研修会の開催が主な活動内容であり事業コストは低い。

意見

事業の目標からすれば、「歯の健康」に対する意識を若い世代から育むことが重要であるが、こうした意識の変革のためにはコストよりも時間がかかる。そのため、長期的な視点から当該事業を実施していくことを検討すべきである。また、歯科医師会の協力で無料検診を実施しているため、今後とも積極的に協力しながら事業の推進を図っていくことが考えられる。

○その他

実績の中では、活動指標の「無料歯科健診受診者数」が平成 23 年度から減少傾向となっている。成果指標の歯科検診を継続して受けようとする人の割合も高水準ではあるが、平成 25 年度は少し下がっている。

意見

各活動指標や成果指標に関して、事務事業カルテ上にその推移を示すことは重要である。ただし、事務事業カルテをより有効に活用するためにも、もう一步踏み込んで指標の変動について説明を加えることが望ましい。予算額や決算額についても同様に、追加的な説明を加えることを検討すべきである。

V-3 二次予防事業の対象者の早期発見と効果的な介護予防に関する事業

福井県では「経済的支援の充実に関する事業」として、次ページ以降に記載する「V-3-1」から「V-3-2」までの事業のほかにも、下記の事業を実施している。しかし、別途検討済みであることから、あらためて検討しない方針とした。

(他の施策と重複して検討している事業)

施策名	事業名
V-1 自己管理による健康づくりの充実	IV-1-1 健康づくり・生きがいくくり支援事業

V-3-1 老人クラブ活動助成事業

【予算額、決算額および指標の推移】

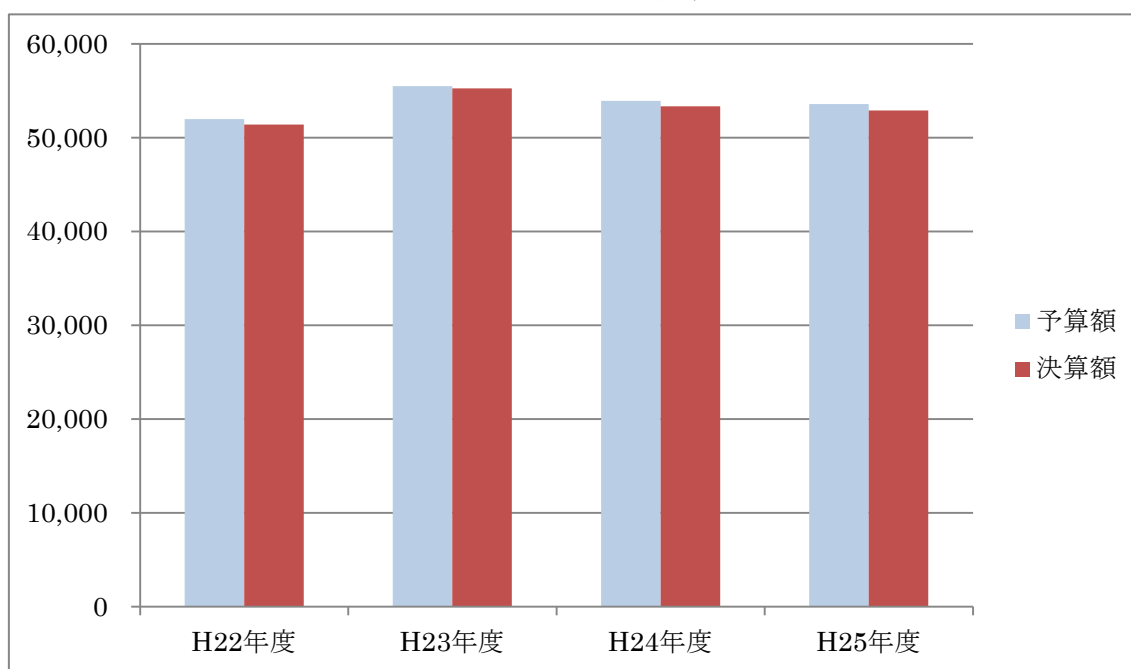
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	51,962	55,479	53,925	53,569
決算額（千円）	51,375	55,244	53,326	52,894

（事業効果の推移）

活動 指標	研修会開催数[参加者数]（回[人]）	16[1,547]	5[984]	5[971]	5[995]
	会員数（人）	72,003	69,346	66,671	64,557
	老人家庭相談員数（人）	1,160	1,142	1,141	1,123
成果 指標	元気生活率（65歳～74歳）（%）	89.2	96.6	96.6	96.6
	元気生活率（75歳～84歳）（%）	76.1	82.9	82.8	82.5

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額はともに大きな増減はない。活動指標のうち、「研修会開催数[参加者数]」については平成23年度に大きく減少した以降はほぼ横ばいである。「会員数」については減少傾向にあり、「老人家庭相談員数」については、横ばいとなっている。成果指標の「元気生活率（65歳～74歳）」および「元気生活率（75歳～84歳）」については、平成23年度に上昇し、以降は横ばいとなっている。これは、平成23年度に元気生活率の統計範囲が「75歳から79歳」を「65歳から74歳」へ「80歳から84歳」を「75歳から84歳」へそれぞれ変更しているためである。

【事業の目的と概要】

事業目的	高齢者がすこやかで充実した生活を送るための様々な社会活動が行える環境づくりが求められていることから、高齢者最大の団体である老人クラブの活動を支援する。
事業内容	<p>①老人クラブ活動、市町村老人クラブ連合会、県老人クラブ連合会助成・・・ボランティア活動、生きがい健康づくり活動、その他社会活動に要した経費および単位老人クラブに対する指導事業等に助成する。</p> <p>②老人クラブ活動推進員設置事業・・・老人クラブ活動の充実、発展、指導等を行う老人クラブ等活動推進員の設置に支援する。</p> <p>③お年寄りふれあい訪問事業・・・寝たきりや認知症老人等の介護家族および一人暮らし老人等の相談に応じる老人家庭相談員の資質向上のために支援する。</p>

【合规性について】

<検討の対象とした事業>

社会参加活動・世代間交流実践事業

<理由>

事業カルテ上の事業数は6つとなっており、「老人クラブ連合会助成事業」、「市町老人クラブ連合会助成事業」、「老人クラブ連合会補助事業」、「老人クラブ活動推進員設置事業」、「お年寄りふれあい訪問事業」及び「社会参加活動・世代間交流実践事業」に区別される。このうち、国庫を財源とせず、特に事務執行手続が複雑になる事業である「社会参加活動・世代間交流実践事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「多くの高齢者が老人クラブ活動に参加することにより、高いレベルの元気生活率が維持されること」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・県のホームページにおける老人クラブ活動等の紹介。
- ・ 全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

老人クラブについては、高齢者だけでなく高齢者でない他の世代にも広く周知されている。ただし、老人クラブ活動の機能として福井県が想定している「要介護予防に絶大な効果」については、県が認識しているほど社会全体に伝わっていないと推測される。老人クラブが高齢者の生活を充実させるための活動であることだけでなく、高齢者本人や家族にとって健康維持のための重大な活動であることを積極的に周知することが望ましい。特に「介護予防によって家族の負担減につながる」という考え方は、経済性を伴った有用な情報であり、できるだけ広く社会に浸透することで、大きな経済的価値を生み出す可能性を有している。

○老人クラブの状況について

全ての事業細目が一体的に実施されて初めて効果的に推進できる事業であるが、このうち事業の「柱」となるのは老人クラブである。しかし、老人クラブの会員数は、高齢者が増加しているにもかかわらず、大幅な減少を続けている。このままでは、県が思い描く「高齢者の活発な活動→元気生活率の向上→高齢者とその家族の負担減に加えて医療費の抑制」というシナリオ通りにはならない。所管課では減少の要因を「高齢観の変化」と「高齢者雇用の推進」にあるとしているが、全くその通りである。特に「高齢観の変化」は大きく影響していると考えられる。現在の60歳代と老人クラブという名称はイメージが大きくかけ離れている。

意見

要介護者認定者数を低水準にて維持するためには、高齢者の積極的な社会活動を促すことが重要である。こうした観点から、当該事業の必要性及び重要性は高い。特に、カルテの活動指標が下がり続けるといった事業は極めて稀なケースでもあり、福井県は老人クラブの活性化に注力することを検討すべきである。

なお、各老人クラブにおいて、アンケートの集計や入会の勧誘活動の中で入会しない理由を調査している。こうした結果を活用し、老人クラブへの参加者数が減少している現状を今一度、検討する方が良い。また、個々人が老人クラブ活動への参加勧奨を地道に行うような意識の醸成が必要となってくる。福井県庁も組織全体がこの問題に向き合い、各部署それぞれが協力しあって対策を講じていくことが望まれる。なお、「老人クラブ」という名称を変更することも提案しておく。

○指標について

活動指標は「研修会開催数（参加者数）」、「会員数」、「老人家庭相談員数」の3つ、成果指標は「元気生活率（65歳～74歳）」、「元気生活率（75歳～84歳）」の2つが設定されている。

数値目標は「元気生活率（65歳～74歳）」が97%、「元気生活率（75歳～84歳）」が84%である。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

活動指標のうち、「研修会開催数（参加者数）」および「老人家庭相談員数」は「お年寄りふれあい訪問事業」について、「会員数」は「老人クラブ連合会助成事業」、「市町老人クラブ連合会助成事業」、「老人クラブ連合会補助金」および「老人クラブ活動推進員設置事業」についての活動状況をあらわした指標である。いずれの指標についてもそれぞれの事業の活動指標としては妥当であると考えられる。しかし、「社会参加活動・世代間交流実践事業」についての活動指標は設定されていない。例えば、イベントの開催回数や参加者数といった指標を設定すべきである。また、活動指標のうち「会員数」については、加入対象となる高齢者の絶対数が大きく増減することで、努力結果を正確に反映しない可能性がある。そのため、加入率を併記することが望ましい。

成果指標の「元気生活率」は介護を受けない高齢者の割合であり、まさに福井県の目標とする「エイジング・イン・プレイス」の達成状況を把握するために必要不可欠な指標である。成果指標として妥当であると考えるが、事業目標に沿った成果指標の設置についても検討することが望ましい。例えば「老人クラブ加入者の元気生活率」などが考えられる。

意見

活動指標および成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。また、数値目標はカルテに記載すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○老人クラブへの加入について

老人クラブおよび関連事業への助成総額は50百万円を超える額となっているわけであるが、老人クラブへ加入しなければこの50百万円の支出に見合うサービスを受用できないこととなる。県内で全県をカバーするような高齢者団体が他にはなく、ほとんどの人が加入しているとの前提で公平性は保たれると考えられるが、加入率が低い状況では公平性に問題が生じる。

意見

老人クラブだけが高齢者を代表する団体である必然性はない。NPOなど様々な受け皿が考えられる。現在県では「達年ボランティア」と「明るい長寿社会づくり」事業でそういった団体への支援を実施している。今後は既存の老人クラブにとらわれない高齢者団体の設立も考えられるわけであるから、そういう団体への支援を更に充実すべきである。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成23年度に元気生活率アップ事業を市町老連健康づくり事業と統合、平成24年度にミニクラブへの補助を終了、平成26年度に社会参加活動・世代間交流実践事業の高齢者元気活躍支援事業への組替えなど頻繁に見直しが行われている。

意見

関係資料を閲覧する限りでは、コストを下げつつ、有効なものを模索している印象は受ける。具体的な活動内容については、老人クラブ会員の平均年齢が上昇している点も検討要素とすべきである。

○コストについて

老人クラブ連合会助成事業、市町老人クラブ連合会助成事業及び老人クラブ活動推進員設置事業は、国の制度に基づく事業である。そのため、補助単価は予め決定されており、県の判断でコストを削減する余地は無い。また、老人クラブ連合会補助金については、福井県老人クラブ連合会の活動費の一部を補助しているが、その額は毎年一定額である。なお、お年寄りふれあい訪問事業および社会参加活動・世代間交流実践事業については、その都度予算を見直しており、コスト削減努力が見られる。

意見

事業の内容が補助金の給付であるため、支出額削減によるコスト削減のためには、補助金を削減するかしかない。国の制度で決まっているものについては削減が困難であるが県独自で実施する事業のコストについては、每期一定額で問題が無いかを一度検討すべきである。

V-3-2 介護予防・リハビリ推進人材養成事業

【予算額、決算額および指標の推移】

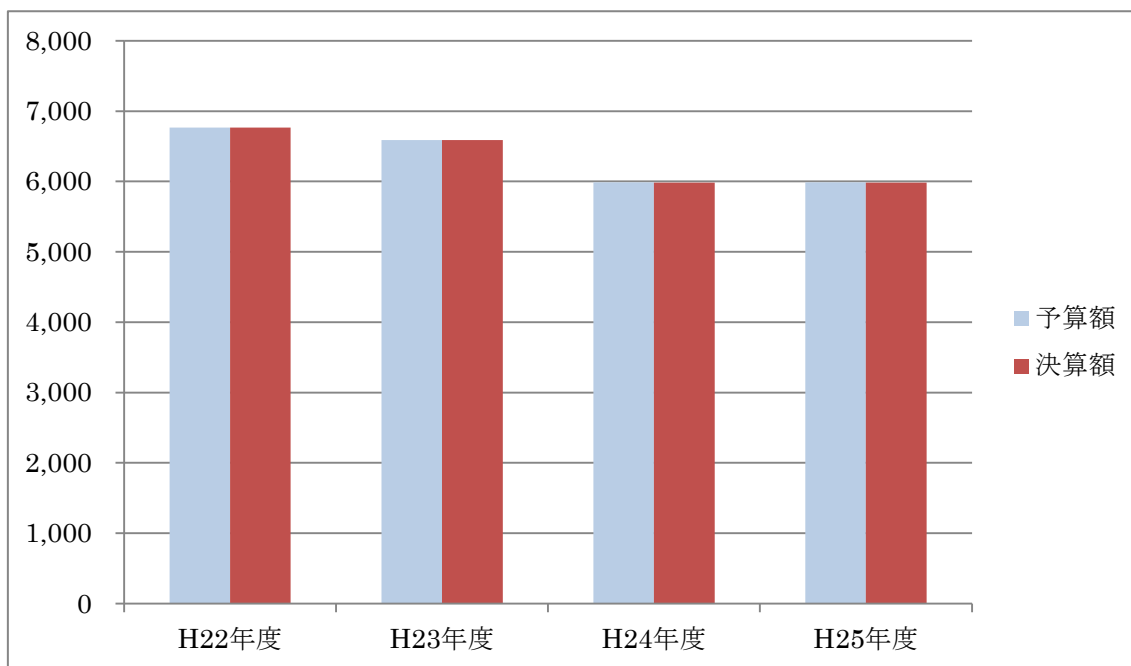
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	6,765	6,586	5,986	5,986
決算額（千円）	6,765	6,586	5,981	5,981

（事業効果の推移）

活動 指標	研修回数（回）		12	12	16
	派遣回数（回）		91	89	122
成果 指標	介護予防サービス従業者養成数（人）	886	781	712	1,041

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は平成23年度から平成24年度に減少している。これは、事務執行コストについて、徐々に削減が図られてきたことによる。ただし、活動指標は増加傾向にあり、また成果指標についても平成23年度、24年度に減少しているものの、平成25年度には増加に転じている。

【事業の目的と概要】

事業目的	高齢者に対する介護予防・リハビリを推進するため、市町等県内の介護予防関係者等に対し、効果的な介護予防等についての研修、現場指導等を行い、介護予防やリハビリに携わる人材の養成を図る。
事業内容	<p>①福井県リハビリテーション支援センター 地域リハビリテーション広域支援センターの活動を支援：調査検討委員会の開催、広域支援センター職員研修の実施、連絡調整会議の開催</p> <p>②地域リハビリテーション広域支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス研修の開催：介護予防サービス従事者に対し、効果的なサービス提供などに関する研修を実施 ・相談・現場指導：市町や介護予防サービス従事者からの相談にリハビリ専門職が応じるとともに、現場での指導を行う。 ・事業運営委員会の開催：介護予防・リハビリの推進策や関係機関の協力方策を検討する委員会を開催する。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

介護予防・リハビリ推進人材養成事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「介護予防・リハビリ推進人材養成事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「質の高い介護サービスの提供がなされる社会の実現（もしくは維持）とその作用による要介護認定率の抑制」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・事業委託先である各病院との十分な協議・調整。
- ・ 全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

当該事業については、行政と事業主体だけの意識が高くても、大きな成果は得られないと考えるべきである。カルテには、「介護予防重視型システムへの転換」に向けての取り組みを重点化する旨が示されており、外部監査として支持するところであるが、成果を上げるためには、これを社会全体の共通認識として浸透できるかどうかのポイントとなる。特に介護予防の対象となる高齢者の方々の高い意識が不可欠である。

○指標について

活動指標は「研修回数」と「派遣回数」の2つ、成果指標は「介護予防サービス従事者養成数」の1つが設定されている。

介護予防サービスの従事者が前年度を上回ることが目標である。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

当該事業に関しては、活動指標として明確な指標を設定しにくい状況にある。少しインパクトには欠けるが、現在設定されている指標に代替する評価基準が想定されにくい。成果指標に関しても、現在設定されているものについて否定されるものではないが、「介護予防・リハビリテーションの現場における質の向上」を目指すという事業目的からは、「要介護となる危険性が減じられていることを示す指標」の追加も検討することが望ましい。

意見

活動指標に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。また、数値目標はカルテに記載すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

県内 6 地域に地域リハビリテーション広域支援センターが（6 つの病院内に）設置され、県内全体をカバーする体制が整備されている。さらに、福井県リハビリテーション支援センターが、県内全体の人材養成に関する役割を担っている。

意見

地域リハビリテーション広域センターの整備により、サービスエリアが県内全域にカバーされている。そのため、地域間の公平性は確保されていると考えられる。ただし、それらのサービスの質・レベル感が均一であることが望まれる。そのために研修事業活動が実施されているわけであるが、担当課としては単なる研修回数や派遣回数だけでなく、「現場のレベル感」についても今後の検討課題として取り上げていくことが望ましい。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。カルテの見直し欄には何も記載されていないが、介護予防・リハビリ推進策や関係機関の協力方策を検討する委員会の開催が、事業そのものとして実施されている状況にある。

○コストについて

当該事業は支出額すべてが、福井県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターを設置している病院への委託費である。委託費は平成 22 年度と比べると平成 24 年度は 11.6% 減少しており、コスト削減が図られている。

意見

支出額がすべて委託費の支出であるため、支出額削減によるコスト削減のためには、委託費を下げるかしかない。一般的に、委託費の削減には一般競争入札が有効であるが、福祉事業の場合、業務の内容から競争入札の導入は困難であるし、現実的ではない。そのため、委託費の削減には、委託する業務内容の縮小、単純化、効率化が結果として最も効果的であると考えられる。そのためには、委託業務に無駄な（手間のかかる）業務が無いかについて毎年見直すことが必要であり、委託先の協力は欠かせない。

V-4 元気な高齢者のボランティアや地域活動などの促進に関する事業

V-4-1 生きがい対策事業

【予算額、決算額および指標の推移】

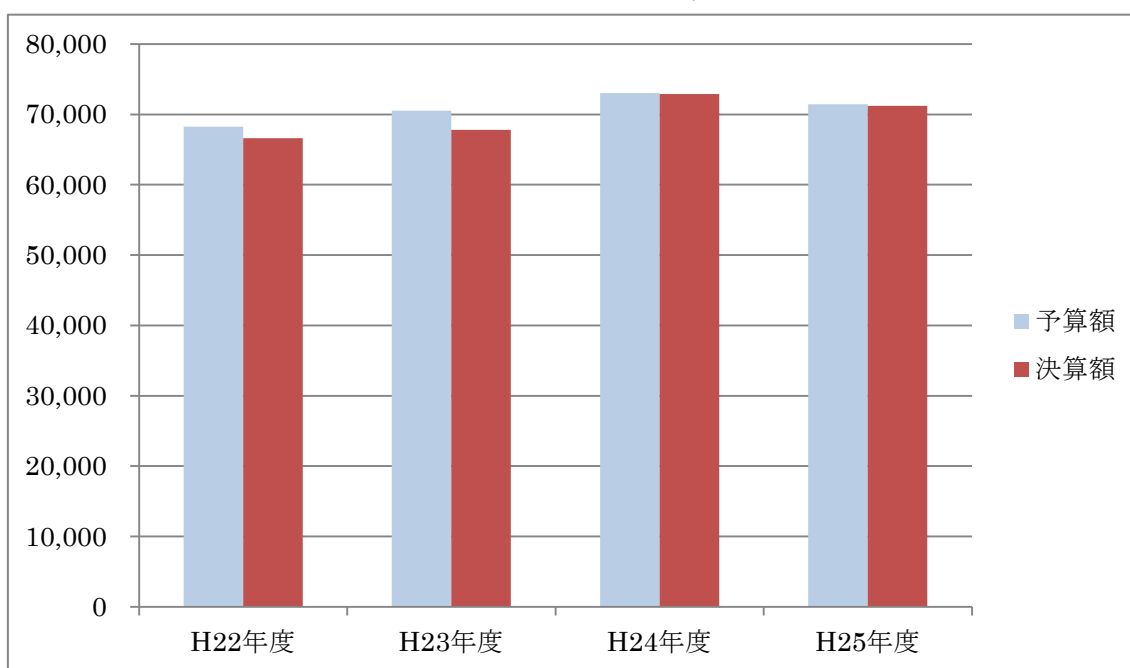
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	68,268	70,505	73,046	71,417
決算額（千円）	66,614	67,783	72,893	71,217

（事業効果の推移）

活動	チャレンジ塾開催種目数（種目）	23	23	25	22
指標	「達年」ボランティア参加者数（人）	689	912	325	380
成果	チャレンジ塾参加人数（人）	412	364	386	383
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額はともに増加傾向であったが、平成25年度に若干減少している。大幅な増加や減少はない。

活動指標および成果指標はともに増減が見られ、増加傾向にあるとは言えない。なお、活動指標の1つである「達年ボランティア参加者数」は平成24年度に大きく減少しているが、これは補助対象要件の見直しを行ったことによる。

【事業の目的と概要】

事業目的	高齢者の増大や長寿化の進行により長い人生を健康で生きがいに満ちたものにするため、高齢者の学習活動、健康づくり活動、地域活動等を促進する事業を実施し、高齢者の生きがいつくりと健康づくりを支援する。
事業内容	<p>① 明るい長寿社会づくり推進事業</p> <p>健康長寿社会づくりに関する普及啓発事業、高齢者の生きがい健康づくり促進事業、高齢者の能力活用促進事業、情報収集・調査研究事業など高齢者の生きがいと健康づくりを推進するための事業を総合的に実施する。</p> <p>② 「達年」地域ボランティア活動支援事業</p> <p>「達年」（元気な高齢者）の地域社会参加促進を図るとともに、その活動を高齢者や子育て支援に活用するため、ボランティアグループを募集し支援する。</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

明るい長寿社会づくり推進事業

＜理由＞

「生きがい対策事業」として、県は「明るい長寿社会づくり推進事業」と「「達年」地域ボランティア活動支援事業」の2つを実施している。このうち、予算規模の大きい「明るい長寿社会づくり推進事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「高齢者にとっての学習活動、健康づくり活動、地域活動等の場が十分に確保された社会」である。この成功イメージについては、具体性ありとはいえないが、他に適当なものも見当たらない。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・県のホームページにおける各事業の高齢者活動紹介。
- ・ 全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

前述した老人クラブへの加入者が減少していること理由のひとつが、「対象年齢層に幅がありすぎる」ことや、「地域ごとの組織で広がりがない」ことであるなら、老人クラブの支援事業に代替する活動として、当該事業は有益であると考えられる。こうした事業が効果的に実施されるためには、チャレンジ塾や達年ボランティアといった関連事業を含め、どれだけ社会から認知されているかが課題となる。県としては、当該事業を含め実施している活動を一連のサービス・メニューとして、今後広く周知していく施策を検討するが望まれる。

○指標について

活動指標は「チャレンジ塾開催種目数」および「達年ボランティア参加者数」の2つ、成果指標は「チャレンジ塾参加人数」の一つである。

活動指標・成果指標ともに数値目標は設定されていない。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標のうち「チャレンジ塾開催種目数」は明るい長寿づくり推進事業の活動状況を、「達年ボランティア参加者数」は、「達年」地域ボランティア活動支援事業の活動状況を示す指標である。活動指標としてはいずれも妥当であるが、活動指標として平成25年度から開始した高齢者地域交流ウォーキング事業の実績（参加者数など）についても、指標として掲げること検討したほうがよい。

成果指標の「チャレンジ塾参加人数」は明るい長寿づくり推進事業に対する成果指標としての位置づけであるが、むしろ推進事業の活動状況を示す指標であり、「チャレンジ塾開催種目数」とともに活動指標とすることも考えられる。（次ページに続く）

(続き)

なお、事業カルテには、「達年」地域ボランティア活動支援事業の成果を示す指標が記載されていない。「達年」地域ボランティア活動支援事業の目標は、元気な高齢者のボランティア参加の推進であるため、「達年」地域ボランティア活動支援事業の対象に限った指標とする必要はないかもしれない。例えば「福井県全体としての高齢者のボランティア参加者数(延べ)」などが成果指標として適していると考えられる。また、事業の目的からは「高齢者が学習活動、健康づくり活動、地域活動等の場が十分に確保されていると感じる程度」といった、意識調査の結果を踏まえるとより事業の効果が明示されることとなると考えられる。

意見

すべての活動指標・成果指標に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるかぎり目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○達年ボランティアの活用について

事務事業カルテの活動指標「達年」ボランティア参加者数の実績が、平成23年度の912人から、平成24年度では325人と急激に減少している。これは、活動指標の実績の計測を補助対象とした団体の参加者数として表示しているためである。平成23年度に50団体であった補助対象団体を20団体に減らしたため、数値が減少したものである。

意見

高齢者のボランティア活動について、「高齢者の生きがづくり」だけでなく「ボランティア戦力」としての側面を重視した捉え方をすることも考えられる。積極的にボランティア活動に携わる機会を創出することで、当該事業の目標である「生きがい」や「健康づくり」といった行政目標を達成するとともに、例えば産休や育休への人材対応といった企業環境整備への貢献を促すことが期待される。そうした点では、県が推進するボランティア活動の方針は高齢化対策だけでなく、少子化対策等他の事業目標にも効果をもたらす複数の側面をあわせ持つ。県としてより広い視野から関連部署と協力し、効果的な事業活動の推進が期待される。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

生きがい対策事業のうち明るい長寿づくり推進事業は、福井県社会福祉協議会を補助対象とした事業である。

意見

補助先の対象となっている福井県社会福祉協議会は市町社協との連携もあり、県内全域においてサービスが提供されている。また、「達年」地域ボランティア活動支援事業についても地域を絞った事業ではないため、県内全域においてサービスが提供されていると考えられる。そのため、公平性に問題はない。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成24年度に「達年」ボランティアの補助要件の見直し（過去2回以上助成を受けている団体を対象外とした）、平成25年度に高齢者地域交流ウォーキング事業を開始するなど、頻繁に見直しが行われている。

意見

高齢者地域交流ウォーキング事業については平成26年度から実施箇所を増加し、事業を拡大している。県では「ウォーキングが認知症予防に有効」であるとの方針から、積極的に事業推進に取り組むとともに、適時の見直しを実施している。

○コストについて

事業毎にみると「達年」地域ボランティア活動支援事業に関し、平成24年度に補助要件を見直す（補助回数通算2回までとした）ことによりコスト削減を図っている。一方の明るい長寿づくり推進事業については、事業内容を見直しているものの決算額に大きな増減は見られない。

意見

高齢者地域交流ウォーキング事業に関して、諸資料にあるように「ウォーキングが認知症予防に有効」であれば、当該事業の費用対効果と事業の拡散手法につき、もう少し精緻に検討してみた方が良いかもしれない。一般的に高齢化対策における成果の発現は相当遅くなると考えられ、「限られたコストの中で何をやるのか」という選択は非常に大切である。「これは」と思う施策については、できるだけ精緻な分析をするという姿勢が必要と考える。

意見

当該事業については、支出額のほとんどが補助金であるため、支出額削減によるコスト削減のためには、補助金を削減するが難しい。県では補助要件の見直しなどで補助金の削減に取り組んでいる。補助金の場合には、最終的には補助対象事業が自立できることが理想であり、そのことを意識して事業を実施すべきである。

実質的なコスト削減という視点からは、同じ支出に対しての成果（＝アウトカム）をより高くすることが考えられる。現在の成果指標が「チャレンジ塾参加人数」であることから、同水準の支出で当該成果指標を向上させることが実質的なコスト削減となる。このことを意識して事業を実施する必要があるが、外部監査が追加で示した指標も意識する必要がある。

【福井県社会福祉協議会への委託事業について】

○アンケートの実施とその活用について

福井県社会福祉協議会では独自にアンケートを実施している。県への報告事項とはなっていないため、その集計が行われていないものもあった。なお、サンプルで内容を確認した結果では全て前向きな意見であり、事業の有効性が確認できた。

意見

アンケートは、福井県社会福祉協議会が独自に実施しているものであり、県から要請しているものではない。アンケート結果等は事業の評価や次年度へのフィードバック資料として非常に有用であり、実績報告の項目とするなど県から積極的に実施と報告を求めていくべきである。

V-4-2 ボランティア活動振興事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	8,782	7,428	5,716	5,221
決算額（千円）	8,552	6,452	5,579	4,953

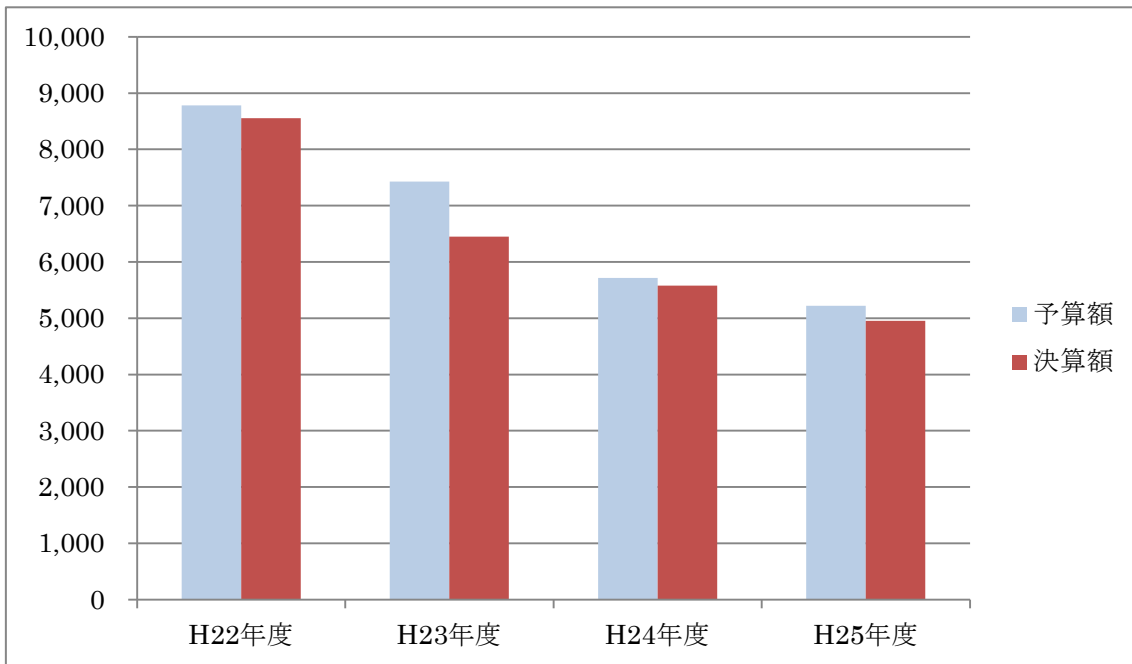
※該当部署が実施する事業のうち、「第5期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」に関連した事業のみを記載している。そのため、上記の記載金額は事業カルテ上の金額とは一致しない。

（事業効果の推移）

活動 指標	地域ぐるみ福祉教育推進事業研修会指数（回）	78	102	103	119
成果 指標	ボランティア活動行動者率（％）	59.6	61.1	63.8	70.5

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額は平成23年度以降減少し続けており、平成25年度の決算額は平成22年度の57.9%の水準まで減少している。これは、ボランティアセンターを運営する福井県社会福祉協議会への補助金を削減していることによる。ただし、活動指標および成果指標はいずれも上昇傾向にあり、事務執行金額の削減と逆行して推移している。

【事業の目的と概要】

事業目的	ボランティア活動の普及・促進のため、誰でも、いつでも気軽にボランティア活動を始めことができ、支援を受けることができる体制づくりを支援する。
事業内容	福井県社会福祉協議会が行う福祉教育を推進する事業、ボランティア担当者に対する研修事業に対し補助する。福祉教育推進事業のなかで、各市町の社会福祉協議会による、学校・民生委員・福祉委員・自治会等の地域住民で組織された委員会と協働した、地域を基盤とする「福祉教育」（福祉講演会、高齢者とのふれあい交流会）を実施している。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

ボランティアセンター活動事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「ボランティアセンター活動事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「ボランティアをしたい人が簡単にできる環境づくり」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は高齢化対策事業として位置付けられているが、担当課は長寿福祉課ではなく、地域福祉課である。事業を実施している地域福祉課は当該事業が高齢化対策として位置付けられていることを認識しているものの、その程度はそれほど強くないという印象を受けた。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・永年ボランティア活動実績のある個人・団体表彰及び県庁ホールでのボランティア活動紹介パネルの展示。

- ・全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。そのことを強く認識してもらうのは、当該事業を高齢化対策の関連事業として位置付けている長寿福祉課の方である。当該事業については担当課の認識はあるものの「強い」とまではいかない。長寿福祉課からより強く連動を求めるべきである。

○指標について

活動指標として「地域ぐるみ福祉教育推進事業研修回数」の1つ、成果指標として「ボランティア活動行動者率」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標および成果指標ともに事業開始当初より設定されており、その後の見直しはなされていない。現在設定している指標で問題はないが、事業目的の活動内容および目的に照らせばボランティア登録者数を活動指標とし、ボランティア活動者数を成果指標として追加した方が良い。また、成果指標のボランティア活動行動者率は、アンケート回答者のうち一年以内にボランティア活動を行ったと回答した者の割合を示すものであるが、こうしたわかりにくい指標については事業カルテ上の備考欄に計算式を示すことが望ましい。なお、ボランティア活動行動者率は順調に増加しており、数値目標を現在よりも高く設定することも考えられる。

意見

「高齢化対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、指標は「高齢者ボランティアの登録数」などがよいのではないか。カルテ上は、特記事項の欄に当該事業が高齢化関連事業に位置付けられている旨を明示することが望ましい。

意見

成果指標、活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管部署は、健康福祉部地域福祉課の地域健康福祉グループである。担当者は高齢化対策として位置付けられていることを認識しており、ボランティア活動振興事業は高齢化対策に間接的に役立っていると判断している。

意見

当該事業は、高齢者を対象者として実施されているわけではないが、ボランティアをする方にもされる方にも高齢者は含まれる。ボランティアをする側であれば、退職後に在職中の経験を生かしたボランティアを“生きがい”として行うことが予想され、一方で高齢者にはボランティアを必要とする方も多くいることが予想される。こうした事業の場合、高齢化対策として位置付けられているかどうかについて、県の担当者および事業の実施主体が認識しているかどうかで事業成果は大きく変わる。今後も、高齢化対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

○県内全域サービスについて

当該事業で運営されているボランティアセンターは、福井県社会福祉協議会と市町の社会福祉協議会に設置されている。そのため地域的な偏在もなく、公平性に問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、福縁ボランティア活動促進事業を平成24年度で終了し、平成25年度以降は福井県社会貢献支援ネットワーク活動に統合するなど、適宜見直しが行われている。

○コストについて

支出額のほとんどが、事業の実施主体である福井県社会福祉協議会への補助金である。平成 23 年度以降補助金は減少し続けており、これに伴い決算額も減少し続けている。平成 26 年度の予算では、さらに活動記録作成および委員会経費への補助を削減している。

意見

県としては仕組みづくりなどの立ち上げのみ関与し、その後はできる限り自主的な実施を促すことが望ましい。そのため、現在の支出額削減方針には賛成である。ただし、支出額の減少が事業規模の縮小や質の低下を招かないような配慮が不可欠である。この点、活動指標や成果指標の実績推移を見る限り、担当部署のフォローは適時に実施されている。県の担当者および福井県社会福祉協議会の努力の成果であり、こうしたノウハウを他部署が実施しているボランティアカフェ等でも活用することができないか、情報を共有すべきである。

【福井県社会福祉協議会への委託事業について】

記載すべき事項は発見されなかった。

【その他】

○ボランティアカフェとの連携について

当該事業は「誰でも、いつでも気軽にボランティア」ということを事業目的としているが、窓口は福井県社会福祉協議会および市町の社会福祉協議会であり、その主たる活動は、福祉事業関連のボランティア事業である。

意見

「誰でも、いつでも気軽にボランティア」に関連する事業ということであれば、当該事業よりも男女参画・県民活動課が担当するボランティアカフェ事業の方が、イメージとしては近い。これと比較すると、福井県社会福祉協議会で実施するボランティア活動事業は「気軽にいける場所」ではない。県の担当部署の認識として、福祉に関連するボランティアとこれ以外の災害等ボランティアとは扱い方に相違がみられる。今後、これらを区別することなく、ボランティア活動の連携について検討することが期待される。

V-4-3 観光ボランティアガイド育成支援事業

【予算額、決算額および指標の推移】

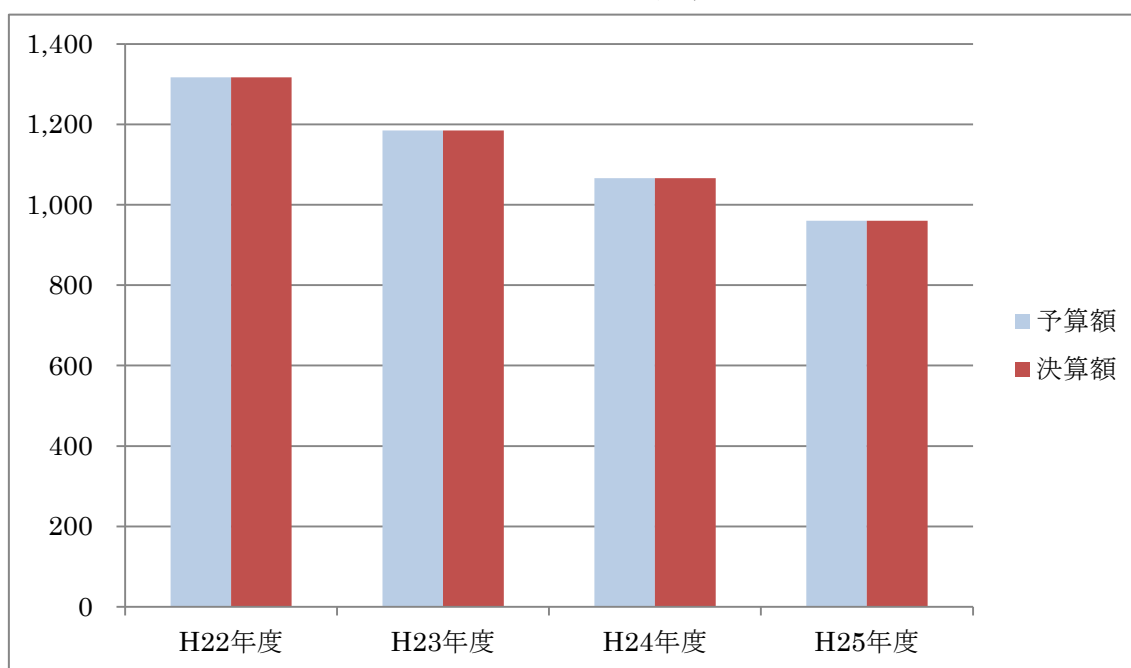
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	1,317	1,185	1,066	960
決算額（千円）	1,317	1,185	1,066	960

（事業効果の推移）

活動	研修回数（回）	8	7	7	8
指標	受講者数（人）	268	344	355	333
成果	登録人数（人）	337	356	374	386
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は平成23年度以降毎年減少傾向にある。これは、予算シリングの対象となっているためである。活動指標のうち「研修回数」は横ばいであるが、「受講者数」は平成23年度に増加し、以降横ばいで推移している。成果指標の「登録人数」は上昇傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	長年生活している地域の情報に精通し、地域で活躍する観光ボランティアガイドの活動を支援することにより、観光客にきめ細かい観光情報を提供し、本県の持つ観光の魅力をアピールする。
事業内容	観光ボランティアガイドの資質向上研修会、先進地視察、意見交換会、語り部発表会等を実施する。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

観光ボランティアガイド育成支援事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「観光ボランティアガイド育成支援事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「ボランティアガイドが増えること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は高齢化対策事業として位置付けられているが、担当課は長寿福祉課ではなく、観光振興課である。事業を実施している観光振興課は当該事業が高齢化対策として位置付けられていることを認識しているものの、その程度はそれほど強くないという印象をうけた。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別のアプローチ・・・・・・県観光連盟のホームページによる周知及び発表会の一般公開。
- ・全体的アプローチ・・・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。そのことを強く認識してもらうのは、当該事業を高齢化対策の関連事業として位置付けている長寿福祉課の方である。当該事業については担当課の認識はあるものの「強い」とまではいかない。長寿福祉課からより強く連動を求めるべきである。

○指標について

活動指標は、「研修回数」と「受講者数」の2つ、成果指標は、「登録人数」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標、成果指標とも現在のもを妥当と判断する。もうひとつの成果指標として、ボランティアガイドの活躍の程度を示すような評価基準を設置することができれば、なお望ましい。

意見

「高齢化対策としての指標を別途設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、指標は「高齢者のボランティアガイド登録数」などがよいのではないか。カルテ上は、特記事項の欄に当該事業が高齢化関連事業に位置付けられている旨を明示することが望ましい。

意見

成果指標、活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管課は、観光営業部観光振興課の観光誘客グループである。担当者は高齢化対策として位置付けられていることを認識しており、観光ボランティアガイド育成支援事業は高齢化対策に有効であると判断している。

意見

当該事業は、観光ボランティアガイドによりきめ細かい観光情報を提供することで福井県の持つ観光資源の魅力をアピールする事業である。一見すると高齢化対策とは全く関係が無い事業ではあるが、ボランティアガイドの登録者には高齢者も多く、高齢者の生きがいの場の提供など高齢化対策事業と言える面もある。よって、当該事業が高齢化対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、高齢化対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

観光ボランティアガイドの事業内容に、公平性の問題を生じさせるようなものはないため検討を省略する。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、今後、若手ガイドの獲得・育成を重点的に目指していく。

○コストについて

当該事業に対する支出額はすべて、福井県観光ボランティアガイド連絡協議会への補助金であり、その主たる利用内容は研修会や語り部発表会の開催費となっている。事務執行額は、予算のシーリングにより每期減少を続けている。ガイド事業はボランティアであり、費用対効果が非常に高いと推測される。

意見

予算削減にも限界がある。将来的には、所管課として福井県観光ボランティアガイド連絡協議会の経済的な自立を支援する取組みを含め、検討していくことが望ましい。

V-5 活動範囲を拡大するためのまちづくりと環境整備に関する事業

V-5-1 鉄道駅エレベーター整備事業

【予算額、決算額および指標の推移】

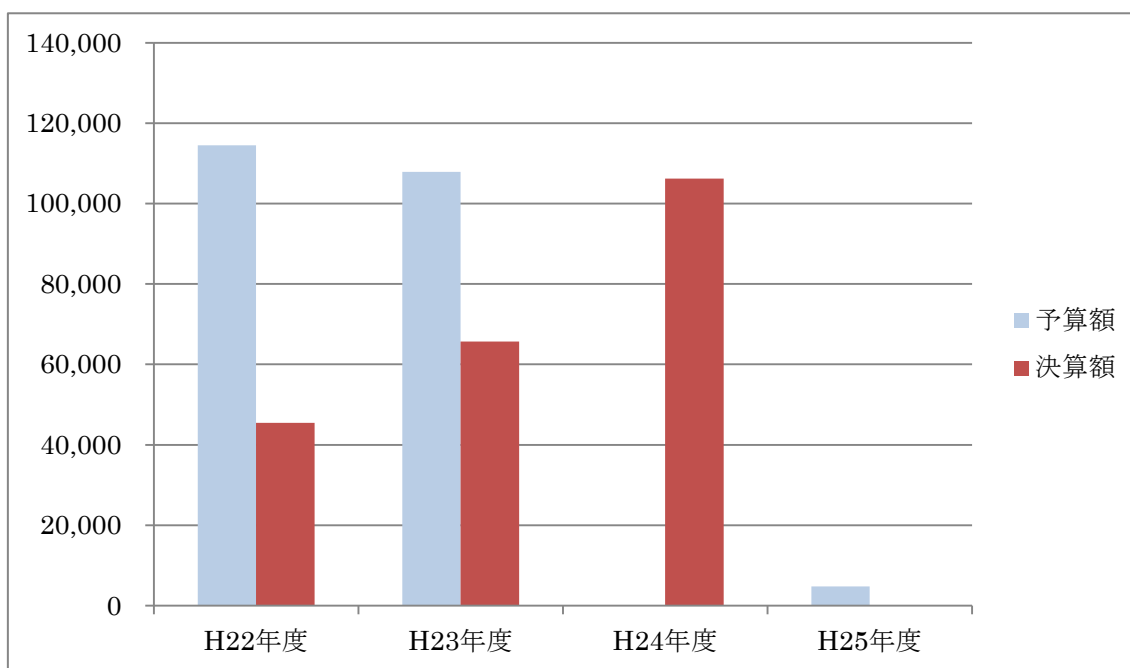
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	114,503	107,919	—	4,741
決算額（千円）	45,447	65,665	106,522	—

（事業効果の推移）

活動指標	バリアフリー化整備助成駅数（箇所）	2	2	2	2
成果指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額は年度によって大きく増減している。これは当該事業が施設整備に対する補助事業であり、補助事業案件の規模や件数により補助金額が大きく増減するためである。年度を越えて実施される整備事業でもあり、平成25年度では予算の執行は無かった。なお、活動指標の「バリアフリー化整備助成駅数」は2駅で同じである。

【事業の目的と概要】

事業目的	県内主要駅におけるエレベーター設置などのバリアフリー化整備に対して支援することにより、障害者や高齢者が社会参加しやすい福祉のまちづくりを推進する。
事業内容	国土交通省の補助採択を受け地元市町が補助を行う駅について、エレベーター設備や手すり等の設置に関する補助を行う。なお、負担割合は、国1/3、県1/6、市1/6及び事業者1/3とする。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

該当なし。

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は過年度より実施されているものの、平成25年度においては実績が無い。そのため、合規性に関する検討は実施していない。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「障害者や高齢者が参加しやすい福祉のまちづくり」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、こうした成功イメージの共有化は担当部署間において、十分に浸透しているとはいえないと判断した。これは、当該事業の実施主体が障害福祉課であり、高齢化対策を中心的に担う長寿福祉課では無いこと、および障害福祉課が推進する施策の主眼が、現在の高齢者だけに向けられた内容ではないことが理由として挙げられる。当該事業は高齢化対策の一環との位置付けでは無く、バリアフリー化を進める施策の中で、部分的に高齢者を対象とした施策も含まれている、との位置付けである。その上で、将来的な高齢化社会に備え、早い段階でこうした取り組みが必要であるとの認識のもと、実施している事業である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。ただし、事業の目的上、高齢者対策の一環として積極的に推進しているものではない。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・補助金交付要綱による関係機関（市やJR）に対する周知。

- ・全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。そのことを強く認識してもらうのは、当該事業を高齢化対策の関連事業として位置付けている長寿福祉課の方である。長寿福祉課からより強く連動を求めべきである。

○指標について

活動指標として「バリアフリー化整備助成駅数（累計）」の1つが設定されている。成果指標はない。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

事業目的からすると、高齢者や障害者の乗降者数アップがよいかもしれないが、この数値を捕捉するというのは現実的でない。指標としては現在のものが妥当と判断している。事業の内容を踏まえると、数値目標は乗降客 3,000 人/日以上以上の駅について、バリアフリー化率 100%とすることが望ましい。

意見

成果指標、活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管は健康福祉部障害福祉課の社会参加支援グループである。担当者は「福井県障害者福祉計画」の重点施策の一つとして、また「老人福祉計画および介護保険事業計画」の中の高齢化対策の一つとして位置付けられていることを認識している。

意見

当該事業は、障害者や高齢者が利用しやすい駅とすべく、駅のバリアフリー化を図る事業である。バリアフリー化によって高齢者の利用が促進されるのであれば高齢化対策事業と言えるが、そういった成果を具体的に測定することは困難である。しかし、「高齢化対策であるとの認識がなければ事業の成果は上がらない」というのが外部監査の意見であり、今後は、高齢化対策の一部であることを意識して事業を実施すべきである。

【公平性について】

○対象とする駅の選定について

県が当該事業の対象としているのは一日の乗降者数が 3,000 人以上の駅である。これは国土交通省の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に従ったものである。乗降者数による合理的な判断であり、公平性に問題はないと判断した。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しが行なわれる。当該事業については、国土交通省の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改定により整備対象が広がっている。

○コストについて

決算額として支出されているのはバリアフリー化に係る工事費への補助金である。工事自体は事業者が実施するため、県としては工事費が適切であるかどうかを検証する必要があるが、補助申請等により県は工事費の妥当性を検討している。

意見

こういった事業の3Eを考えるうえで欠かすことができない視点は、設置後のランニングコストである。今後継続して維持しなければならない設備であることから、設置後にどの程度のコストが生じるのかを中長期的に検討することが必要である。少なくとも、設置後のメンテナンスに係るコストを補助先が負担することになる場合、こうした負担が可能であるかも事前に検証すべきである。その結果として、県だけでなく補助先での設置後のコスト負担が軽くなるような事業を目指すべきである。

V-5-2 生活バス路線確保対策事業

【予算額、決算額および指標の推移】

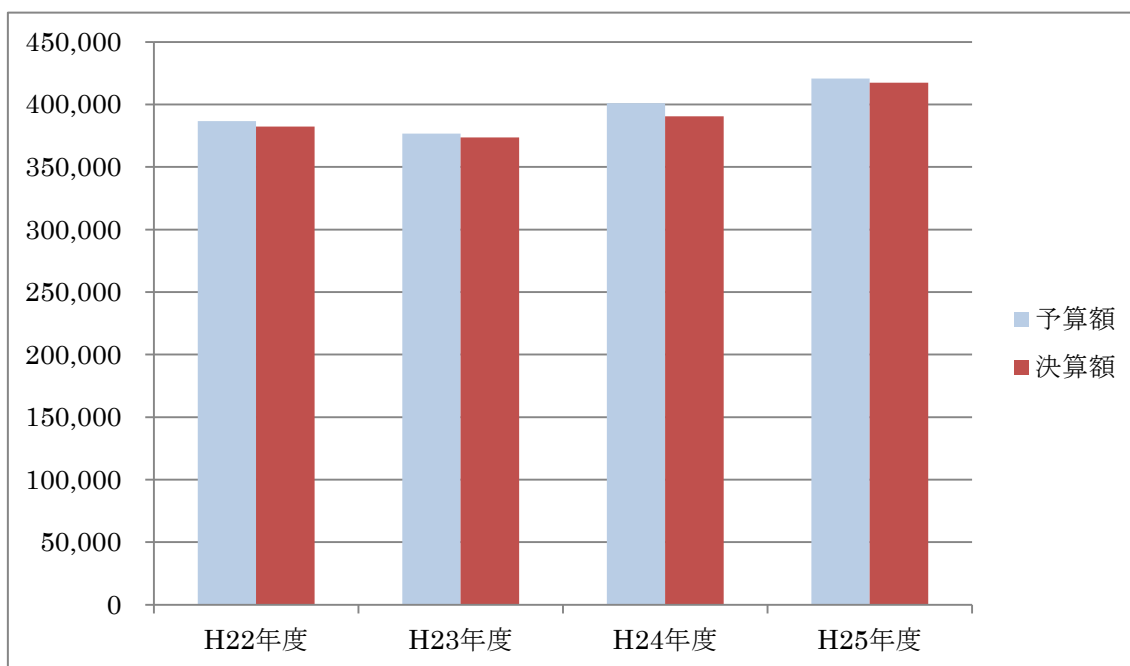
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	386,602	376,854	400,962	420,711
決算額（千円）	382,286	373,540	390,560	417,328

（事業効果の推移）

活動 指標	補助対象バス系統数（本）	231	236	244	281
成果 指標	バス利用者数（人）	5,838	5,766	5,627	5,487

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は平成24年度、25年度に増加している。これは、赤字路線の増加により、事務の執行に関連した補助金の支給が増加しているためである。活動指標としている「補助対象バス系統数」は増加傾向にある一方で、成果指標としている「バス利用者数」は減少傾向にある。活動指標とは逆行して、成果指標が推移している状況にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	地域住民の生活に必要な生活バス路線の運行を維持し、地域住民の福祉向上を図る。
事業内容	(1) 福井県生活バス路線時確保対策協議会における生活交通の確保対策の協議・検討を行う。 (2) 生活バス路線維持のための助成を行う。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

生活バス路線確保対策事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「生活バス路線確保対策事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「バス路線が維持されること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、こうした成功イメージの共有化は担当部署間において、十分に浸透しているとはいえないと判断した。これは、当該事業の実施主体が交通まちづくり課であり、高齢化対策を中心的に担う長寿福祉課では無いこと、および交通まちづくり課が推進する施策の主眼が、現在の高齢者だけに向けられた内容ではないことが理由として挙げられる。当該事業は高齢化対策の中心的な位置づけでは無く、県民の交通手段確保のための施策の中で、部分的に高齢者を対象とした施策も含まれている、との位置付けのもと実施している事業である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。ただし、事業の目的上、高齢者対策の一環として積極的に推進しているものではない。

- ・個別的アプローチ・・・・生活バス路線に対する補助及びノンステップバスの導入。

- ・全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。そのことを強く認識してもらうのは、当該事業を高齢化対策の関連事業として位置付けている長寿福祉課の方である。長寿福祉課からより強く連動を求めべきである。

○指標について

活動指標は、「補助対象バス系統数」の1つ、成果指標は「バス利用者数」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標および成果指標とも、それぞれ1つの評価基準が設定されている。当該事業の目的や活動内容を踏まえると、指標の設定自体に問題は無い。この点、高齢化対策に対して直接的な影響を及ぼすものではないが、バス利用者数といった数値目標は明確に持った方が良いと考えられる。

意見

成果指標、活動指標ともに目標値がない。すべての指標にはできる限り目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管は総合政策部交通まちづくり課の総合交通対策グループである。担当者は高齢化対策として位置付けられていることを認識している。

意見

当該事業は、地域住民の生活に必要な生活バス路線の運行を維持する事業である。高齢者となれば、自動車を運転するのに必要な視力、聴力は衰え、自動車運転に対するリスクはより高まる。一方で、自宅から出かける手段がなくなれば、高齢者の活動領域を狭くし、認知症などのリスクも高まる。自動車に乗らなくても生活できる環境を整備することは「エイジングインプレイス」を目標とする福井県にとっては重要な高齢化対策事業と言える。よって、当該事業が高齢化対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。

【公平性について】

○地域の交通の便の公平性について

当該事業の目的は、地域住民の生活に必要な生活バス路線の運行を維持し、地域住民の足を確保することである。そのため、事業の補助対象となるのは生活に必要でかつ赤字である路線である。

意見

公共交通機関を利用する必要があるのは、主に運転免許を持たない若年者や運転することが困難な高齢者である。公平性という点では、事業の対象となる地域に偏りが無いようにすることが重要であるが、当該事業で補助対象となるのは赤字ではあるが一定の利用度が確保されたバス路線のみである。県民全体が暮らしやすい環境を整備する工夫を期待したい。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテを作成されている事業であれば、その内容の見直しは必ず行われることになるから基本的なことについては、1年に一度は見直されていることになる。当該事業については、市町生活交通補助について、補助上限単価の設定、利用者の少ない路線の補助対象経費カットを導入している。

○コストについて

支出額は、市町と事業者への補助金である。補助対象路線を減少させるもしくは対象となる路線の利用者数を増加させ、利用による収入が増加すれば補助金額は減少することとなる。

意見

外部監査としては、補助対象経費の見直しや補助要件の厳格化による補助金の削減ではなく、利用実績の向上による補助金額の減少が望ましいと判断している。そのため、公共交通の利便性の向上はもちろん必要であるが、便益を得る地域に対して公共交通の積極的な利用を促すことが重要である。

V-5-3 クルマに頼り過ぎない社会づくり推進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	—	13,942	12,622	11,424
決算額（千円）	—	11,827	10,552	10,557

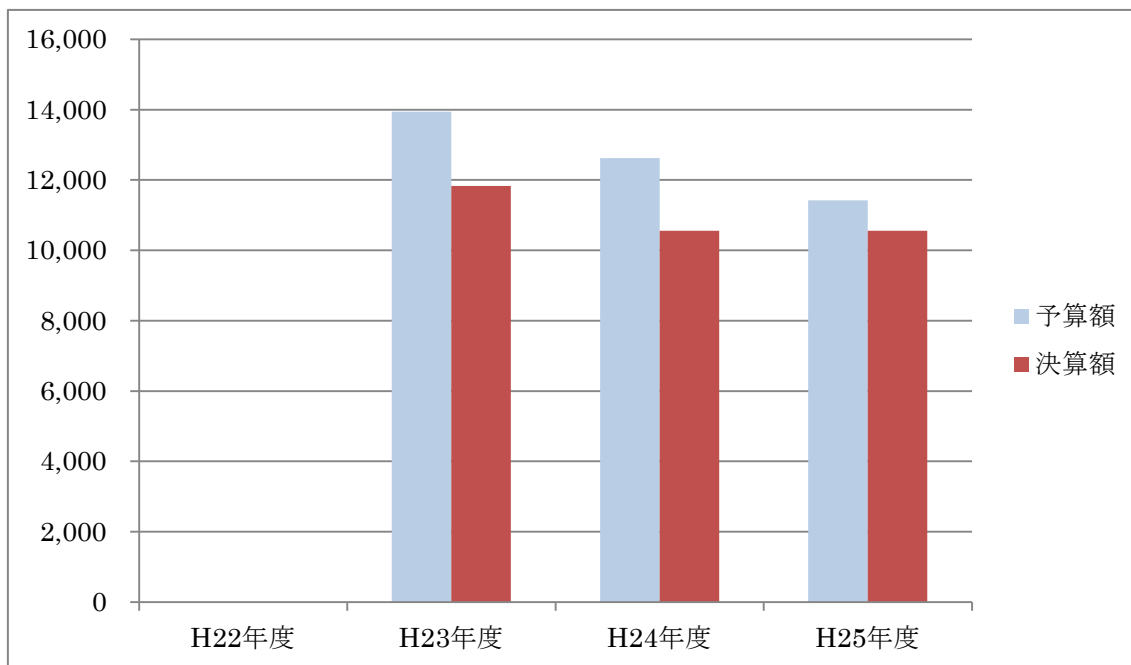
※該当部署が実施する事業のうち、「第5期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」に関連した事業のみを記載している。そのため、上記の記載金額は事業カルテ上の金額とは一致しない。

（事業効果の推移）

活動指標	カー・セーブ参加企業（社）	181	197	213	231
	福井バイコロジスト宣言者数（人）	—	312	754	1,050
成果指標	県内公共交通機関利用者数（千人）	21,406	21,457	21,158	21,283

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額は減少傾向にあり、決算額はほぼ横ばいである。活動指標は上昇傾向にあるが、成果指標は横ばいの状況である。

【事業の目的と概要】

事業目的	過度なクルマ利用を見直し、公共交通機関や自転車等への転換を促すカー・セーブ運動を、「クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議」が中心となり、社会全体で取り組む県民運動として推進する。また、過度にクルマ依存した県民の生活スタイルを転換するため、社会全体で公共交通機関及び自転車の利用環境の整備や社会機運の醸成を進める。
事業内容	<p>(1) 県民会議を中心に、「クルマに頼り過ぎない社会づくりアクションプラン」の着実な実行に向け、県内各地の関連イベントでの啓発活動等による県民への周知 PR を実施する。</p> <p>(2) カー・セーブ参加企業や福井バイコロジスト宣言者を募集する。</p> <p>(3) 市町や交通事業者、民間企業等が実施するクルマに頼り過ぎない社会づくりのための社会基盤整備や、社会機運の醸成につながる活動に要する経費を助成する。</p>

【法規性について】

＜検討の対象とした事業＞

クルマに頼り過ぎない社会づくり推進事業

＜理由＞

事業カルテに含まれる事業数は 5 つであるが、担当課へのヒアリング結果から高齢化対策として実施する事業が「クルマに頼り過ぎない社会づくり推進事業」及び「クルマに頼り過ぎない社会づくり推進事業補助金」の 2 つであることが確認できた。このうち、事務執行手続が複雑となる「クルマに頼り過ぎない社会づくり推進事業補助金」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「クルマから公共交通機関や自転車へ乗り換える人が増えること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、こうした成功イメージの共有化は担当部署間において、十分に浸透しているとはいえないと判断した。これは、当該事業の実施主体が交通まちづくり課であり、高齢化対策を中心的に担う長寿福祉課では無いこと、および交通まちづくり課が推進する施策の主眼が、現在の高齢者だけに向けられた内容ではないことが理由として挙げられる。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。ただし、事業の目的上、高齢者対策の一環として積極的に推進しているものは無い。

- ・ 個別的アプローチ 県民会議による関係機関へのポスター掲示、県内各地で開催されるイベントでのブース出展やパネル展示及びホームページ等による啓発活動。また、市町や交通事業者が実施する施策のための社会基盤整備や社会機運醸成への補助。
- ・ 全体的アプローチ 各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。長寿福祉課からより強く連動を求めるべきである。

○指標について

活動指標は、「カー・セーブ参加企業」と「福井バイコロジスト宣言者数」の2つ、成果指標は、「県内公共交通機関利用者数」の1つが設定されている。

平成26年度の数値目標は、カー・セーブ参加企業250企業・団体、福井バイコロジスト宣言1,300人となっている。

- ・ 指標の設定 あり
- ・ 数値目標 カルテに示されている

意見

指標の一部に目標値がない。すべての指標にはできる限り目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域へのカバーについて

啓発活動の中心は「クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議」である。また、補助事業の主体は県であり、市町以外の補助対象団体は「越美北線と乗合バスに乗る運動を進める会」、「丹南広域公共交通機関活性化協議会」、「公共交通を守る会」、「えちぜん鉄道」および「福井鉄道」である。

意見

補助事業について県内業者への配慮を踏まえた選定を行っており、公平性の観点から問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業では、効果の確認にある程度の時間がかかるので、3年周期でフィードバックを行っている。

○コストについて

当該事業の支出額は啓発活動に関する支出や団体への補助である。福井県内の公共交通網の整備状況やマイカー利用度を考えると、コスト削減よりむしろ事業の有効性をどう高めて、実質的なコストを下げるかを考えるべきである。

意見

「カー・セーブデー」や「福井バイコロジスト」宣言などは、県の職員以外の協力を前提とした活動であり、費用対効果が高い事業である。現状はカー・セーブ参加企業数が231社、福井バイコロジスト宣言者数が1,050人であり、今後も他の関連部署とも協力し、普及活動を推進していくことが期待される。

○その他

意見

「社会全体で取り組む県民運動」として位置付けている活動であり、地道な努力をできるだけ長く継続しなければ効果が得られない性格の事業である。そのためには、県内企業や県民といった関係者の協力が不可欠である。効果的な事業を推進するために、関係者との十分なコミュニケーションを踏まえ取り組んで行く必要がある。

V-6 地域コミュニティの活性化に関する事業

福井県では「地域コミュニティの活性化」に関する事業として、「老人クラブ活動助成事業」を実施している。ただし、当該事業は「V-3 二次予防事業の対象者の早期発見と効果的な介護予防に関する事業」の一つでもあり、「V-3-1」として検討している。そのため、ここではあらためて検討しない方針とした。

V-7 多様な就業機会の確保に関する事業

V-7-1 シルバー就業支援事業補助金

【予算額、決算額および指標の推移】

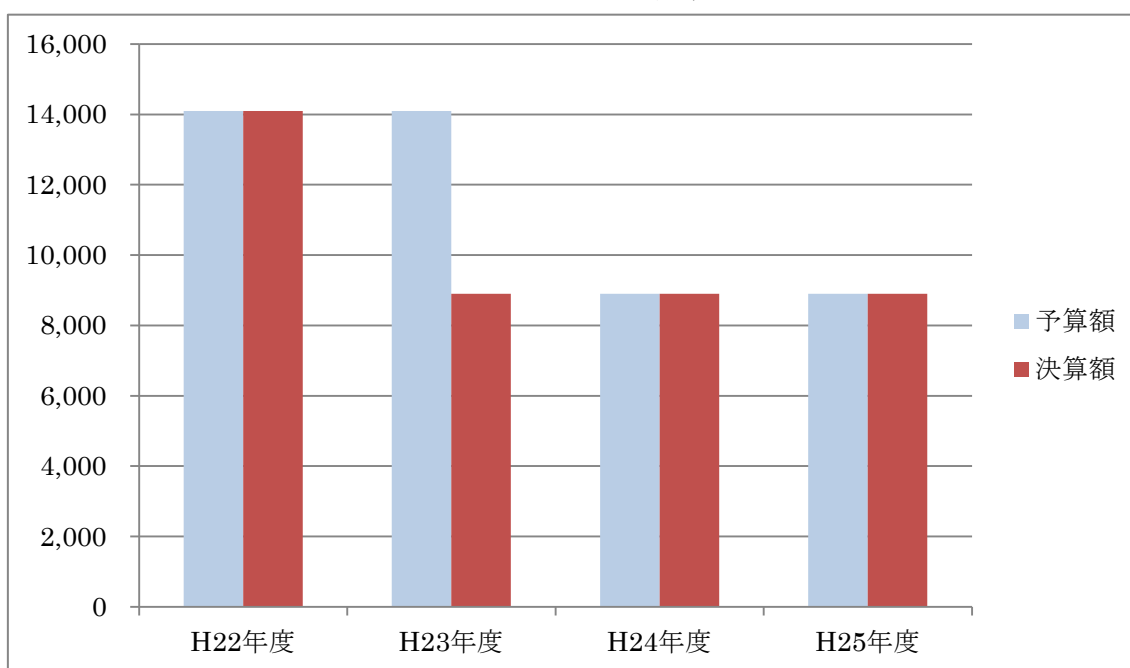
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	14,100	14,100	8,900	8,900
決算額（千円）	14,100	8,900	8,900	8,900

（事業効果の推移）

活動 指標	センター会員数（人）	9,829	9,582	9,364	8,916
成果 指標	センター入会率（%）	3.7	3.6	3.4	3.3
	センター就業延人員総数（人）	1,001,692	1,018,529	964,147	934,313

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は平成23年度に減少して以降、每期同額となっている。これは、平成23年度に国の補助基準の上限が下落したことに伴い、事務執行にかかる決算額も下落したことによる。活動指標および成果指標については低下傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	福井県シルバー人材センター連合が行う県内各シルバー人材センターに対する指導や就業開拓等の支援事業等を支援することにより、高齢者が知恵と経験を活かして、健康で生き生きと暮らせる社会づくりを行う。
事業内容	福井県シルバー人材センター連合の事業に対する補助を行う。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

シルバー就業支援事業補助事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「シルバー就業支援事業補助事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「シルバーの就業率が高いこと」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は高齢化対策事業として位置付けられているが、担当課は長寿福祉課ではなく、労働政策課である。事業名称からも明らかなおり、事業を実施している労働政策課は当該事業が高齢化対策として位置付けられていることを強く認識しているとの印象を受けた。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別のアプローチ・・・・・・・・シルバー人材センターへの事業支援及びホームページにおける周知
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については労働政策課が実施する事業でありながら、高齢化対策としての意識も強く感じられる。他の関連事業についても、同様な意識付けが望まれる。

○指標について

活動指標は、「センター会員数」の1つ、成果指標は、「センター入会率」と「センター就業延人員数」の2つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標、成果指標とも現在のものが妥当である。数値目標は設定されていないが、「センター入会率・全国1位」が事実上の目標であり、これをそのまま目標として掲げるべきである。

意見

「高齢化対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張であるが、当該事業の場合、現在設定されているものが、そのまま高齢者対策としての指標と考えてよい。

意見

成果指標、活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管課は、産業労働部労働政策課の雇用対策グループである。担当者は高齢化対策として位置付けられていることを認識しており、シルバー就業支援事業は高齢化対策に有効であると判断している。

意見

当該事業は、高齢者の就業機会の確保を目的とする事業である。高齢者の就業は生きがいや健康対策に有効であり、健康長寿、「エイジングインプレイス」を目標とする福井県にとっては重要な高齢化対策事業と言える。よって、当該事業が高齢化対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、高齢化対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

補助対象となっている福井県シルバー人材センター連合は、県内唯一のシルバー人材センターの連合会組織であり、各市町にあるシルバー人材センターをとりまとめる団体である。シルバー人材センターについては国の制度でもあり、県の立場からすれば公平性に問題は無いと考えられる。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成23年度に国のシルバー補助金上限額引下げに伴い、県補助金も同額に引き下げている。

○コストについて

当該事業の支出額は、福井県シルバー人材センター連合に対する補助金である。平成23年度に国の補助基準の上限が下げられたため、当該事業の補助額も減少している。

意見

補助金額を減少させ、事業成果は同じであれば外部監査としていうべきことはない。ただし、将来的には補助がなくても団体が存続できるようにすることが県の仕事であり、団体の目標である。そのためには、団体が主導権をもって事業を推進し、将来的なコストの削減を目指した対応を図っていくことが期待される。

○その他

福井県のセンター入会率は連続して全国 1 位であり、現在でもシルバー就業率は極めて高い。しかし、センター会員数は年々減少している状況にある。

意見

中小企業の立場からすれば人材の活用を図ることができる点で、シルバー人材センターの存在は有益なものとなっている。今後の高齢化社会を見据えると、シルバー就業はここしばらくのうちに労働政策というよりも、産業政策として重要な位置を占めることになることが予想される。なお、センター会員数の減少については、企業における 65 歳までの雇用義務付けが浸透したことによるものとみられるが、事業の継続に当たっては引き続き会員数の確保が必要である。また、「センター入会率全国 1 位」の状況については、必ずしも県民のすべてに周知されていることを意味するものではない。シルバー就業支援事業については、制度としての利用可能性と今後の高齢化社会を踏まえ、県として積極的にアピールしていくことも重要である。

V-8 団塊の世代などのビジネス・就農支援に関する事業

V-8-1 いきいき地域営農サポート事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	79,110	66,992	67,318	67,564
決算額（千円）	48,774	47,962	49,875	52,952

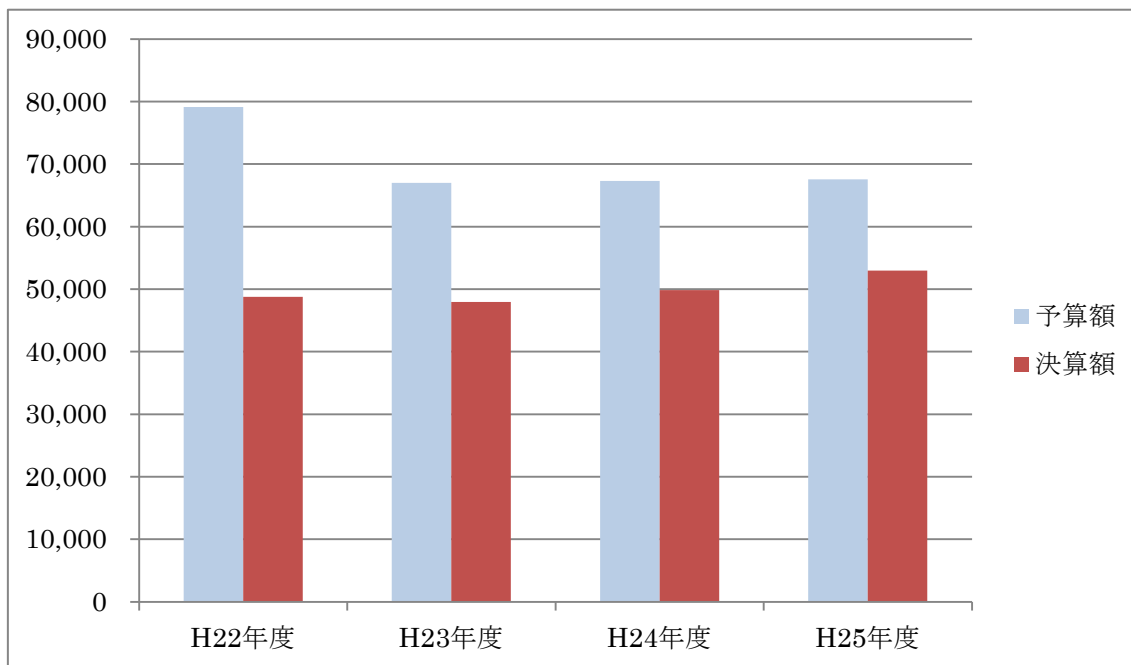
（事業効果の推移）

活動	サポートセンター設置市町	15市町	17市町	17市町	17市町
指標					
成果	サポート取組み集落数	573集落	676集落	705集落	792集落
指標					

注：該当部署が実施する事業のうち、「第5期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」に関連した指標のみを記載している。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は平成24年度、25年度と増加している。これは、補助対象先である市町からの補助申請が増加しているためである。活動指標の「サポートセンター設置市町」は17市町と上限値であり、成果指標は上昇傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	中山間地域、都市近郊地域における農業者に対し、県、市町、JA等の関係機関と農家、非農家、ボランティア等の地域住民の相互扶助精神を活かし、地域の実情に応じた支援を行う。
事業内容	<p>(1) 地域農業サポートセンターの設置および運営支援を実施する。</p> <p>(2) 規模の小さい農地等におけるアグリサポーターによる農作業受託等を推進する。</p> <p>(3) 高校生など農業ボランティアを推進する。</p> <p>(4) 地域の独自性を生かした取組みを行う。</p>

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

地域農業サポート事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「地域農業サポート事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「条件不利地域の耕作放棄地がなくなること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は高齢化対策事業として位置付けられているが、担当課は長寿福祉課ではなく、地域農業課である。事業名称からも明らかなおり、事業を実施している地域農業課は当該事業が高齢化対策として位置付けられていることを強く認識しているという印象をうけた。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・市町のホームページや広報誌による広報及び県のホームページによる広報。

- ・全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については地域農業課が実施する事業でありながら、高齢化対策としての意識も強く感じられる。他の関連事業についても、同様な意識付けが望まれる。

○指標について

活動指標は、「サポートセンター設置市町数」の1つ、成果指標は、「サポート取組集落数」の1つが設定されている。

サポートセンター設置市町数は17市町、サポート取組集落数840集落、広域作業受託組織育成数は本年度からであるので1組織が、それぞれの数値目標である。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

活動指標、成果指標とも現在のものを妥当とは判断する。ただし、事業の内容から考えると、ボランティアの活躍状況や耕作依頼を受けた耕作放棄地の面積などを示す指標があってもよい。

意見

「高齢化対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、指標は「高齢者からの」などがよいのではないか。カルテ上は、特記事項の欄に当該事業が高齢化関連事業に位置付けられている旨を明示すべきである。

意見

指標の一部に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供

平成25年度の補助対象としてあわら市のみ実績が無いが、農業サポートセンターとしては全市町に設置されており、制度の利用という意味では公平性に問題はない。補助申請するかどうかは市町の判断であり、県として申請を強制することはできない。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管は農林水産部地域農業課の伝統農業・中山間グループである。担当者は高齢化対策として位置付けられていることを認識しており、いきいき地域営農サポート事業は高齢化対策に有効であると判断している。

意見

当該事業は、地域住民等のボランティア活動を通じ、主として条件不利地域で農作業を受託する組織を支援する事業である。直接的に高齢化対策とはならないものの、今の条件不利地域の農業を支えている高齢者をサポートし、耕作放棄地がなくなることを防ぐための事業であるため、福井県にとっては重要な高齢化対策事業と言える。よって、当該事業が高齢化対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、高齢化対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成26年度から広域作業受託組織の育成事業を開始している。

○コストについて

支出額の中で大きな割合を占めるのは、各市町への補助金である。市町への補助を削減するためには「市町の負担の増加」もしくは「農業サポートセンター設置費用の削減」が必要となる。

意見

各市町に設置された 16 の農業サポートセンターの運営費の補助として考えれば、十分に低予算で実施されている。今後も、低予算での運営が望まれるが、事業の継続性の観点から、市町において実際にどの程度の負担が発生しているかを検討しておくことが望ましい。

V-8-2 新農業人育成確保促進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	2,060	2,027	1,680	1,665
決算額（千円）	1,926	1,723	1,614	1,607

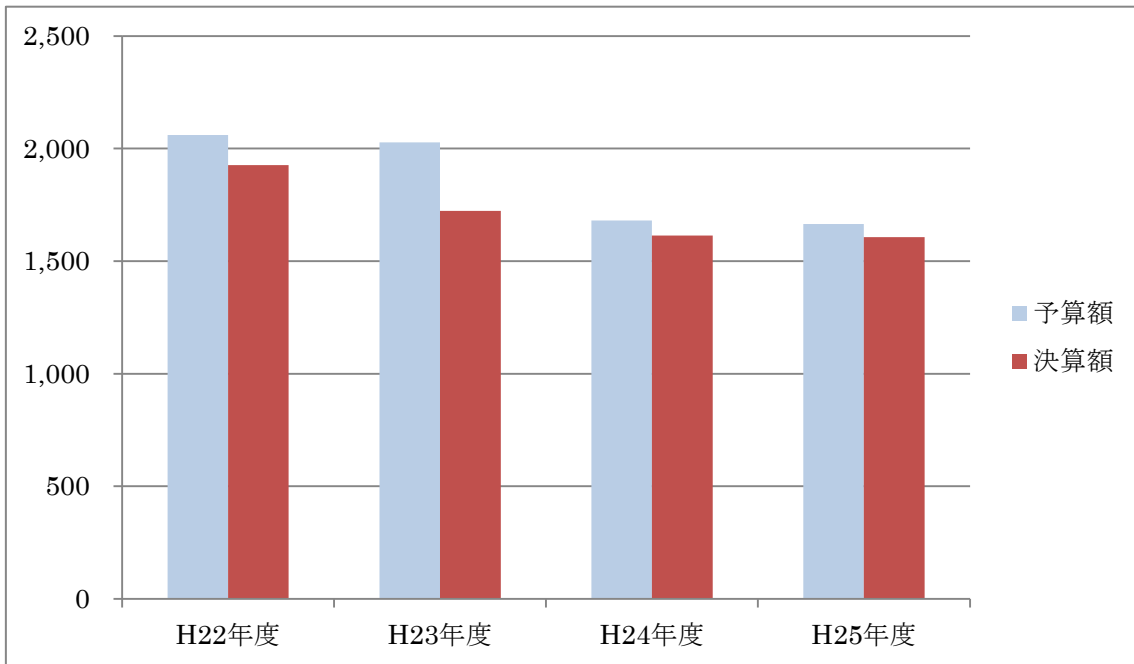
※該当部署が実施する事業のうち、「第5期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」に関連した事業のみを記載している。そのため、上記の記載金額は事業カルテ上の金額とは一致しない。

（事業効果の推移）

活動	就農相談数（件）	309	268	238	272
指標	アグリスクール受講者数（人）	32	21	62	50
成果	新規就農者数（人）	40	51	53	57
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は平成24年度に増加し平成25年度は横ばいとなっている。これは、平成24年度から「農業経営継承推進事業」を追加するとともに、アグリスクールに新たな研修コースを追加したことによる。活動指標は年度によって増減があるものの、成果指標として掲げている新規就農者数については増加傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	就農意欲のある非農家出身者および兼業農家の子弟を対象にふくいアグリスクールをふくい農林水産支援センターにおいて開催し、現在の職業に従事しながら就農に向けた基礎知識、技術を習得することにより、担い手を育成・確保する。定年帰農者の掘り起し・育成にも寄与する。
事業内容	園芸を中心とした農作物の栽培や農業経営等についての講義・実習を行い、農業の基礎を身につける。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

アグリスクール開催事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「アグリスクール開催事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「新規就農者が増加すること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は高齢化対策事業として位置付けられているが、担当課は長寿福祉課ではなく、地域農業課である。事業を実施している地域農業課は当該事業が高齢化対策として位置付けられていることを認識しているものの、その程度はそれほど強くないという印象をうけた。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・冊子の作成及び市・JA・ハローワークでの配布。

- ・全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。そのことを強く認識してもらうのは、当該事業を高齢化対策の関連事業として位置付けている長寿福祉課の方である。当該事業については担当課の認識はあるものの「強い」とまではいえない。長寿福祉課からより強く連動を求めるべきである。

○指標について

活動指標は、「就農相談者数」と「アグリスクール受講者数」の2つ、成果指標は、「新規就農者数」の1つが設定されている。

新規就農者数は年間50人以上を目標としている。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

活動指標、成果指標とも妥当と判断する。数値目標に関しては、每期目標値を上回って推移している。現状を踏まえ、目標値水準を引き上げて事業を推進していくことも考えられる。ただし、執行予算が減少傾向にあるため、目標値を引き下げることが負担にならないように留意すべきである。

意見

「高齢化対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、指標は「高齢者の就農者数」などがよいのではないか。カルテ上は、特記事項の欄に当該事業が高齢化関連事業に位置付けられている旨を明示すべきである。

意見

指標の一部に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管部署は、農林水産部地域農業課の農業人材確保グループである。担当者は高齢化対策として位置付けられていることを認識しているものの、アグリスクール事業が高齢化対策に有効であるといった強い認識までは持っていない。

意見

高齢化対策とされている事業内容はアグリスクール事業のみであるが、当該事業は農業で生計を立てる農業のプロを育てることを目標としている。しかし、高齢化対策の所管課である長寿福祉課としては退職後の農業体験を前提に考えており、両所管課の対象者について考え方に相違が生じている。

こうした意識の相違については、両所管課で協議して方向性を明確にすべきである。農業のプロフェッショナルを育てるといった当該事業の目的からすると、高齢化対策として位置付けることに疑問が残る。

【公平性について】

高齢化対策として位置付けられている活動は、アグリスクール事業のみである。当該事業は委託先である公益社団法人ふくい農林水産支援センター（福井市）において実施されている。当該センターの立地の関係から地域的な偏りがあるとはいえるものの、事業内容に公平性の問題は無い。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、「プロ経営能力を身につけるコース」を追加するなど、より実践的な改良を続けている。

○コストについて

アグリスクール事業としてのコストは、公益社団法人ふくい農林水産支援センターへの補助金のみである。予算の執行状況を踏まえても、コスト削減の余地はほとんどない状況にある。

V-9 医療系サービスの充実と医療と介護の連携に関する事業

V-9-1 介護予防・在宅支援事業（訪問看護）

【予算額、決算額および指標の推移】

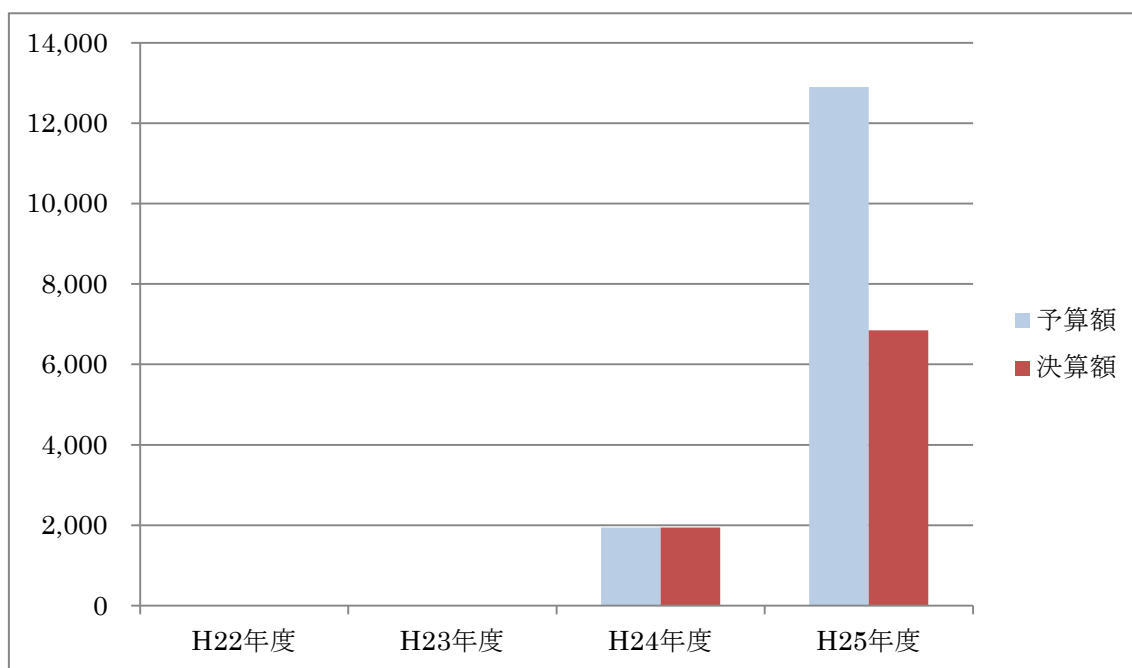
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）			2,543	12,902
決算額（千円）			2,543	6,843

（事業効果の推移）

活動 指標	連絡会議の開催数（回）			5	11
	チャレンジ就業利用者数（人）				4
成果 指標	24時間対応サービスに対応できる訪問看護事業所数（箇所）			47	53
	訪問看護利用者数（人）			30,036	30,797

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業は平成24年度から開始しており、平成25年度に訪問看護新規就業支援事業を新規に開始している。同年より予算額及び決算額はともに増加しているものの、予算消化率は低い。活動指標及び成果指標とも数値は増加傾向となっている。なお、成果指標の平成25年度「訪問看護利用者数」については30,797人と、平成24年度よりも増加している。

【事業の目的と概要】

事業目的	訪問看護ステーションに勤務する看護師の確保を図るとともに訪問看護ステーションへの側面支援を行うことにより、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等に対応できる体制の整備と基盤強化を図る。
事業内容	<p>① 訪問看護ステーション支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内訪問看護ステーション連絡協議会の5つのブロックごとに連絡会議を組織し、24時間サポート体制の整備 ・ 各種マニュアル、訪問看護記録等の共通様式の作成により、事務の効率化を図る。 ・ 訪問看護連携サイトの開設 <p>② 訪問看護新規就業支援事業</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

「訪問看護新規就業支援事業」及び「訪問看護ステーション支援事業」

＜理由＞

事業カルテ上の事業数は「1」と記載されているものの、担当課へヒアリングを実施したところ細かく2つに区分して管理していることが確認できた。しかし、予算実行上では1事業として取りまとめており、ヒアリングの結果だけでは詳細な事務の執行状況が確認できなかった。そこで、細分化された「訪問看護新規就業支援事業」及び「訪問看護ステーション支援事業」のいずれについても、検討対象とした。

＜検討結果＞

検査確認日が3月31日となっており、検査実施日に正確性を欠く事実が発見された。IV-4-1の指摘事項と同様であり、当該項目を参照されたい。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「24時間対応できる体制の整備とその維持」である。当該事業の整備により在宅介護を促進し、それによって医療費の抑制につながるという流れであるが、理解しやすい。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・ 成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・ 成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・事業委託先である県看護協会との十分な協議及びホームページにおける専門のサイト開設。
- ・ 全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

現在、県は当該事業の一環として、24時間対応できる体制を整備している。まずは、こうしたサービスを県が実施していることを広く周知することが必要である。特に、「24時間対応が受けられるならば、介護が必要となっても在宅で」との考え方が普及することは、県が進める高齢化対策にも合致する。その際、介護の対象となる高齢者だけでなく、40代、50代といった制度を支える世代にも周知できるような工夫が必要である。

○指標について

活動指標は「連絡会議の開催数」と「チャレンジ就業利用者」の2つ、成果指標は「24時間対応サービスに対応できる訪問看護事業所数」と「訪問看護利用者数」の2つが設定されている。

数値目標としては「チャレンジ就業者数」年間10名を掲げている。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

「連絡会議の開催数」と「24時間対応サービスに対応できる訪問看護事業所数」が訪問看護ステーション支援事業の指標で、「チャレンジ就業利用者」が訪問看護新規就業支援事業の指標であり、「訪問看護利用者数」は事業全体の指標となる。結果として、訪問看護新規就業支援事業独自の成果指標は設定されていない。活動指標および成果指標ともに、評価基準として妥当であるが、事業目標を達成する上で訪問看護新規就業支援事業の成果指標は設定されるべきである。訪問看護新規就業支援事業の成果指標としては、チャレンジ就業利用者が就業期間終了時においてどれだけ就業できたかを示す指標とすることが考えられる。なお、平成25年度のチャレンジ就業利用者4名はすべて、訪問看護ステーション勤務を継続している。

意見

「チャレンジ就業者数」を除く活動指標・成果指標に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるかぎり目標値を定めるべきである。また、数値目標はカルテに記載すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

介護予防・在宅支援事業（訪問看護）では、事業を公益社団法人福井県看護協会へ委託している。委託先は県内唯一の看護師の団体であり、事業は県内すべての地域の訪問看護事業所および看護師を対象として実施されているため、公平性に問題はない。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。平成25年度からは、訪問看護ステーション支援事業の一環として整備された訪問看護連携サイトの開設や、訪問看護新規就業支援事業が開始されている。

意見

訪問看護ステーション支援事業および訪問看護新規就業支援事業はともに比較的新しい事業でもあり、これまでの実績についての蓄積が無い。そのため、実施されている事業の現状を踏まえながら、適宜、事業内容の修正を行っていくことが必要である。県では既に訪問介護連携サイトを開設し、インターネットを利用した事業の周知や情報の交換といった取組みにいち早く取り組んでいる。今後、一層の利便性が期待される。

○コストについて

介護予防・在宅支援事業（訪問看護）では、すべての事業を公益社団法人福井県看護協会へ委託している。事業は平成24年度から開始されたばかりであり、平成26年度はチャレンジ就業利用者を10名に増員している。

意見

事務執行に要したコストの主たる内訳は、委託費の支出である。コストを削減するためには、委託費を下げるかしかない。一般的に、委託費の削減には一般競争入札が有効であるが、福祉事業の場合、業務の内容から競争入札の導入は困難であるし、現実的ではない。なお、平成 25 年度の利用者は全員がそのまま訪問看護ステーションに勤務しており、事業効果は高い。現時点において、支出額を無理に削減する必要はないと考えられる。

V-9-2 地域医療推進事業費

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	52,906	11,459	7,140	15,022
決算額（千円）	46,220	8,967	5,264	10,703

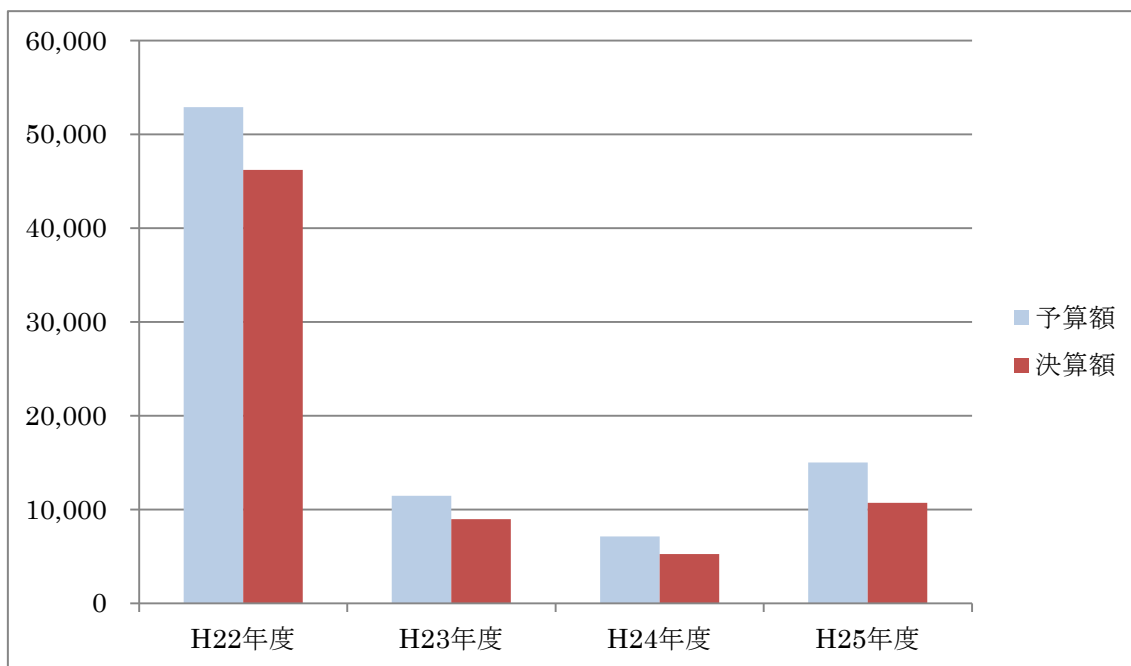
（事業効果の推移）

活動 指標	在宅コーディネート事業モデル地区数（箇所）	6	7	7	7
	在宅ケア体制整備実施市町数	—	—	—	3
成果 指標	在宅コーディネート事業参加機関数（社）	154	166	166	166
	在宅ケア（訪問介護）利用者数（人）	—	—	—	4,175

注：活動指標の「在宅ケア体制整備実施市町数」および成果指標の「在宅ケア（訪問介護）利用者数」について、平成22年度から平成24年度までは事業を実施していなかったため空白となっている。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は平成 23 年度に大きく減少し平成 24 年度も減少傾向が続いていたが、平成 25 年度にて増加に転じた。平成 25 年度では、事業細目在宅医療・介護連携推進事業が拡充されたことによる。活動指標及び成果指標については、ともに横ばいで推移している。

【事業の目的と概要】

事業目的	高齢者人口がピークを迎える 2025 年（平成 37 年）に向けて、自宅での療養を望む県民の想いに応える「在宅ケア（在宅医療・介護）の受け皿づくり」を進めるため、郡市医師会等を主体とした退院患者受入れのための在宅医療体制の整備、在宅ケアに携わる多職種に対する専門知識習得・連携促進を図る研修、及び市町圏域単位において医療・介護スタッフがチームを組んで在宅ケアを提供するための体制整備を推進する。
事業内容	<p>①在宅医療体制整備事業・・・郡市医師会等を主体とした退院患者受入れのための在宅医療体制整備を支援するとともに、医師、歯科医師、栄養士等を対象とした在宅ケアに関する専門知識の習得や在宅ケアに携わる多職種の連携促進を図る研修を行う。</p> <p>②在宅医療・介護連携推進事業・・・市町がコーディネーター（保健師または看護師）を配置して取り組む在宅ケア体制整備を支援するとともに、モデル地区として先行的に体制整備を行っている坂井地区の医療・介護連携強化に向けた事業を支援する。</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

在宅医療体制整備事業

＜理由＞

「地域医療推進事業」として、県は「在宅医療体制整備事業」と「在宅医療・介護連携推進事業」の 2 つを実施している。このうち、予算規模の大きい「在宅医療体制整備事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「関係各機関の連携による在宅医療サービスの充実」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・市町・集落単位での在宅医療に関する出前講座の開催及び医師会などの在宅医療に関わる専門職団体を集めた会議の開催。
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

事業カルテにも述べられているとおり、福祉系介護専門職員が医療関係者と密接な連携をとることができれば、現在よりも在宅ケアの質的レベルは向上する。担当者からのヒアリングでも、事業の手応えを感じているように推察される。引き続き、関係する機関が協力して取り組むことができるような体制を構築していくことが望まれる。

○指標について

活動指標として、「在宅コーディネーター事業モデル地区数」と「在宅ケア体制整備実施市町数」の2つ、成果指標として、「在宅コーディネーター事業参加機関数」と「在宅ケア（訪問看護）利用者数」の2つが設定されている。

事務事業カルテに数値目標は設定されていないものの、在宅医療の利用を平成24年度比で平成29年度に+20%とする目標を掲げている。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

活動指標および成果指標のいずれも妥当と判断する。ただし、当該事業の活動を踏まえると、在宅医療体制整備事業の活動状況を示す指標として「研修会開催回数」を評価基準として設定することも考えられる。(次ページに続く)

(続き)

成果指標のうち、「在宅コーディネート事業参加機関数」は在宅医療・介護連携推進事業の成果を、「在宅ケア（訪問看護）利用者数」は当該事業の最終的な成果を示す指標であり、在宅医療体制整備事業の成果を示す指標がない。ただし、当該整備事業は在宅医療・介護連携推進事業を遂行するための準備事業でもあり、結果として在宅医療事業の利用者が増加するのであれば、敢えて成果指標を設定する必要はないとも考えられる。

また、モデル事業地区での結果を受けて、平成 26 年度からは、全市町で在宅ケア体制の整備が進められていく。そのため、平成 26 年度からは、全市町における在宅ケア体制整備状況の進捗を示す評価基準をあらたに活動指標として加えるべきである。

意見

活動指標に目標値があるもののカルテに反映されていない。カルテにも記載しておくべきである。「目標管理」は 3 E 向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

事業細目のうち、在宅医療体制整備事業は、在宅医療推進に必要な専門家への研修を県内業界団体への委託により実施している。また、もう一つの事業細目である在宅医療・介護連携推進事業については、在宅ケア体制モデル事業であり、平成 25 年度まで事業を実施していたのは坂井市およびあわら市のみであった。平成 25 年度まではモデル事業であったため公平性に関する論点はない。

意見

在宅医療体制整備事業については、委託先がいずれも県内唯一の業界団体であり、その効果は県内全域に及ぶものと考えられるため、公平性に問題はない。

意見

平成 26 年度から全市町において在宅ケアモデルが拡大されるため、今後の事業展開において、福井県は公平性に留意する必要がある。市町によって在宅介護の利用が困難となる状況を回避することはもちろんであるが、その整備推進状況に大きな乖離が生じないような整備が望まれる。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業では、平成24年度から26年度にかけて在宅ケアに関する新規の事業を開始している。

○コストについて

当該事業の主な支出は団体への委託費と市町への補助金の支出である。

意見

当該事業の主な支出は団体への委託費と市町への補助金の支出であるため、支出額削減によるコスト削減のためには、委託費を下げるか補助金を削減するしかない。一般的に、委託費の削減には一般競争入札が有効であるが、福祉事業の場合、業務の内容から競争入札の導入は困難であるし、現実的ではない。特に、当該事業に関しては専門性が強いことから、委託先が極めて限定される。県の対応としては、委託業務に無駄な（手間のかかる）業務が無いか毎年見直すことが重要であり、そのためには委託先の協力が不可欠である。

一方、補助金については、モデル事業の執行先として認定した市町への補助であり、将来的な全市町への展開を見据えた事務執行であることを踏まえると、これ以上の削減の余地はない。

V-10 医療ニーズをカバーする在宅サービスの充実に関する事業

V-10-1 介護予防・在宅支援事業（在宅介護ほっとひといき支援事業）

【予算額、決算額および指標の推移】

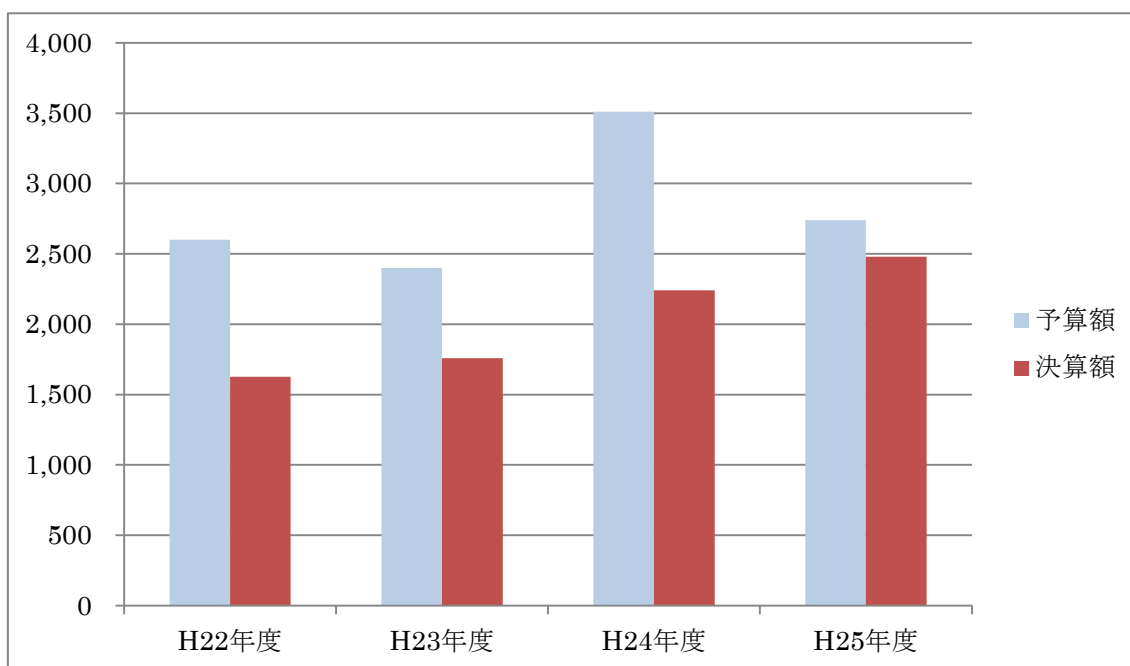
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	2,600	2,400	3,510	2,740
決算額（千円）	1,627	1,758	2,241	2,479

（事業効果の推移）

活動 指標	ショートステイ（介護保険外） 利用者数（人）	1,087	749	1,188	1,498
	登録事業所数（個）	28	40	42	43
成果 指標	在宅サービス利用者（人）	20,194	21,144	22,154	23,457

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額は各市町からの利用予定を集計した結果であり、毎年増減している。決算額については毎年若干の増加傾向となっているが、これは制度の周知が進んだためと分析されている。

活動指標のうち「ショートステイ（介護保険外）利用者数」については、平成25年度に大きく増加している。また、一つの活動指標である「登録事業所数」は増加傾向にあり、成果指標である「在宅サービス利用者」も増加傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	在宅介護者の負担を軽減するため、介護保険では対応できない通所施設を活用したショートステイサービスに対して補助し、在宅介護の充実支援を図る。
事業内容	利用者が通所施設におけるショートステイサービスを利用する場合、宿泊料の8割（1泊当たり上限4,000円、最大12泊まで）を助成する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

在宅介護ほっとひといき支援事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「在宅介護ほっとひといき支援事業」を検討対象とした。

<検討結果>

検査確認日が3月31日となっており、検査実施日に正確性を欠く事実が発見された。IV-4-1の指摘事項と同様であり、当該項目を参照されたい。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「要介護となる人をできるだけ少なく、要介護となった場合でも、できるだけ在宅で介護を行ってもらう」・「そのため介護を行っている要介護者の家族の負担をできるだけ減らすことによって、在宅介護が拡大しやすくなる」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・市町を通じた実施状況の把握、事業所における現場確認及び事業者からの実施状況の聴取

- ・全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

成功イメージの共有は、追加的なコストを発生させずに成果向上を目指すため必要なことである。したがって、成功イメージはできるだけ的確に伝わることが重要であるが、この点で事業名称が果たす役割は小さくない。当該事業については、「ほっとひといき」という事業の名称が、事業の内容を説明するのに適切であり、成功イメージを有効に伝達できるものの好例といえる。一方、後述するいくつかの事業のように、事業名を聞いてもよくわからず、使用されている言葉も理解しにくいようなケースもある。これらについては、当該事業のように「有効に伝える」ということを意識した工夫が必要である。

○事業の重要性について

事業内容だけを見ると、単なるショートステイに対する補助である。しかし、事業カルテに記載された所属課の方針として、「事業の適正な運用と一層の介護負担軽減を図っていく」とある。

意見

当該事業は、補助対象事業所に対する運営指導の効果も併せもつ。そのため、当該事業が県の高齢化対策を担う点で、重要度は高い。

○指標について

活動指標として「ショートステイ（介護保険外）利用者数」と「登録事業所数」の2つが、成果指標は「在宅サービス利用者」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標はいずれも妥当と判断している。但し、県が実施する事業である以上、県民全員を対象とした事業である必要があるが、現状すべての市町に登録事業所があるわけではない。ショートステイサービスを実施する通所施設を県内すべての市町に配置できるよう、「登録事業所がある市町数」も活動指標として設定することを検討すべきである。（次ページに続く）

(続き)

なお、登録事業者は「福井県の基準を満たすもの」との条件があり、これは県が定めたサービスの質と量を満たした事業者であることを意味する。そのため、事業カルテの備考欄にでも、「福井県の基準を満たす事業者」である旨を記載し、事業の内容を説明することが望ましい。

成果指標は「在宅サービス利用者」の 1 つのみとなっている。これは、事業の究極的な目的が「エイジング・イン・プレイス」であり、県は当該目的を実現するために「在宅介護の普及推進」を進めていることによる。成果指標として妥当であると考えるが、事業カルテ上は、最終目標に対して在宅介護の普及状況がどのような水準にあるかを示すことも検討することが望ましい。

意見

活動指標・成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限り目標値を定めるべきである。「目標管理」は 3 E 向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○市町毎の利用可能性について

在宅介護ほっとひといき支援事業は、平成 25 年度時点において 17 市町中 10 市町で利用可能である。しかし、残りの 7 市町は利用可能な施設（＝登録事業所）がなく、当該事業を利用することができない。

意見

登録事業所がない市町の住民は、他の市町にある施設を利用することになる。県が実施する事業でもあり、本来であれば県民が等しく利用機会を有することが望ましいが、現状はそうした状況にない。ただし、所管課ではこの点について、小規模多機能型施設など、各市町には他の類似施設が設置されており、サービスの形態は異なるものの利便性の面では地域的な格差は生じていないと認識している。

当該事業は、そもそもの制度として整備される介護事業所が不足している場合に、こうした状況を補うために実施される福井県独自の事業である。そのため、制度上の介護施設が充足しているのであれば、当該事業の一環として、敢えて各市町に該当施設を整備する必要性は無く、所管課の考え方には合理性がある。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業は、宿泊に係るショートステイサービスの利用料金に8割の補助をするというシンプルな事業であり、内容そのものについて変更の余地はない。

○コストについて

在宅介護ほっとひといき支援事業では、1回の利用料の80%を乗じた額（上限4,000円）を補助することとなっているが、1人当たりの上限が年間12泊と定められている。これは、月1回の利用が妥当であるとの見通しから定められている基準である。

意見

事業の内容が補助金の給付であるため、支出額削減によるコスト削減のためには、給付率もしくは補助上限のいずれかを引き下げるしかない。介護保険の給付率が90%であることを踏まえると、県独自の事業としてデイ・サービス利用料の80%を給付水準とすることも妥当と考えられる。現時点では、事業の重要性からコストを下げる（＝補助水準を下げる）ことに合理的な理由はなく、社会的な情勢を踏まえて少なくとも現在の水準を維持すべきである。

V-11 ケアマネージャーのコーディネート機能の強化に関する事業

V-11-1 地域で支える在宅介護推進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	3,845	1,639	1,159	625
決算額（千円）	3,201	923	734	590

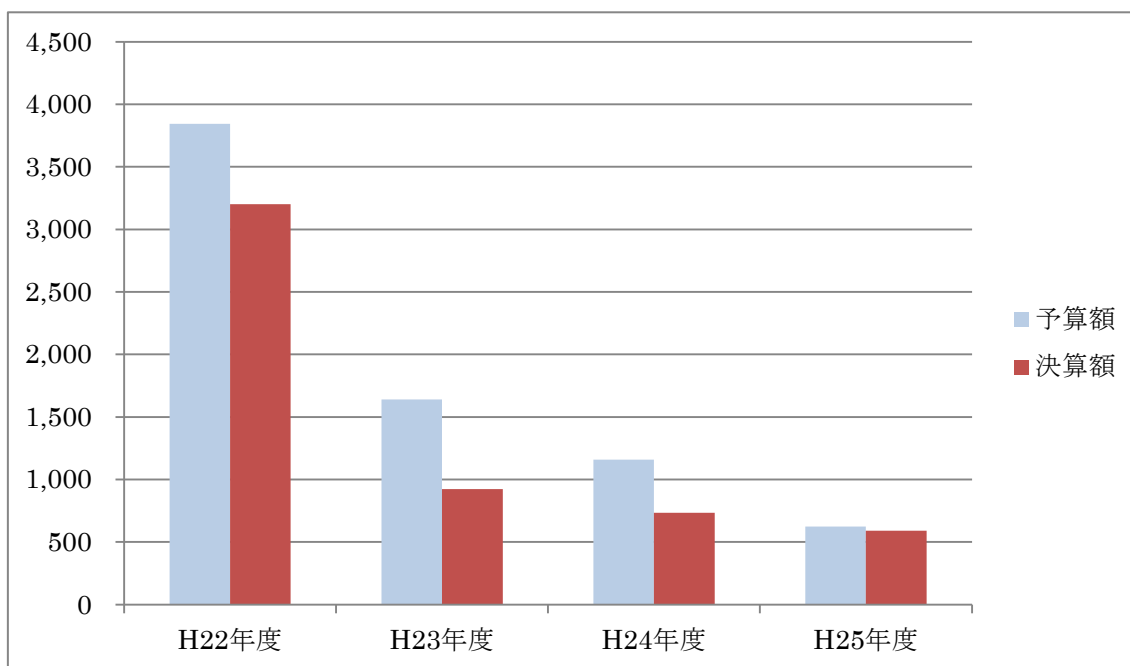
（事業効果の推移）

活動 指標	地域ケア相談員養成研修受 講者数（人）	50	38	88	76
	スキルアップ研修受講者数（人）	143	119	130	146
成果 指標	虐待等相談件数（件）	228	289	239	—

注：成果指標の「虐待等相談件数」について、平成 25 年度は監査時点で未集計のため空白となっている。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額はともに減少し続けている。これは、研修会の会場を市町の施設を利用する、県内講師を活用するなどしてコスト削減を図った結果である。活動指標は年度によって大きく増減している。これは、年によって対象者の増減があるためである。成果指標は平成 23 年度に大きく増加したが、平成 24 年度には元の水準に戻っている。

【事業の目的と概要】

事業目的	高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で自立した生活を送れるよう、認知症や権利擁護の理解促進を図り、地域で高齢者を支える在宅介護の環境整備を進める。
事業内容	①地域ケア相談員の設置と養成 ・「地域ケア相談員」の設置と養成研修等の実施 ②地域包括支援センター充実強化支援 ・各種相談、処遇困難事例への対応、効果的な介護予防マネジメントの実施能力が向上できるよう、職種別のスキルアップ研修を実施

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

地域で支える在宅介護推進事業

<理由>

「地域で支える在宅介護推進事業」として、県は「地域ケア相談員の設置・養成事業」と「地域包括センター充実強化支援事業」の2つを実施している。しかし、事業カルテ上は、内容を明確に区別できないとして「地域で支える在宅介護推進事業」として一本化して公表されている。そのため、当該事業をまとめて検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「地域包括支援体制の確立」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・実施主体である市町及び各地域包括支援センターとの協議。

- ・全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

当該事業だけのことではないが、社会全体の協力を得ようとする際、専門的な用語をわかりやすく伝えることが大きな課題となる。当該事業では、地域ケア相談員や地域包括支援センターといった用語を使用せざるをえないこともあり、事業そのものが「身近なものに感じられない」と考えるケースとも考えられる。そのため、一つの施策として、福井県または関連施設のホームページ等で、わかりやすく解説することも考えられる。その際、県だけでなく国や市町が取り組む事業について、関連性を持たせて示すことが重要である。特に、国や市町が実施する事業の“隙間を埋める”事業について、福井県がどれだけの活動を実施しているかを説明することができれば、こうした実施する施策の優位性を広く周知することが可能となる。

○指標について

活動指標として「地域ケア相談員養成研修受講者数」と「スキルアップ研修受講者数」の2つが、成果指標として、「虐待等相談件数」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標は、いずれも妥当と判断しているが、成果指標については、改善の余地がある。事業カルテに「虐待等相談件数」の推移が記載されていることは、事業の理解を深める意味で重要である。しかし、虐待相談件数が最終的に増加もしくは減少すればよいという指標ではないため、成果が明確にならないとの欠点もある。当該事業が達成すべき目標を「高齢者の安心」と考えるならば、成果指標には「地域ケア相談員・地域包括支援センターの認知度」や「地域ケア相談員の設置状況」などを示す評価基準を設定することが望ましい。

意見

活動指標・成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要論点である。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

地域で支える在宅介護推進事業のうち地域ケア相談員の設置と養成事業は、自分の住む市町に地域ケア相談員が設置されていなければその事業効果は受けられない。しかし、現状は平成25年度末時点において、地域ケア相談員がすべての市町に配置されているわけではない。全17市町のうち10市町に配置されているものの、残りの7市町には設置されていない状況である。この点、所管課では地域ケア相談員が設置されていない市町について、市町の職員が地域ケア相談員の代替をしているため問題はないと判断している。

地域包括支援センター充実強化支援事業については、全市町に地域包括支援センターが設置されており、県内全域をカバーしている。

意見

地域ケア相談員の設置と養成事業においても、地域包括支援センター充実強化支援事業においても、公平性に問題はない。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成25年度に地域ケア相談員養成研修事業の新任研修と現任研修を一本化している。

意見

研修の開催について一本化できるのであれば、コスト負担を軽減するためにも積極的に検討すべきである。実際に平成25年度において、予算執行額が減額されていることを踏まえると、他の施策でも参考とすべき事業であると考えられる。

○コストについて

地域で支える在宅介護推進事業の決算額は毎年度減少しており、コストの削減努力がうかがえる。一方で、「地域ケア相談員養成研修受講者数」や「スキルアップ研修受講者数」といった活動指標の数値は減少していない。

意見

コスト削減を図る一方で、事業成果を確保することに成功している事業である。こうした成功事例のノウハウについては、積極的に県の部署内で共有化することで他の事業にも活用していくことが望ましい。

V-11-2 介護サービス従事者養成研修事業

【予算額、決算額および指標の推移】

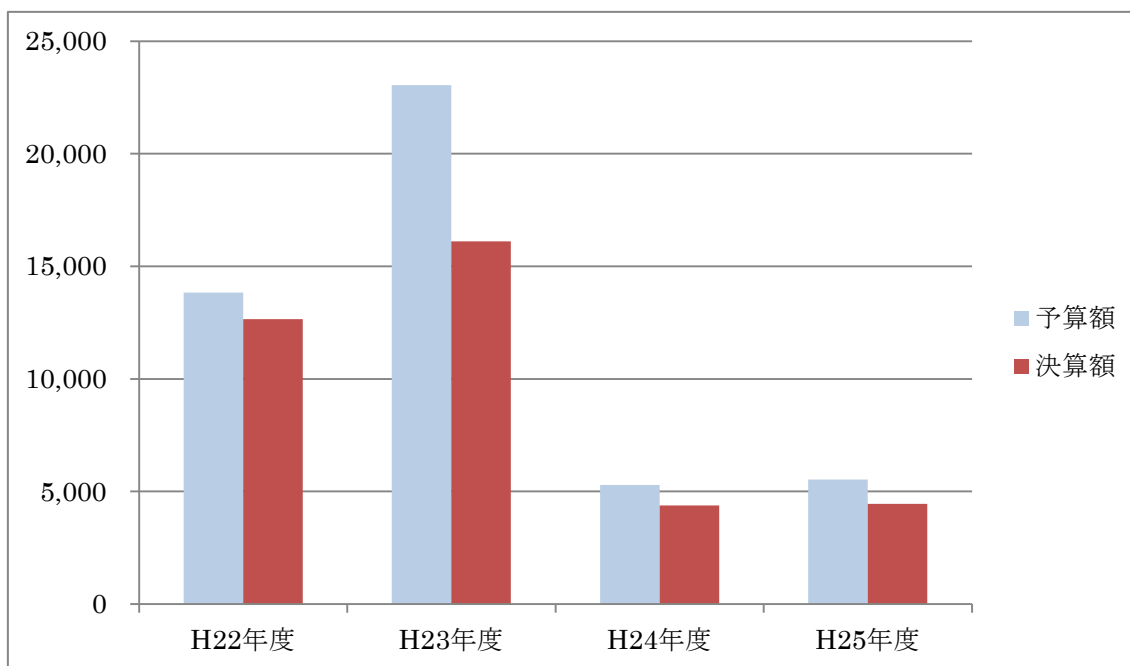
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	13,827	23,047	5,288	5,531
決算額（千円）	12,653	16,110	4,370	4,448

（事業効果の推移）

活動指標	介護支援専門員資質向上研修の実施回数（回）	8	8	10	7
		（延 95 日）	（延 61 日）	（延 74 日）	（延 51 日）
成果指標	介護支援専門員資質向上研修受講者数（人）	677	605	838	892

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額はともに平成 23 年度に増加したものの、平成 24 年度からは大幅に減少している。これは、平成 23 年度に介護職員等医療ケア体制整備事業として、医療ケアを行うことのできる介護職員およびその指導者の養成研修を行ったため一旦増加したものの、平成 24 年度から介護支援専門の研修を指定研修期間で実施するようになり、県の事業として実施することが無くなったためである。

また、活動指標は平成 25 年度に減少しているが、これは開催を集約したことによる。成果指標については平成 24 年度、平成 25 年度ともに高い水準にあるが、これは平成 18 年から導入された資格の更新制度により資格の期限が 5 年間となったものの、平成 24 年度および平成 25 年度がその更新時期となったためである。

【事業の目的と概要】

事業目的	介護サービスを支える人材の確保や資質の向上が課題となってきたため、要介護認定、ケアマネジメント、介護サービス提供までの各段階にかかわる従業者等に対し各種研修を実施し、より専門的な知識、技術を習得させることにより、介護サービス従事者等の資質向上を図る。
事業内容	<p>①認定調査員等研修事業…客観的かつ公平・公正に要介護認定等が行われるよう認定調査員および介護保険認定審査会委員の研修等を行う。</p> <p>②主治医研修事業…主治医意見書の記載が適確に行われるよう主治医に対し意見書の記載方法等について研修を行う。</p> <p>③介護支援専門員養成事業…介護支援専門員を養成するため実務研修受講試験および実務研修を実施するとともに、現任者に対し研修を行う。</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

認定調査員等研修事業

＜理由＞

「介護サービス従事者養成研修事業」として、県は「認定調査員等研修事業」、「主治医研修事業」、「介護支援専門員養成事業」および「介護職員等医療的ケア体制整備事業」の 4 つを実施している。このうち、予算規模の大きい「認定調査員等研修事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「介護サービス体制の維持とその質の向上」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別のアプローチ・・・・・・・・委託先である福井県社会福祉協議会や福井県介護支援専門員協会との意見交換協議、及び介護情報システムによる情報の公表。
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

介護サービスを支える人材の確保や資質の向上には、事業者等の取り組みが重要であることは間違いない。ただし、社会全体がこれを重要課題とする意識があれば、より成果を得られやすい。福井県として、介護サービスを支える人材の確保や、資質の向上をみんなの課題としてとらえられる雰囲気づくりが重要である。

○指標について

活動指標は「介護支援専門員資質向上研修の実施回数」の1つ、成果指標は「介護支援専門員資質向上研修受講者数」の1つである。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

現在の活動指標および成果指標はいずれも事業細目の介護支援専門員養成事業の活動状況および成果を示す指標である。介護サービス従事者養成研修事業にはほかに3つの事業細目があるので、それらの事業に関しては活動指標および成果指標が示されていないことになる。事業細目が4つであるので、こういう場合、活動指標もできれば4つ必要と考える。他の3つの事業細目はすべて研修事業なので、「研修の実施回数」や「研修参加者」をそれぞれ活動指標、成果指標にするとよいであろう。

意見

成果指標、活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるかぎり目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

介護サービス従事者養成研修事業は、県内の介護従事者等への研修により、より質の高い介護サービスを提供できることを目的としている。

意見

研修の対象を県内の介護従事者等としており、その効果は県内全域に広がるものであり、公平性に問題はない。

【経済性について】

○適時性について

カルテを作成されている事業であれば、その内容の見直しは必ず行われることになるから基本的なことについては、1年に一度は見直されていることになる。当該事業については、平成24年度に介護支援専門員実務研修、専門研修、更新研修、再研修の指定事業者による実施が開始されるなど、見直しは頻繁に行われている。

○コストについて

研修の委託費が主な支出額であり、直接的なコスト削減のためには委託費の減額しか方法がない。コスト削減に成功している他の事業での事例を参考にすべきである。

意見

費用対効果という意味で実質コストを下げるためには研修を受けた介護従事者に、介護従事者として長く働いてもらうことが、一番効率がよい。介護サービス従事者養成研修事業の対象外とはなるが、介護従事者の定着率を向上させる施策と両面で事業を実施していく必要がある。

V-12 高齢者の状態やニーズに応じた施設整備に関する事業

V-12-1 介護基盤緊急整備等特別対策事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	897,001	321,531	210,665	884,449
決算額（千円）	860,780	314,908	203,393	882,750

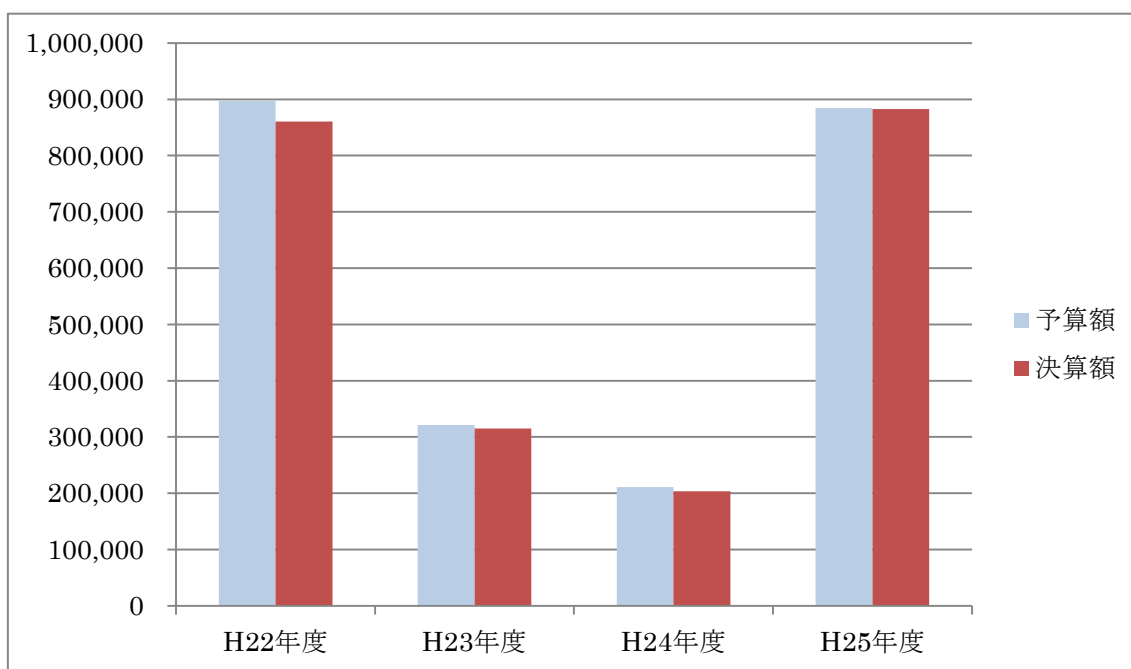
（事業効果の推移）

活動	整備床数（床）	209	105	45	161
指標	スプリンクラー設置施設数（戸）	6	3	4	4
成果	施設整備数 累計（床）	9,984	10,178	10,330	10,556
指標					

※成果指標の施設整備数は該当する5施設の累計床数を表す。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額はともに年度により大きく増減している。これは、介護基盤緊急整備等特別対策事業が介護施設の整備を補助する事業であるため、施設整備案件の多寡や内容により、補助金が大きく増減するためである。そのため、活動指標も年度により大きく増減している。成果指標は活動指標の結果としての施設整備数（累計）であるため、毎年度増加傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	現下の厳しい経済情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、介護施設や地域介護拠点の整備促進等を図るため、各地域に必要となる介護施設等の緊急整備をはじめとした支援を行い、もって高齢者福祉の増進を図る。
事業内容	<p>①介護基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点等の創設および増築に係る工事費等を補助 ・補助金額 定額 <p>②既存施設のスプリンクラー整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が設置する広域型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム等、市町が設置する小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホームのスプリンクラー等の整備に係る工事費等を補助 ・補助金額 1,000 m²未満 9千円/m²、1,000 m²以上の平屋建て 17千円/m²

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

介護基盤緊急整備等特別対策事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「介護基盤緊急整備等特別対策事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「介護サービスの基盤が充実した社会の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・補助金の交付に際しての市町や事業者との協議。
- ・ 全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

当該事業の内容を確認すると、以前よりも介護基盤の充実が進んできていることがわかる。当該事業での補助は、制度を利用する事業者が対象となっており、県が主体的に実施する活動では無い。しかし、基盤整備は介護事業における根幹でもあり、県が事業整備を下支えする事業として制度を有していること自体に、大きな意義が認められる。

○指標について

活動指標は「整備床数」と「スプリンクラー設置施設数」の2つ、成果指標は「施設整備数」の1つである。

数値目標としては成果指標である「施設整備数」について、平成26年度で床数10,752床を掲げている。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

活動指標の「整備床数」と成果指標の「施設整備数」は、事業細目のうち介護基盤整備の活動状況および成果を示す指標であり、妥当である。また、活動指標の「スプリンクラー設置施設数」は、事業細目の既存施設のスプリンクラー整備事業の活動状況を示す指標であり、これ自体は妥当である。しかし、既存施設のスプリンクラー整備事業の成果指標については設定されていない。この点、当該事業におけるスプリンクラー設置は「義務化されていない施設」についての設置補助ではあるが、福井県としては、「義務化されていない施設」であろうと設置率100%を目指すべきである。こうした視点から、成果指標として「対象施設の設置率」を成果指標として掲げるべきである。

意見

成果指標には目標値があるものの、活動指標には目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

事業細目のうち、介護基盤の整備事業については国の制度であり、県では国の定める基準の最大値を補助率としている。補助を受けて施設整備するかどうかは事業者の判断によるが、県では福井県介護保険事業支援計画に基づき、県内全域での適切な介護サービスの提供をめざして整備を進めている。

もう一つの事業細目である既存施設のスプリンクラー整備事業については、年々基準が厳しくなる中で、強制化を先取りする形で整備するよう補助している事業である。ただし、補助を受けてスプリンクラーを整備するかどうかは各事業者の判断による。

意見

介護施設の整備のために介護基盤緊急整備等特別対策事業を利用するか否かは、介護事業者の判断に基づく。そのため、県が強制的に整備できるものではない。この点、いずれの県内事業者でも当該事業を利用することができる点で、公平性が保たれている。ただし、介護サービスを利用する側からすれば、スプリンクラー設置状況について情報公開制度があれば、利用施設を選択することが可能となる。また、その結果としてスプリンクラーの設置が義務化されていない施設についても、当該事業を利用して基盤整備を進めようとするインセンティブが働くことが期待される。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、社会情勢を踏まえながら、随時補助単価の変更などが行われている。

意見

制度の微調整によって費用対効果向上のタイミングを逃さないことが重要である。今回のようなケースでは、消防法の改正に加え消費税の増税もあり、スプリンクラー設置勧奨のタイミングとしては良かったかもしれない。

スプリンクラー設置は人命にかかわることである。また、適時性の面では基盤整備が早いほど事業の効果が増大するため、できるだけ早く、すべての施設に整備されることを目指すことが、福井県としての望まれる基本的な姿勢であると考えられる。

○コストについて

介護基盤緊急整備等特別対策事業は、支出額すべてが補助金である。直接的なコスト削減のためには、補助率の低下もしくは補助対象を見直ししか方法がない。なお、介護基盤の整備事業について福井県は、国の認める範囲内において最大の補助率をもって事業の遂行に取り組んでいる。

意見

介護基盤の整備に関し、福井県が国の認める最大の補助を実施している点について、平成 26 年度の整備目標 10,752 床を達成するためには必要であったと判断できる。しかし、当該事業で整備される介護施設は、長期にわたって活用され効果を発現する一方で、長期間における維持コストを負担する必要がある。そのため、総コストの観点からは「いつまでにどれだけ設備を整備し、いつまで介護施設として維持し、必要なくなった際にどうするか」といった、いわゆるライフサイクルコストの考え方が重要となる。

高齢化社会の到来と指摘されるものの、将来的にも高齢者は増加し続けるわけではない。人口減少とともにいずれ高齢者自体も減少傾向を辿ることが予想され、これに伴い余剰となった介護施設をどのように転用するかについても、検討しておくことが必要である。現状、担当課では、人口推計等の統計も活用しながら施設整備を進めており問題はないが、市町や介護事業者に対しても、長期的な視点を踏まえて指導していくことが重要である。

意見

既存施設のスプリンクラー整備事業について、設置に伴う事業者の負担は平成 25 年度実績でおおよそ 200 千円から 300 千円となる。県は、現状国の定める範囲内で最大限の補助に取り組んでおり、整備率 100%を目指すために、仮にこうしたコストについても県が負担するとした場合には費用対効果について十分検討することが必要である。

V-12-2 介護施設開設支援特別対策事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	135,000	175,200	102,690	115,200
決算額（千円）	130,874	138,881	102,690	115,200

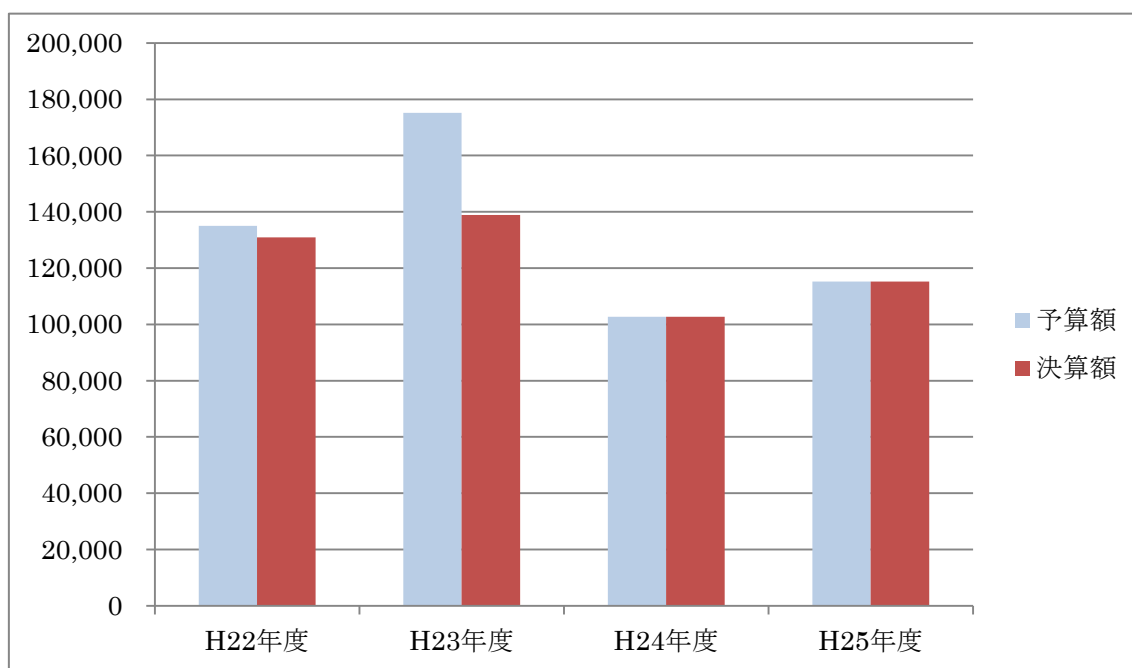
（事業効果の推移）

活動	助成対象施設数（戸）	19	12	14	14
指標					
成果	施設整備数 累計（床）	9,984	10,178	10,330	10,556
指標					

※成果指標の施設整備数は該当する5施設の累計床数を表す。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額については平成23年度に大きく増加し、平成24年度には大きく減少している。また、決算額についても平成24年度に大きく減少している。これは、介護施設開設支援特別対策事業が施設開設準備経費に対する補助事業であるため、開設事業所の床数によって補助金額が大きく増減することによる。また、同様の理由により活動指標についても増減が見られるが、補助金額が開設事業所の床数によって決定されるのに対して活動指標が開設事業所数となっているため、決算額の増減と必ずしも同様の傾向を示していない。成果指標については、活動結果累計である「施設整備数（5施設）」であるため、増加傾向となっている。

【事業の目的と概要】

事業目的	現下の厳しい経済情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、介護施設や地域介護拠点の整備促進等を図るため、介護施設等の開所準備に係る経費の助成を行い、もって高齢者福祉の増進を図る。
事業内容	<p>①開設準備経費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が設置する広域型特別養護老人ホーム・老人保健施設等、市町が設置する小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の開設前の6か月間に係る経費（開設前の職員の雇い上げ・募集経費、開設のための普及啓発・広報経費等）を補助 ・補助金額 600千円／床 <p>②定期借地権の一時金に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者または市町が設置する広域型特別養護老人ホーム、広域型介護老人保健施設、小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の定期借地権一時金を補助 ・補助金額 定期借地権設置に伴い授受される一時金の半額（敷地路線価の1/2が上限）

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

介護施設等開設支援特別対策事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「介護施設等開設支援特別対策事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「介護サービスの基盤が充実した社会の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・補助金の交付に際しての市町や事業者との協議。
- ・ 全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

前述した介護基盤緊急整備等特別対策事業と同様である。

○指標について

活動指標は「助成対象施設数」の1つ、成果指標は「施設整備数（5施設）」の1つである。

数値目標としては平成26年度で床数10,752床を掲げている。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

事業細目としては2つあるが、このうち定期借地権の一時金に対する助成事業については、福井県の場合、現在のところ実績がない。そのため、活動指標および成果指標ともに、開設準備経費の助成に重きを置いたものとなっている。いずれの事業細目も、介護施設の整備のために実施している事業であり、現在の「助成対象施設数」といった指標は妥当である。ただし、活動指標については補助金額の算定が整備された床数で決まるため、「助成対象床数」の方が評価基準としてはわかりやすい。また、活動指標として累計数も示すことができれば、事業の投資規模をよりわかりやすくする。この点、成果指標についても「施設整備数」に関する単年度と累計の両方を公開することが望ましい。

意見

成果指標には目標値があるものの、活動指標には目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるかぎり目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

県は、介護 5 施設について福井県介護保険事業支援計画に基づき、県全体での施設整備を進めている。そのため、公平性に問題はないと判断した。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、社会的なニーズを踏まえ、適宜、補助単価の変更などが行われている。

○コストについて

介護施設等開設支援特別対策事業は国の制度に基づく事業であり、補助率に関しても国の基準に従った値となっている。県の意思が反映されにくい事業でもあり、補助率や補助対象を見直すことによるコスト削減は実質的に困難である。

意見

介護施設等開設支援特別対策事業において補助の対象とする介護施設は、長期に渡って活用されることで効果を発現する一方、長期間の維持コストが必要となる。先に記述した介護基盤緊急整備等特別対策事業と同様に、ライフサイクルコストに着目した事業の運営が必要であるとともに、長期的な視野に立った事業者等への指導が望まれる。

V-13 療養病床の再編成に伴う受け皿づくり事業について

福井県では「療養病床の再編成に伴う受け皿づくり」に関する事業として、「介護基盤緊急整備等特別対策事業」及び「介護施設等開設支援特別対策事業」を実施している。ただし、これらの事業は「V-12 高齢者の状態やニーズに応じた施設整備に関する事業」を構成するものでもあり、それぞれ「V-12-1」及び「V-12-2」として検討している。そのため、ここではあらためて検討しない方針とした。

V-14 総合的な認知症ケアの実施に関する事業

V-14-1 認知症対策事業

【予算額、決算額および指標の推移】

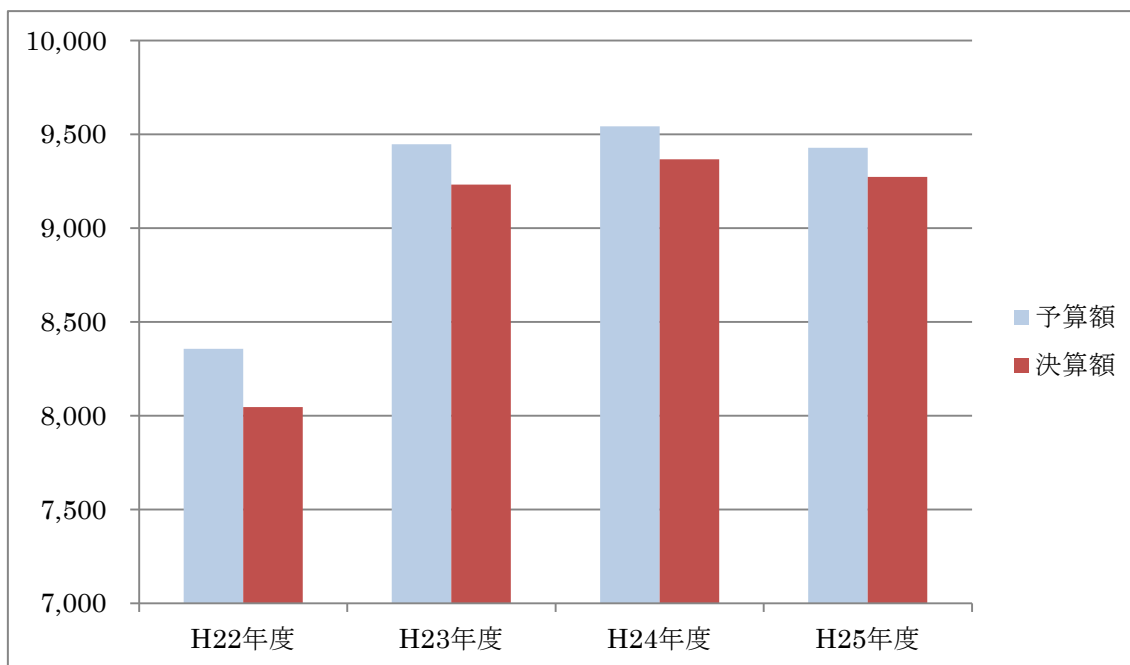
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	8,356	9,466	9,543	9,428
決算額（千円）	8,045	9,232	9,366	9,273

（事業効果の推移）

活動 指標	実践者等（旧基礎課程）研修 受講者数（人）	276	355	356	395
	実践者等（旧専門課程）研修 受講者数（人）	51	45	43	48
成果 指標	実践者等（旧基礎課程）研修 修了者数（人）	276	355	356	395
	実践者等（旧基礎課程）研修 修了者数（人）	51	45	43	48

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額はともに平成23年度に増加している。これは、同年度に実践者研修の年間開催数を増加させたためであり、それ以降は大きな増減はない。活動指標及び成果指標について、実践者等研修については平成23年度に増加し、平成25年度にも増加している。実践リーダー研修についてはほぼ横ばいとなっている。

【事業の目的と概要】

事業目的	<p>認知症高齢者の数が増加している中で、今後は、身体的障害に対するケアだけでなく。認知症高齢者に対応したケアを標準として位置づけていくことが必要であり、認知症ケアの普遍化が求められている。そこで、介護保険施設および指定居宅サービス事業者における介護実務者ならびに指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上をはかり、また介護の場における指導者となる専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。</p>
事業内容	<p>①認知症介護職対象研修事業</p> <p>(1) 認知症介護指導者養成研修</p> <p>(3) の実践研修における講師を養成するため、施設等において指導的立場にある者を認知症介護研究・研修センターへ派遣する。</p> <p>(2) 認知症介護指導者フォローアップ研修</p> <p>一定期間を経過した実践研修における講師に対し、指導方法、最新の認知症介護技術等を習得させ、実践研修指導者としての資質向上を図る。</p> <p>(3) 認知症介護実践者等研修</p> <p>イ) 実践者研修 : 認知症介護に関わる全ての専門職種を対象に、認知症介護の知識と技術を介護現場で発揮できる者を養成する。[旧基礎課程]</p> <p>ロ) 認知症対応型サービス事業者研修 : 管理者・計画作成担当者・開設者を対象に、事業所開設前に受講を義務付け、必要な知識・技術を習得させる。</p> <p>ハ) 実践リーダー研修 : 介護現場の実践リーダー役を対象に、認知症介護の質の向上の推進役として他の職員を指導・支援できるリーダーを養成する。[旧専門課程]</p> <p>②認知症医療職対象研修</p> <p>(1) 在宅介護のための医師との連携促進</p> <p>認知症サポート医養成研修、認知症サポート医フォローアップ研修、かかりつけ医認知症対応能力向上研修、病院従事者認知症対応力向上研修</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

認知症介護職対象研修事業

＜理由＞

「認知症対策事業」として、県は「認知症介護職対象研修事業」と「認知症医療職対象研修事業」の2つを実施している。このうち、予算規模の大きい「認知症介護職対象研修事業」を検証対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「認知症高齢者に対する介護サービスの充実」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別のアプローチ・・・・研修に関する委託先・講師との事前打ち合わせ及びホームページによる研修開催案内の公表。
- ・全体的アプローチ・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

認知症対策については、従来、関係者のみが真剣に取り組んでいたような印象があるが、平成26年度に入ってから状況は変わってきている。社会全体で認知症対策に取り組むことの重要性が認識されてきており、当該事業についてもこうした情勢に応じて周知活動を徹底していくことが望ましい。

○指標について

活動指標は「実践者等（旧基礎課程）研修受講者数」および「実践リーダー（旧専門課程）研修受講者数」の2つ、成果指標は「実践者等（旧基礎課程）研修修了者数」及び「実践リーダー（旧専門課程）研修修了者数」の2つが設定されている。

活動指標および成果指標ともに認知症介護職対象研修事業に対する指標となっており、もう一つの事業細目である認知症医療職対象研修については活動指標および成果指標ともに設定されていない。

数値目標はカルテには記載されていないが、国のオレンジプランに基づいた数値を持っている。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

結果的に、活動指標と成果指標の数値が同一のものになっている。活動指標に研修受講者、成果指標に研修修了者ということで、事業の活動および目標に照らせばこれらの評価基準は一概に不合理であるとはいえない。

また、認知症医療職対象研修についても、活動指標および成果指標を設定すべきである。活動指標としては研修受講者数、成果指標としては認知症サポート医の人数を設定することが考えられる。なお、平成25年度末現在、福井県には25名の認知症サポート医がおり、国が求めるオレンジプランの目標値25名を達成している。

意見

目標数値について事業カルテに記載されていない。事業の目標だけでなく、県の取組みを明確にするためにも、目標値を事業カルテへの記載することが重要である。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

認知症対策事業では、介護職の認知症介護技術を向上させ、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るための研修等を実施している。主たる研修事業について、認知症医療職対象研修事業では福井県医師会を、認知症介護職対象研修事業では福井県社会福祉協議会を委託先としている。

意見

委託先は県内全域の介護事業者が対象となるよう研修を実施しており、公平性に問題はない。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成23年度に実践者研修の年間開催数を3回に増加し、平成25年度に一部の研修を統合している。

○コストについて

当該事業にかかる支出額は、福井県医師会と福井県社会福祉協議会に対する委託費である。平成25年度には、研修を統合するなど研修費を削減しており、コストの削減努力が見られる。

意見

執行予算の主たる支出が委託費であるため、コスト削減のためには委託費を下げるかしない。一般的に、委託費の削減には一般競争入札が有効であるが、福祉事業の場合、業務の内容から競争入札の導入は困難であるし、現実的ではない。

【福井県社会福祉協議会への委託事業について】

○人件費の按分について

非常勤職員が課に共通する複数の事業に従事していることもあり、予算策定段階における所要見積り月数を用いて按分計算を行い、算出された人件費を事業予算として負担させている。

ただし、当該事業年度における決算額の積算にあたって事業費総額が当初想定された予算よりも多額となったことに伴い、収支均衡を図る観点から非常勤職員給与の当該事業負担分を減額し別の事業に負担させていた。これでは、当該事業に本来必要となる費用が明示されず、結果として当該事業においてどれだけの予算が必要であったかの判断材料が提供されない。

意見

福井県社会福祉協議会としては、事業の予算遂行状況を明確に把握するためにも複数事業に共通経費（今回の場合、従事する職員の人件費）の配分のルールを明確に定めるべきである。その上で、結果として当該事業が赤字となるのであれば、一般会計繰入金収入として赤字相当額を把握・管理しておくことが望ましい。この点、福井県の所管部署としては、予算の執行が達成されたことを確認するだけで良いかもしれない。しかし、実態を明確に把握しておくためにも、最終的な決算書の入手・閲覧を通じて、事後的にでも検討しておく必要がある。

○固定資産の管理について

福井県社会福祉協議会がセグメント管理する当該事業の貸借対照表を見ると、過年度に福井県が委託費として拠出した中から、固定資産を取得していることが判明した。しかし、こうした資産の利用状況についてその後の報告がなされておらず、所管部署として把握・運用管理ができていない。また、委託費を財源として取得した固定資産の所有権は県に帰属するものの、その後の報告がなされていない状況では廃棄時又は所有権移転時に混乱を招く可能性がある。

意見

委託費を財源として取得した固定資産について、継続的に所管部署が管理できるよう報告体制を整備することが望ましい。

また、所有権が福井県に帰属する期間中においては、所管部署が責任をもってその利用状況を監視すべきである。そのための方法として、確定した事業別貸借対照表を福井県社会福祉協議会から取り受け、継続的に検討することが考えられる。

V-14-2 認知症対策事業（認知症理解普及促進事業）

【予算額、決算額および指標の推移】

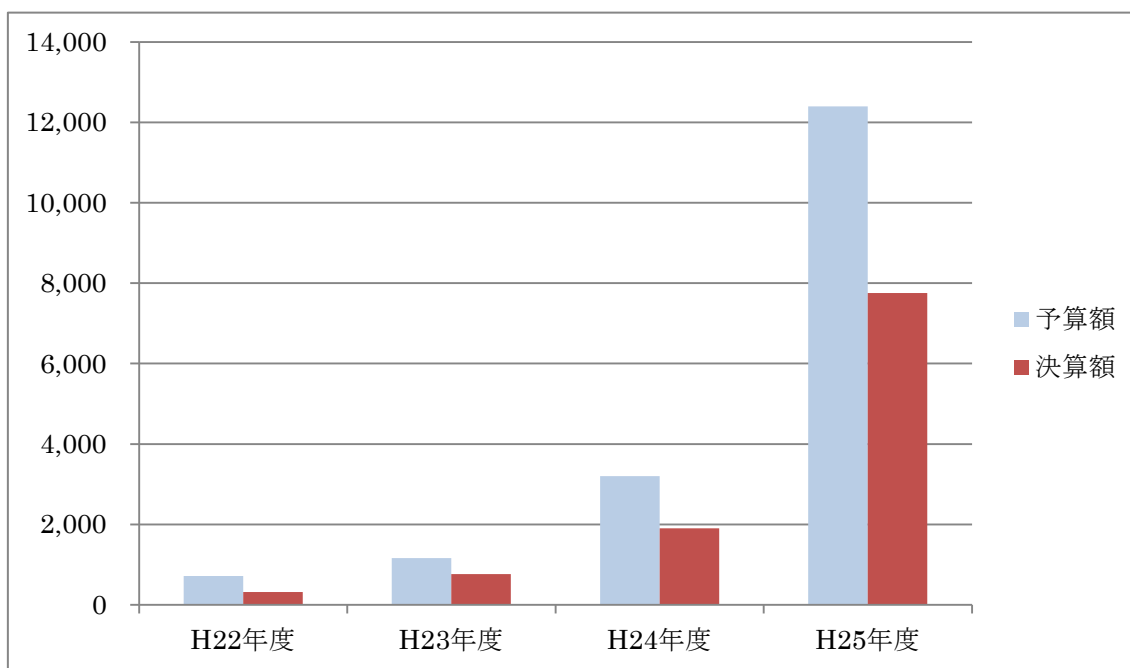
	H22 年度	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度
予算額（千円）	717	1,160	3,198	12,398
決算額（千円）	319	761	1,904	7,758

（事業効果の推移）

活動	運営委員会開催数（回）	1	2	1	1
指標					
成果	認知症サポーター養成数（人）	6,376	7,472	5,939	14,062
指標	キャラバンメイト養成数（人）	100	68	75	117

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額はともに平成 24 年度以降大きく増加している。これは、平成 24 年度に定年齢認知症検診実施事業として定年齢認知症検診をモデル市町にて実施し、平成 25 年度にモデル事業を他の市町へ拡大したことによる。なお、平成 26 年度に定年齢認知症検診実施事業に代わり、認知症検診推進事業を開始し、各市町の認知症検診の実施を支援している。活動指標は横ばいで、成果指標は年度により大きく増減している。

【事業の目的と概要】

事業目的	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るため、住民に対し認知症についての理解を深める活動を実施することにより、認知症高齢者を支援する体制整備を進める。
事業内容	<p>①認知症施策総合推進事業 市町における認知症施策の円滑な実施を促進するとともに、地域支援体制の構築等を支援</p> <p>②認知症検診推進事業 市町における認知症早期発見のための認知症検診の実施を支援するとともに、認知機能低下疑い者が適切に医療につながる体制の構築を支援</p> <p>③認知症理解普及促進事業 (1) キャラバン・メイトの養成：キャラバン・メイト養成研修（1回）、スキルアップ研修（1回）、キャラバン・メイト交流会（2回）の開催 (2) 企業への認知症サポーター養成講座の開催：企業対象に認知症サポーター養成講座を実施（20企業）認知症理解普及促進事業</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

認知症検診推進事業

＜理由＞

「認知症対策事業（認知症理解普及促進事業）」として、県は「認知症対策総合推進事業」、「認知症理解普及促進事業」および「認知症検診推進事業」の3つを実施している。

このうち、予算規模の大きい「認知症検診推進事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

検査確認日が3月31日となっており、検査実施日に正確性を欠く事実が発見された。

IV-4-1の指摘事項と同様であり、当該項目を参照されたい。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「県民の皆様が認知症高齢者に対して正しい理解をすること」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり

・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・認知症サポーターの養成及び認知症検診を実施する各市町との協議
- ・ 全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

当該事業は、認知症についての理解を促進するソフト事業の意味合いが強い。コストをそれほど要しない反面、高い経済効果が期待できる事業である。広く認知症を周知させることで、高齢化社会に対応できるような意識の醸成を実現することが可能となる。県では、こうした理解普及について早期教育が効果的であるとし、研修の対象を企業だけではなく平成26年度からは学校にまで拡大する方針である。こうした観点から、産業労働部や教育関連部署といった他部署の協力を得て進めていくことが望ましい。

○指標について

活動指標は「運営委員会開催数」の1つ、成果指標は「認知症サポーター養成数」および「キャラバン・メイト養成数」の2つが設定されている。

カルテには示されていないが、認知症サポーター養成数の目標は5万人である。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

事業細目からみると、「運営委員会開催数」は認知症施策総合推進事業の活動を示す指標となり、「認知症サポーター養成数」、「キャラバン・メイト養成数」は認知症理解普及促進事業の成果を示す指標となる。

認知症検診推進事業は、平成 26 年度から新たに開始した事業であり、現在は活動指標・成果指標ともに設定されていない。平成 25 年度までは定年齢認知症検診実施に関するモデル事業であったため、指標として設定することが困難であった。しかし、平成 26 年度からは認知症検診推進事業として新たに開始されており、今後は活動指標および成果指標の設定が必要である。活動指標としては「検診実施数」、「研修・交流会の開催数」および「認知症サポーター養成講座開催数」等が、成果指標としては「検診受診率」等が候補として考えられる。

事業が目指す目標を踏まえると、「認知症への理解度」や「認知症の早期発見」を事業全体の成果指標として掲げることも考えられるが、現状では計数化することが難しい。この点、「65 歳以上の認知症診断受診率」を評価指標とすることも考えられる。認知症への理解が進めばこれに伴って受診率が上昇するだけでなく、認知症の早期発見にもつながることが期待される。

意見

成果指標に目標値があるものの事業カルテに反映されておらず、事業カルテにも目標値を記載しておくべきである。「目標管理」は、3E 向上の前提となる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○他部署との連携について

当該事業は、「認知症について理解を促進すること」といったソフトな側面がかなり強い事業である。また、その成果としての経済価値の大きさが注目される。

意見

認知症についての理解を促進すること自体は、認知症高齢者とその家族に対する福祉として最も重要なことである。しかし、事業を実施するに当たっては、副次的な効果も期待すべきである。若年層が認知症を理解することによって、認知症予防に心掛けるようになれば、その経済価値は計り知れない。現在行われている事業の中で、結果的に最も費用対効果の高い事業となる可能性がある。県が主導で事業を進める場合、こうした視点からの展開が望まれる。また、より早期の認知症教育は、同居もしくは近居が多い福井県独自の認知症対策となる可能性がある。すでに述べたとおり、今後とも教育関連部署の協力を得て、事業を進めていくべきである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

認知症理解普及促進事業のうち、認知症施策総合推進事業について、県内の全市町を対象とした支援体制の構築を支援するための会議を開催している。

認知症検診推進事業については、平成 25 年度まで定年齢認知症検診推進事業として市町補助と医師会への委託により事業を実施していたが、モデル事業という事で手を挙げた 3 市町でのみ事業が実施されていた。当該事業は平成 25 年度に終了しており、平成 26 年度以降は各市町の独自事業として実施されている。

認知症理解普及促進事業においては、キャラバン・メイト養成研修やスキルアップ研修は年 1 回しか開催されていないが、キャラバン・メイト交流会は嶺北、嶺南の 2 回に分けて実施されている。

意見

認知症施策総合推進事業は、県内の全市町を対象とした支援体制の構築を支援するための会議の開催である。また、認知症検診推進事業は、平成 25 年度まではモデル事業という事もあり、市町の実施体制や事業の効果分析等に重点が置かれるため、事業の公平性は問題とならない。このほか、認知症理解普及促進事業では、研修の参加人数やコスト負担の関係から開催回数や開催地を決定しており、サービス享受のための機会獲得について公平性の確保が図られている。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1 年に一度の見直しがなされる。当該事業のうち、定年齢認知症検診実施事業および認知症理解普及促進事業については、国の要綱に基づき行われるが、認知症検診推進事業は福井県が独自に行っているモデル事業である。

○コストについて

平成 25 年度までの主な支出額は定年齢認知症検診実施事業における実施市町への補助金と医師会への委託費であり、具体的には定年齢認知症検診にかかる経費である。平成 25 年度までのモデル事業であり、平成 26 年度以降は実施されず、これ以上のコスト削減効果は期待できない。なお、平成 26 年度以降についても県では当該事業で作成利用した「認知症検診チェックリスト」を活用することとし、追加的な予算執行を抑制することで実質的なコスト削減を実現している。

意見

認知症理解普及促進事業では、もともと検診に係る支出額以外にはほとんど支出がなく、これ以上のコスト削減の余地は無い。県としては、「認知症検診チェックリスト」を今後も利用することで追加的な負担を軽減し、結果として実質的なコスト削減を図っており評価できる。

意見

認知症施策総合推進事業および認知症理解普及促進事業は、会議や研修会の開催に伴う旅費、報償費および謝金などが主な支出である。そのため、コスト削減には研修回数の削減が不可欠であるが、事業効果が低くなることが予想されることもあり、当該事業に関するコストの削減は現実的ではない。

V-14-3 認知症疾患医療センター運営事業

【予算額、決算額および指標の推移】

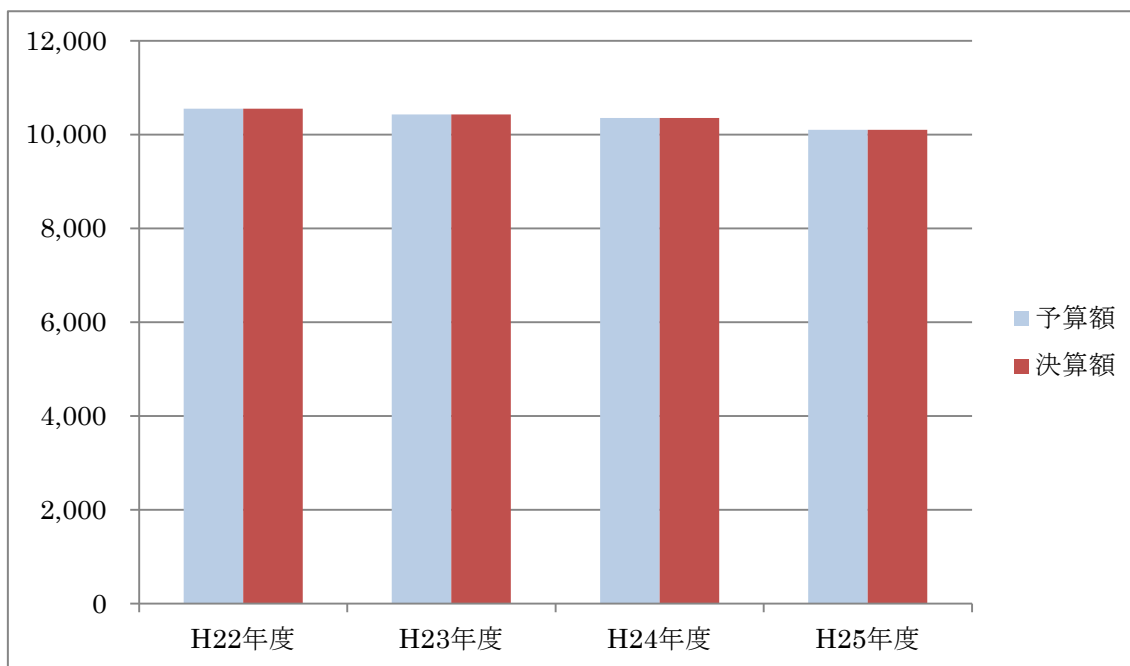
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	10,553	10,427	10,351	10,102
決算額（千円）	10,553	10,427	10,351	10,101

（事業効果の推移）

活動 指標	かかりつけ医研修の受講者数（人）	270	255	281	380
	連携協議会の回数（回）	6	4	5	3
成果 指標	外来件数（件）	8,865	8,653	10,967	11,144
	鑑別診断件数（件）	521	876	986	978

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額ともに横ばいで推移している。活動指標について、「かかりつけ医研修の受講者数」については増加傾向、「連携協議会」については減少傾向となっている。また、2つある成果指標についてはいずれも増加傾向となっている。

【事業の目的と概要】

事業目的	保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行い、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。
事業内容	<p>指定病院でのセンター運営（嶺北：松原病院、嶺南：敦賀温泉病院）</p> <p>① 専門医療相談（随時対応） 患者家族等の電話・面接相談、医療機関の紹介や地域包括医療センター等介護サービスとの連絡調整</p> <p>② 鑑別診断とそれに基づく初期対応（随時対応） 初期診断、鑑別診断、治療方針の選定等</p> <p>③ 合併症・周辺症状への急性期対応（随時対応） 連携医療機関の協力を得ながら、合併症・周辺症状に対する医療対応の実施</p> <p>④ かかりつけ医等への研修会の開催（年2回） かかりつけ医や保健医療関係者等に対し、認知症に関する知識向上を図るための研修実施</p> <p>⑤ 認知症疾患医療連携協議会の開催（年2回） 保健・医療・福祉・介護関係者等で組織された協議会の開催</p> <p>⑥ 情報発信 認知症医療やセンターについての周知</p>

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

認知症疾患医療センター運営事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「認知症疾患医療センター運営事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「地域における認知症疾患の医療水準の向上」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別のアプローチ・・・・・・・・委託先である各病院を含め、認知症医療に関する県内医療機関との意見交換
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

当該事業が掲げている目標は、地域における認知症疾患の医療水準の向上であるが、早期の鑑別診断による適切な処置は結果として医療費の抑制につながるため、経済的効果の大きい事業である。早期の鑑別診断がどれだけできるかが当該事業にとって重要であり、これには他の事業の充実度にも関連する。その前段階の“サポート医”や、さらにその前段階となる“認知症検診の受診者数”がバランスよく組み合わせられることで、より効果的に3Eの向上は期待できることに留意すべきである。

○指標について

活動指標としては、「かかりつけ医研修の受講者数」と「連携協議会の回数」の2つ、成果指標としては、「外来件数」と「鑑別診断数」の2つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標および成果指標ともに、事業の内容と目的から現在設定している評価基準が妥当な指標と考えられる。ただし、現在の成果指標はいずれも事業活動の結果を示すものである。そのため、事業目的に照らし、認知症の早期発見や早期対応の成果が反映されるような成果指標の設定を検討することが望ましい。

意見

活動指標および成果指標ともに目標値がない。現在示されている成果指標は、単純に増加すれば良いという指標ではない。そのため、目標値を設定することが困難である。しかし、活動指標については目標値が設定可能であり、できるかぎり目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものと考えられる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

認知症疾患医療センターの設置については、国の認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）に基づいて要綱が定められている。これを福井県の現状に当てはめると、“65歳以上人口”および“患者流動”から、福井市の2か所で基準を満たすこととなる。しかし、福井県では公平性の観点から、嶺北地区および嶺南地区に1か所ずつ設置している。

意見

国の設置基準を満たしていれば問題のない事業ではあるが、福井県では地域的な公平性を踏まえ嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ1か所ずつ設置しており、公平性に問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業は国の要綱に基づいて行われるものであり、福井県の方針にて変更されるようなことはない。

○コストについて

当該事業の支出額はすべて、認知症疾患医療センターを運営する病院への委託費であり、平成25年度までは若干ながらコスト削減が図られ決算額が減少している。

平成26年度より、国の補助率が低下したことを受けて人件費等の見直しを行っている。当初予算は平成25年度の10,402千円に対し、平成26年度は7,887千円と約75%の水準となっている。

意見

主な事務執行の内訳が委託費の支出であり、コスト削減のためには委託費を下げるしかない。一般的に、委託費の削減には一般競争入札が有効であるが、福祉事業の場合、業務の内容から競争入札の導入は困難であるし、現実的ではない。委託費の削減には委託する業務内容の縮小、単純化および効率化が図られることが必要である。これには、委託業務に無駄な（手間のかかる）業務が無いかを毎年見直すことが重要であり、そのためには委託先の協力が不可欠である。

V-15 要介護になっても暮らし続けるための自宅の改修支援に関する事業

V-15-1 介護予防・在宅支援事業

【予算額、決算額および指標の推移】

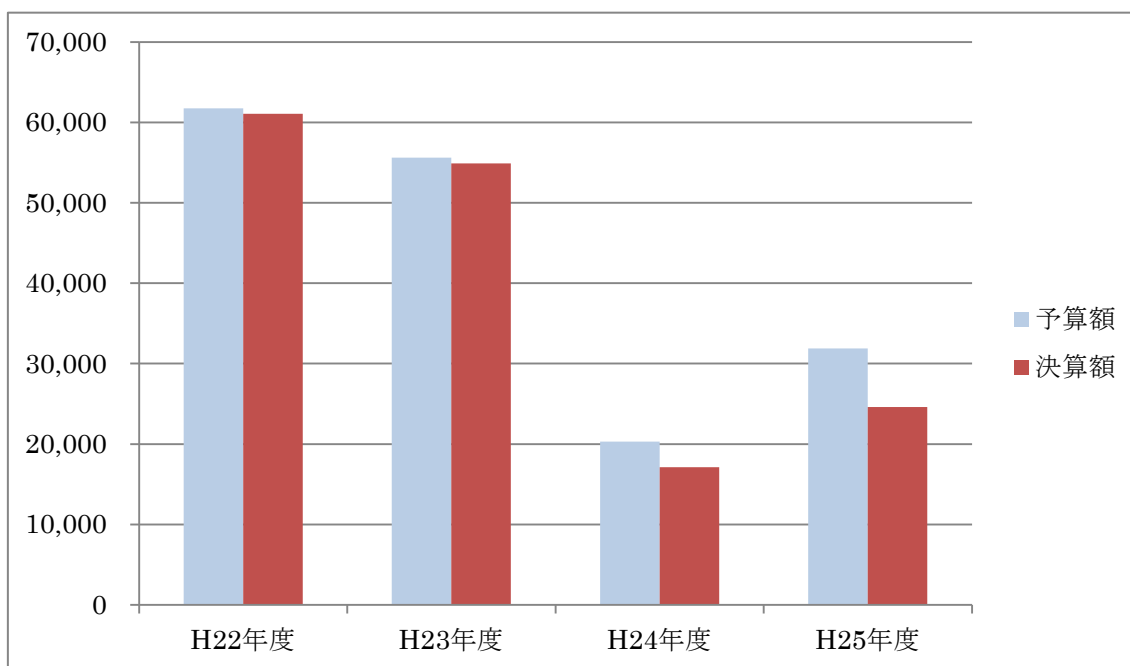
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	61,741	55,631	20,284	31,876
決算額（千円）	61,075	54,891	17,128	24,592

（事業効果の推移）

活動	情報公表登録事業所数（個）	—	—	1,098	1,168
指標	住環境整備件数（件）	25	34	34	59
成果	在宅サービス利用者（人）	20,194	21,144	22,154	23,457
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



なお、当該事業の一環として平成24年度まで実施されていた「すこやか介護用品支給事業」が市町へ移管され廃止されたため、予算額および決算額は大きく減少している。また、活動指標のうち住環境整備件数における平成23年度以前の数値は、それまで実施されていた「すこやか介護用品支給事業」のものである。

【事業の目的と概要】

事業目的	<p>①介護サービス情報の公表制度事業…利用者の権利擁護の観点から平成18年度に導入された「介護サービス情報の公表」制度を円滑に施行し、利用者がサービス選択に必要な情報を取得し、適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するとともに、介護サービスの質の向上を図る。</p> <p>②住まい環境整備支援事業…高齢者が要介護状態になっても在宅で生活するためには住宅改修が重要であるが、その住宅改修工事に対して助成を行うことにより、暮らしやすい住居環境の整備を促進し、要介護高齢者の在宅生活の継続を支援する。</p>
事業内容	<p>①介護サービス情報の公表制度事業…事業所から報告されたサービスに関する情報について、公表を行う。また、要綱に基づく調査対象事業所に対して報告内容の調査を行う。</p> <p>②住まい環境整備支援事業…要介護認定者が在宅で生活する場合における昇降機の設置等住宅改修に対する支援を行う。</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

住まい環境整備支援事業

＜理由＞

「介護予防・在宅支援事業」として、県は「介護サービス情報の公表制度事業」と「住まい環境整備支援事業」の2つを実施している。このうち、予算規模の大きい「住まい環境整備事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

検査確認日が3月31日となっており、検査実施日に正確性を欠く事実が発見された。IV-4-1の指摘事項と同様であり、当該項目を参照されたい。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「要介護となる人をできるだけ少なく、要介護となった場合でも、できるだけ在宅で介護を行ってもらう」・「そのための環境整備」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・事業者向け研修会での事業案内及び市町担当者との意見交換や需要量調査の実施。また、県のパンフレットによる広報。
- ・ 全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が目指す目標は、エイジングインプレースの推進である。この点、要介護の局面に照らすと、将来的に在宅介護を希望するかは、最終的には本人の意思ということになる。しかし、これには世間の風潮もかなり影響するとみるのが合理的である。「在宅介護の環境が大きく改善されてきた」という社会の認識があれば、エイジングインプレースの推進に少なからず影響はあると考えるべきである。当該事業をはじめとする一連の介護予防・在宅支援事業は程度の差こそあれ、着実に介護環境を改善させている。こういった介護環境の改善状況をしっかりと知らせていくことが、社会全体の雰囲気を変え、目に見える成果へとつながっていくということに常に意識を置かなければならない。

○福井県の独自調査とその有効性

介護サービス情報の公表制度事業は国の制度に基づく事業であり、全国一律的に実施されている事業である。福井県では、独自の制度として開示情報の正確性を担保するための調査を実施している。なお、こうした県独自で実施する調査は、対象となる施設からの手数料を財源として実施されている。

意見

当該事業は一義的には利用者の情報収集に資する事業であるが、介護事業所にとっても「県の調査を受けて情報を開示している」事をアピールできるため、メリットがある事業と考えられる。現在公表が義務付けられている情報について、利用者の意思決定にどの程度の影響をもたらすかは不明であるが、「福井県がその情報の正確性を保証する」という点については、信頼性の付与という視点で非常に有効性が高い。介護事業において情報の信頼性は重要であり、今後も福井県独自の調査制度は継続していくべきと判断する。

○指標について

活動指標として「情報公表登録事業所数」、「住環境整備件数」の2つが、成果指標として「在宅サービス利用者」の1つが設定されている。

数値目標は、住環境整備件数について100件/年という具体的な目標がある。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

情報の公表については、法律で公表が定められている法人とそうでないところがある。「公表が定められているとことについては100%を遵守、それ以外のところもできるだけ公表すべき」と考えれば、情報公表登録事業所数は活動指標として妥当である。住環境整備件数についても他に適切なものは確かに見当たらず、活動指標として妥当であると判断している。ただし、数値を単年度とするか累計とするかは検討の余地がある。現在は単年度の数値となっているが、そうであれば単年度であることについて事務事業カルテにおいて明示すべきである。

カルテに含まれる事業数は2事業であるが、成果指標は1つだけである。これは事業の最終目標が「エイジングインプレイス」であり、そのためには「在宅介護の普及推進」が必要と考えているため、当該事業では、在宅介護の普及程度を示す「在宅サービス利用者」を成果指標としたものである。成果指標として妥当であると判断するが、もう少し事業活動に近い成果指標があってもよい。介護サービス情報の公表制度事業は情報開示事業であり、利用者が利用しなければ意味がない。そのため、「公表している該当ホームページの閲覧数」などを成果指標として加えることも考えられる。

意見

活動指標の一部および成果指標に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。また、数値目標はカルテに記載すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○効果の発現期間について

住宅への昇降機等の設置事業は、事業効果が単年度だけでない。当該事業は固定資産の取得によって事業効果が発現するものであるから、その効果は、取得資産の耐用年数にわたって発揮される。そのため、将来的なコスト負担を踏まえた情報が業者から利用者に提供するよう、県の担当部署は実施主体である市町を指導している。

意見

所管課は補助対象者ができるだけ長く、有効に取得資産を利用できるかという点も念頭において事業を進めるべきである。例えば、メンテナンス等にコストを要すると想定されるようなケースにおいては、将来的なコスト負担を踏まえ、補助対象者と業者に十分な話し合いを持つような配慮も必要である。今後も引き続き、担当窓口である市町と協力して事業に取り組んでいくことが期待される。

【公平性について】

○市町毎の予算執行状況について

住まい環境整備事業は、県が2分の1、市町が2分の1をそれぞれ負担する制度となっている。申請窓口は各市町であり、県は市町へ補助を行っている。平成24年度および平成25年度ともに執行率が約70%となっているが（下記資料を参照）、これは市町の予想に基づいて予算額を決定しているため、県としては正確な予算を策定することができないことによる。当該事業は市町にとっても財政負担生じる事業であるため、市町の財政状況（＝予算額）によっては県の補助制度も利用ができない可能性があり、その場合には各市町によって利便性が異なる。この点、市町では窓口での申請により当初予算が不足している場合には補正予算で対応しており、県もこれに合わせて100%の補助を行っている。

＜当該事業の予算額内訳と執行額の実績（県の資料に基づいて作成）＞

	予算額（補正後） （千円）	実績 （千円）	執行率 （％）
福井市	6,000	5,920	98.7%
敦賀市	1,200	265	22.1%
小浜市	800	528	66.0%
大野市	2,800	2,061	73.6%
勝山市	400	143	35.8%
鯖江市	1,200	711	59.3%
あわら市	—	—	—
越前市	2,400	2,227	92.8%
坂井市	662	662	100.0%
永平寺町	400	0	0.0%
池田町	400	0	0.0%
南越前町	400	0	0.0%
越前町	543	543	100.0%
美浜町	400	400	100.0%
高浜町	400	0	0.0%
おおい町	556	556	100.0%
若狭町	834	834	100.0%
増額対応分	2,605		
合計	22,000	14,855	67.5%

意見

住まい環境整備支援事業では、事業費の2分の1は市町が負担しなければならず、市町の予算次第では申請が不可能となる可能性がある。現状、市町では補正予算にて対応しているとのことであるが、今後も継続して、制度利用状況を継続的にモニタリングしておくことが必要である。特に、市町の予算が制度利用の制約とはならないよう、利用者のニーズを踏まえた対応が望まれる。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。最近では平成23年度に介護用品支給事業を完了(市町の事業に)し、平成24年度より住まい環境整備事業を実施している。

意見

住まいの環境整備支援事業について、3E最大化を狙う調整ポイントがあるとするれば、補助限度額の微調整である。この点、平成24年度からの対象拡大という判断は、1年間の周知期間を経て平成25年度には大きな実績を出しており、結果的に成功であったと考えられる。

○コストについて

介護サービス情報の公表制度事業について、平成24年度より外部委託を実施している。委託費は当該年度の新規登録・更新事業所数及び調査事業所数により算定されており、年度によって増減する。

意見

主な事務執行の内訳が委託費の支出であるため、コスト削減のためには委託費を下げるかしかない。一般的に、委託費の削減には一般競争入札が有効であるが、福祉事業の場合、業務の内容から競争入札の導入は困難であるし、現実的ではない。

【福井県社会福祉協議会への委託事業について】

○県への報告事項について

福井県では、独自の事業として公表情報の調査業務を実施している。福井県社会福祉協議会では、公表情報について調査により誤りが見つかった件数を集計していたが、県への報告事項とはなっていなかった。

意見

公表情報を調査した結果、修正すべき事項が発見されており、調査事業の有効性が証明されている。ただし、県として修正事項がどの程度あるかについて集計するようには依頼しておらず、福井県社会福祉協議会が自主的に集計するにとどまっていた。事業の有効性の判断に必要な情報は、県から積極的に入手すべきである。

V-16 高齢者が安心して暮らせる住まいの整備に関する事業

V-16-1 介護予防・在宅支援事業（サービス付高齢者向け住宅普及促進事業）

【予算額、決算額および指標の推移】

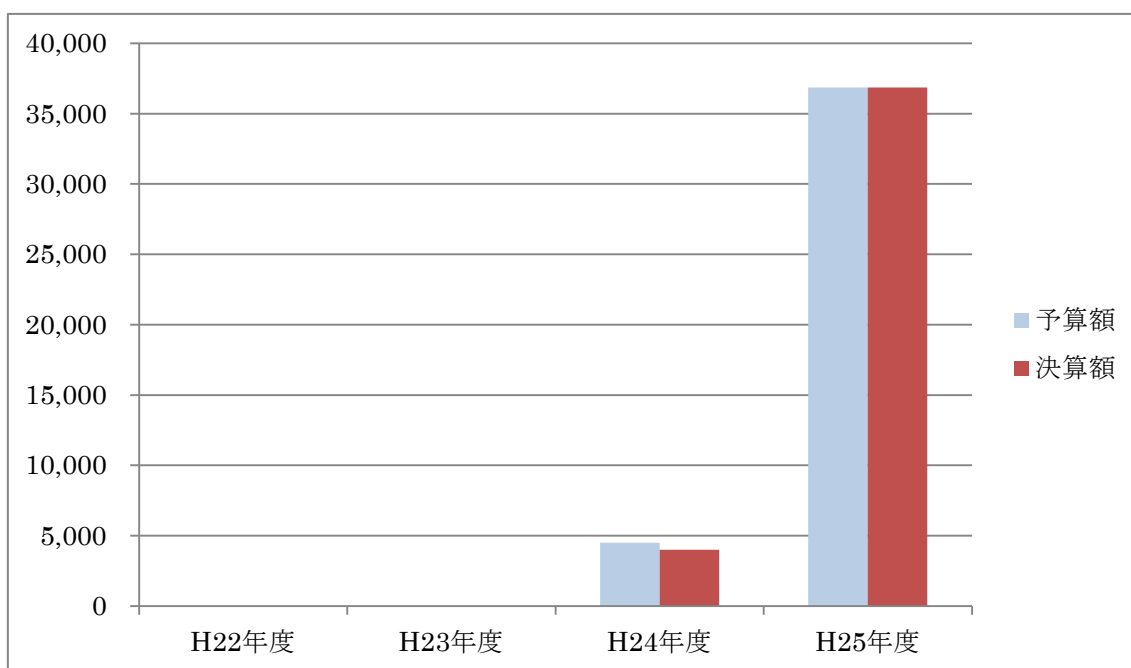
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）			4,500	36,851
決算額（千円）			3,997	36,851

（事業効果の推移）

活動指標	サ付き住宅（中重度者向け）の登録戸数（戸）		228	294	382
成果指標	中重度者数に対するサ付き住宅の整備割合（％）		1.5%	1.9%	2.5%

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業は平成24年度から開始された事業であるが、県内事業者の申請準備が間に合わず、平成25年度から本格的に整備数が増加した。その結果、予算額及び決算額はともに平成25年度に増加している。活動指標、成果指標とも数値は増加もしくは上昇傾向となっている。

【事業の目的と概要】

事業目的	24時間訪問や小規模多機能型サービスとの連携を図り、中重度の要介護者の受入可能なサービス付き高齢者向け住宅の普及を促進させる。
事業内容	サービス付き高齢者向け住宅を整備する事業者に対して、中重度の要介護者を受け入れることが可能なサービス付き高齢者向け住宅の建築に要する経費を助成する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

サービス付高齢者向け住宅普及促進事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「サービス付高齢者向け住宅普及促進事業」を検討対象とした。

<検討結果>

検査確認日が3月31日となっており、検査実施日に正確性を欠く事実が発見された。IV-4-1の指摘事項と同様であり、当該項目を参照されたい。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「サービス付き高齢者向け住宅(略称「サ高住」)を普及させ、特別養護老人ホームのみではカバーしきれない中重度の要介護者を受け入れることにより、施設待機者がいなくなる状態」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・事業者に対する管理状況の聴取と定期的な立ち入り検査による法令順守の指導。
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会(老人福祉専門分科会)への計画進捗状況報告及び計画改定年度(3年毎)の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

事業の開始から間もないため、サービスの利用者および事業者ともに十分な理解がなされていない状況にある。「サービス付き高齢者向け住宅」については、できるだけ広く社会全般に理解を浸透させるためことが福井県の責務である。また、福井県では国の補助制度に加え、これを補完するための補助制度を独自に設計している。「単に員数の増加だけではなく、質的な面も考慮して」の制度でもあり、こうした福井県の方針については積極的に県内外にアピールすることも考えられる。

○指標について

活動指標は「サ付き住宅（中重度者向け）の登録戸数」、成果指標は「中重度者数に対するサ付き住宅の整備割合」とそれぞれ1つである。

カルテには示されていないが、サ付き住宅の登録戸数は、3年間で450戸が目標となっている。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

成果指標である「中重度者数に対するサ付き住宅の整備割合」は中重度受入可能サ付住宅戸数を要介護3以上の認定者数で割り返して算定されているものである。しかし、少しわかりにくいという印象である。例えば、平成25年度の実績は2.5%となっているが、他県比較や目標値との比較がなければ2.5%が高い水準なのか低い水準なのかは判別しにくい。また、要介護3以上認定者に対する介護サービスは他にもたくさんあるため、こうした他のサービスを含めて整備割合を算出しなければ意味がないかもしれない。

受入可能な介護施設数を中重度の要介護高齢者数で除して算定した「中重度の介護施設整備割合」や、「サービス付き高齢者向け住宅」戸数を中重度の要介護高齢者受入可能な介護施設数で除した「サ高住割合」が成果指標としては望ましいとも考えられる。

意見

活動指標に目標値があるもののカルテに反映されていない。カルテにも記載しておくべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○将来予測の必要性

高齢化社会といっても高齢者の数は永久に増え続けるわけではない。高齢者の数としては平成60年あたりには減少してくると見られている。

意見

「サービス付き高齢者向け住宅」の耐用年数はそれなりに長い。この供給量が最終的な需要を大きく超えるような状況になると、設備転用の問題も別途発生する可能性がある。待機者0を目指しつつ、福井県全体としての「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を調整するには、その前提として精緻な現状分析と慎重な将来予測が必要である。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

事務事業カルテの所属の方針において「県内全域で地域バランスのとれた普及を促進していく」とあるように、整備割合が県の平均を超えた地域は整備補助を利用できない。

意見

県では、整備割合を指標として県内全域に整備が行きわたるよう配慮しており、県内全域サービス提供との公平性を十分考慮している。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。平成24年度から開始されたものであるが、現在のところ事業内容の変更はない。

○コストについて

当該事業は中重度の要介護者を受け入れることが可能なサービス付き高齢者向け住宅の建築に対し、リフト付きの場合に1戸当たり500千円、リフトなしの場合に1戸当たり300千円を補助することとなっている。

意見

国は「サービス付き高齢者向け住宅」の整備に対して1戸当たり1,000千円の補助を実施し、10年で全国60万戸（現状17万戸）の「サービス付き高齢者向け住宅」を整備しようとして計画している。これは、特別養護老人ホーム以外の選択肢を増やすことにより、利用者の利便性を向上させるためである。

事業の内容が施設整備のための補助金給付であるため、コスト削減のためには給付率または補助上限を下げるかしかない。しかし、国の施策に準じて実施する事業でもあり、補助金給付水準を引き下げることは現実的ではない。

実質的なコスト削減という視点からは、同じ支出に対しての成果をより高くすることが考えられる。現在の成果指標が「中重度者数に対するサ付き住宅の整備割合」であることから、同水準の支出で当該成果指標を向上させることが実質的なコスト削減となる。このことを意識して事業を実施する必要がある。

V-16-2 老人ホーム運営費（軽費老人ホーム事務費補助金）

【予算額、決算額および指標の推移】

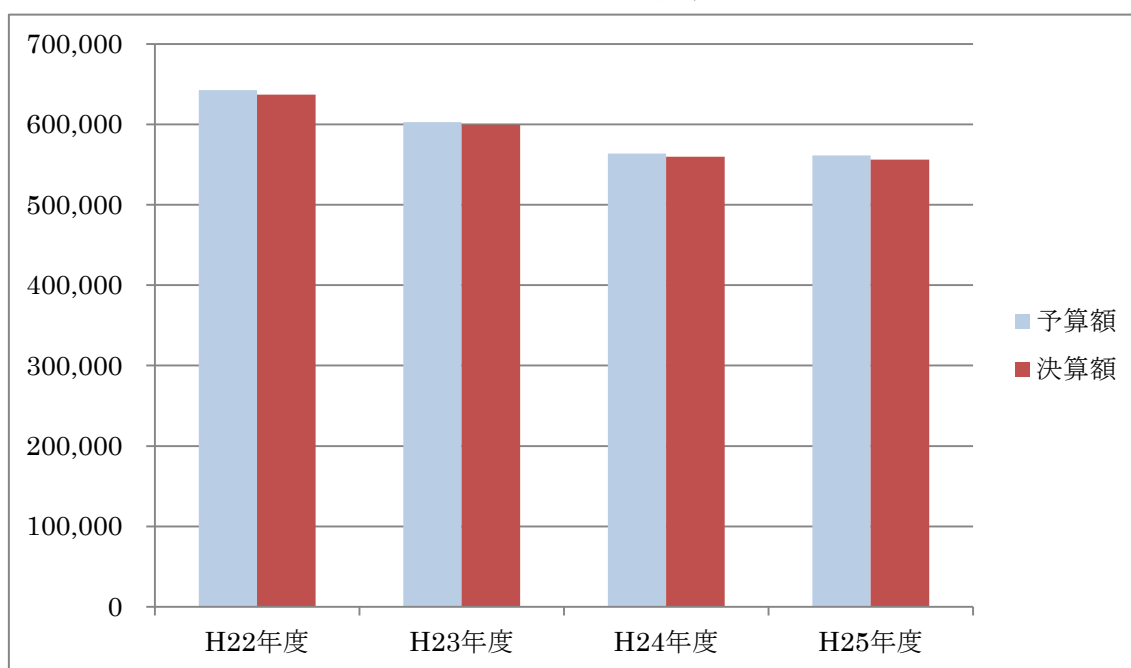
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	642,426	602,941	563,869	561,494
決算額（千円）	637,033	599,594	559,643	556,040

（事業効果の推移）

活動	軽費老人ホーム数（戸）	20	20	20	20
指標	定員数（人）	949	959	959	959
成果	入所者数（人）	921	938	931	912
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額及び決算額はともに毎年度減少し続けている。これは、利用者の所得水準や利用施設次第で支給額が決定する事業でもあり、各年度の状況によって決算額が決定されるためである。ただし、活動指標及び成果指標はともにほぼ横ばいで推移している。

【事業の目的と概要】

事業目的	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な一人暮らし等の高齢者に対して、日常生活上必要な便宜を低額な料金で供与する軽費老人ホームに対し、事務費を補助することにより、老人の福祉向上に資する。
事業内容	60歳以上（夫婦で入所する場合どちらかが60歳以上）であって、家庭環境・住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方を低額な料金で利用させる施設である軽費老人ホームに対し、事務費補助を行う。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

老人ホーム運営費補助事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「老人ホーム運営費補助事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

1回目の支出負担行為の変更（H26.3.10 決裁文書番号第 453 号）について、2枚の支出負担行為書（変更）を確認した。このうち、1枚目の変更前負担行為額は当初の交付決定額 568,987,055 円と一致しており、2枚目の変更後負担行為額は2回目の支出負担行為の変更（H26.3.31 決裁）における変更前負担行為額 556,800,657 円と一致していた。しかし、1回目の支出負担行為の変更における、1枚目の変更後負担行為額 556,774,567 円と2枚目の変更前負担行為額 556,800,637 円と 26,070 円差異が生じていた。

意見

変更後の支出負担行為金額については、積み上げ計算にて算定され決裁を受けていることから合規性における問題はないと判断した。しかし、実際には差異が生じた状態のまま決裁されており、差異が生じている理由が公式的な文書の中で示されていない。追跡可能性を担保するためにも、公式的な書類上にて整合性を図っておくことが望ましい。

福井県財務規則第 67 条によれば、支出命令書は指定金融機関の休日を除き、支給日または支払期日の 5 日前までに会計管理者（出納員）へ送付する必要がある。この点、当該サンプルにおける支出命令書において、支払予定日 6 月 28 日に対し、会計局の受付印は 6 月 26 日と、土日を除く 5 日前に受付されていない支出命令書が確認された。担当者にヒアリングしたところ、5 日前に提出していたが再提出により受付日が遅れたのではないかとの回答を得た。

意見

当該案件について再提出を示す資料が無いことから、実際に支払命令書が支給日の 5 日前までに担当課から会計局へ提出されたかの確認ができていない。合规性に反していることまでの判断には至らないものの、規則において支払期日期間が決定されていることからすれば、こうした期日を管理するための体制整備が必要である。今回の案件に限らず期日管理を実施するのであれば、明確な履歴を残すなどの対応が必要である。

交付額の算定過程において、当該案件では事務費本人徴収額を途中入所・退所により日割り計算をする必要がある。そこで、県の担当者は事務費本人徴収額について、2 月補正のため 10 月までの入所・退所状況を事業者から確認することとしている。しかし、11 月以降は 11 月時点の計算結果と最終の報告資料の金額とに差異があった場合にのみ、その差異を電話等にて確認する方針としている。

意見

差異の確認を電話等を実施すること自体について合规性の問題があるわけでは無いが、この方法では更新報告の網羅性を担保する仕組みが設定されていない。その結果、最終計算結果の誤りが生じやすい環境にある。網羅的に 3 月までの情報を収集できる体制を整備することが望ましい。そのための方策として、要綱に資料の最終報告を求める旨を明記することなどが考えられる。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「家庭環境・住宅事情等に困難性を有する高齢者に対するセーフティネットの維持」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・一般の問い合わせに対する施設の紹介及びホームページ上における情報の公開。

- ・全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

当該事業の性格からすれば、積極的に周知することが住民全体の利益に直結するという事ではない。しかし、福井県が実施しているセーフティネット維持への取り組みについては、高齢者でも住みやすい県であることを示す。そのため、他に県が進める事業と合わせて県内外へ周知していくことも考えられる。

○指標について

活動指標は「軽費老人ホーム数」と「定員数」の2つ、成果指標は「入所者数」の1つが設定されている。

活動指標、成果指標とも数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標の「定員数」と成果指標の「入所者数」から入居率を算定できるが、利用者の目線からは「入居率」を成果指標として示す方良い。カルテの表現は「常によりわかりやすいもの」を目指すべきであり、そういった姿勢が事業の3Eを向上させていくと考えられる。また、軽費老人ホームの役割は、居宅において生活することが困難な一人暮らしの高齢者等に対するセーフティネットである。そのため、最終的に県が目指すべき目標は「入居待機者」をゼロとすることであり、当該計数を成果指標とすることが望ましい。

意見

活動指標および成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

老人ホーム運営費事業の補助対象となる軽費老人ホームの設置状況は、平成 25 年度において 8 市町に 20 施設となっている。残りの 9 市町には軽費老人ホームは設置されていない。

意見

軽費老人ホームの位置づけがセーフティネットであるため、基本的に県内すべてにサービスが提供されていることが望ましい。ただし、居住地以外の市町にある軽費老人ホームを利用することが可能であるほか、県が利用を促す 5 地域（坂井、福井、奥越、丹南、嶺南）にも 1 施設以上は設置されている。そのため、地域的な公平性に懸念があるとまでは判断しなかった。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1 年に一度の見直しが行われる。当該事業については、その性質上、大幅な内容の見直しは行われたい傾向にあるが、それでも平成 21 年度には、旧寒冷地加算の見直しが行われていることもあった。なお、所属課としても、必要に応じて今後の見直しを行う方針である。

○コストについて

老人ホーム運営費事業は支出額のすべてが施設運営事業者への補助金であり、コスト削減のためには補助率の低下もしくは補助対象の見直ししか方法がない。なお、当該事業では、利用者の年収や施設によって利用料が異なる。そのため、補助率を引き下げることになれば、結果的に利用者である県民の負担が増加することとなる。

意見

セーフティネットの役割を有する制度だけに、直接的なコスト削減は難しい。その中で、県は介護予防や在宅復帰支援を強化するような方向へ加算措置を見直ししており、そもそものセーフティネット利用者が減少するための制度設計を行っている。直接的なコスト削減（補助率の低下）よりも迅速な効果発揮は期待できないが、結果としてコスト削減につながることを踏まえ、所管課の判断を評価したい。

【その他】

○一人当たり助成額の減少について

当該事業が目標とするセーフティネットの整備は、「該当者がもれなく利用できる状況が維持されていること」と「維持コストが経済的であること」の両立が重要となる。この点、決算額を入所者数で除した数値は、平成 22 年度の 691 千円から、平成 25 年度には 609 千円と 10%以上減少している。

意見

一人あたりの助成金額が減少している点について、担当部署からのヒアリングからも原因が明らかとなっていない。利用者の所得が上昇したことや、他の福祉サービスが充実したことが想定されるものの、今あるデータでは分析しきれない。今後、一人当たり助成額といった視点も、分析方法一環として検討していくとも考えられる。

V-17 地域ので支える生活支援の体制づくりに関する事業

福井県では「地域ので支える生活支援の体制づくり」に関する事業として、「地域で支える在宅介護推進事業」を実施している。ただし、当該事業は「V-11 ケアマネージャーのコーディネート機能の強化に関する事業」の一つでもあり、「V-11-1」として検討している。そのため、ここではあらためて検討しない方針とした。

V-18 高齢者の安全安心の確保に関する事業

V-18-1 介護予防・在宅支援事業（高齢者権利擁護推進事業）

【予算額、決算額および指標の推移】

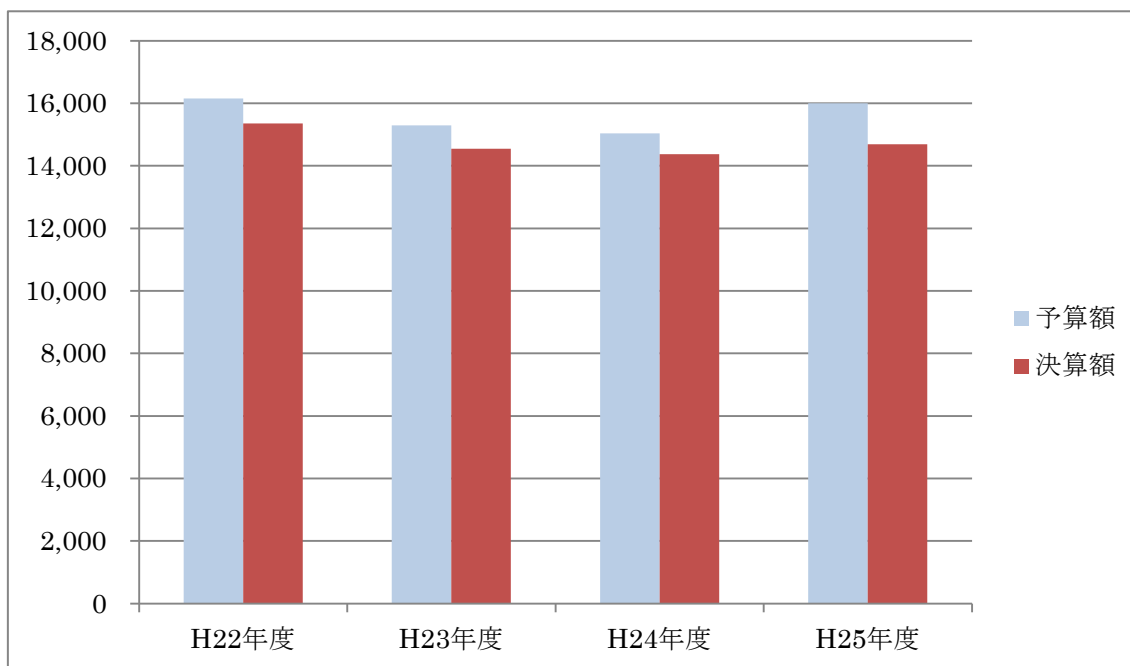
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	16,159	15,297	15,042	16,000
決算額（千円）	15,357	14,549	14,376	14,692

（事業効果の推移）

活動 指標	開所日数（日）	234	248	248	247
	高齢者権利擁護対応専門職 チーム派遣回数（回）	20	17	21	15
成果 指標	相談件数（件）	1,146	1,018	963	848
	市民後見人要請講座参加者数（人）	141	105	109	130

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額はともに大きな増減なく推移している。活動指標の「開所日数」及び「高齢者権利擁護対応専門職チーム派遣回数」は横ばいで推移している。また、成果指標のうち、「市民後見人要請講座参加者数」については平成22年度と平成25年度に増加しているものの、「相談件数」については減少傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	高齢者相談体制の充実や成年後見制度の普及啓発等により高齢者権利擁護の推進を図る。
事業内容	<p>①高齢者専門相談窓口運営事業 法律・税務等各種の専門相談窓口を設置し、高齢者の相談に応じる。</p> <p>②高齢者権利擁護推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム派遣…高齢者虐待等、市町の困難事例について弁護士・社会福祉士の専門家を派遣する。 ・虐待防止研修…高齢者虐待対応を行う市町職員等に対し、対応の研修を行う。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

高齢者専門相談窓口運営事業

＜理由＞

事業カルテ上の事業数は1つとなっているものの、実際には「介護予防・在宅支援事業」の一環として「高齢者専門相談窓口運営事業」及び「高齢者権利擁護推進事業」の2事業を実施している。このうち、予算規模が大きい「高齢者専門相談窓口運営事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

事業カルテ上では含まれる事業数として「1」と記載されている。しかし、実行予算の抛出状況からすれば、「高齢者専門相談窓口運営事業」と「高齢者権利擁護推進事業」の2事業に区分される。このうち、後者については国庫を財源とすることから、県は予算執行額について国への報告義務を負っている。こうした事務執行状況に照らし、事業数の開示について再検討することが望ましい。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「高齢者が安心して生活できる社会体制の確立」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・市町や法律・社会福祉の専門家との情報交換及び意見交換。
- ・ 全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

カルテが掲げる事業名は「介護予防・在宅支援事業」であるが、事業内容としては介護に限ったものとなっていない。当該事業の目指すところが「高齢者が安心して生活できる社会体制の確立」ならば、事業に関わる当事者の範囲は、介護の必要性に関わらず全ての高齢者とその関係者にまで拡大する。こうした事業では、具体的な事業完了をもってその効果が最大になるのではなく、支援体制の整備状況をたくさんの人に周知されてはじめて効果が最大となると考えるべきである。そのため、コストを意識しながら効果的で持続的な広報活動に留意すべきである。

○高齢者相談窓口の利用の容易さについて

高齢者相談窓口の開所時間は現在1時から4時、場所は嶺北が福井市の福井県社会福祉協議会、嶺南が小浜市の白髭地区である。

意見

高齢者相談窓口については利用のしやすさが3Eのポイントの一つであり、3E向上のために検討すべき事項は、アクセスの利便性や利用時間である。しかし、高齢者の各種相談に関する一義的な窓口は各市町で設置する地域包括支援センターであり、福井県が直接所管する施設とはなっていない。また、福井県が想定するサービスは、法律・税務等の専門家を当該センターへ派遣するソフト面での事業であり、専門家の事情により利用時間が限定される。利用者の来所頻度にもよるが、現状の平日1時から4時までの利用時間では、時間や場所の制約から付添い等の関係者が窓口まで来られない可能性がある。利用状況を勘案しながらではあるが、改善・工夫の余地がないかの検討が期待される。

○市民後見人制度の推進について

福井県は高齢者の権利擁護のため、上記相談窓口の充実と並行して、市民後見人の養成にも力を入れている。

意見

市民後見人の養成としては、その前段階として、法人後見人制度の導入を進めることが合理的である。できるだけ多くの市町において法人後見人制度を導入できるよう、福井県は積極的に協力すべきである。

○指標について

活動指標は「開所日数」と「高齢者権利擁護対応専門職チーム派遣回数」の2つ、成果指標は「相談件数」と「市民後見人養成講座参加者数」の2つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

成果指標としている「相談件数」や「市民後見人養成講座参加者数」は、事業活動の評価基準対象でもあり、成果指標とするよりも活動成果とすることが望ましい。事業の性質から成果指標とすべき評価基準の設定は難しいかもしれないが、事業目的に照らせば「高齢者の生活満足度」を評価基準とすることが適当である。「高齢者虐待認知件数」、「高齢者の詐欺被害者数」および「市民後見人数」なども、事業目的に整合した指標である点で、成果指標とすることも考えられる。

意見

活動指標・成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるかぎり目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○高齢者専門相談窓口事業について

高齢者専門相談窓口事業については、現在、県内2カ所で行われている。

意見

高齢者専門相談窓口事業については、窓口の設置場所によって利便性に差異が生じる。現在、同窓口の設置場所は嶺北地区が福井市の福井県社会福祉協議会、嶺南地区が小浜市の白鬚地区の2カ所である。嶺北地区は法律、認知症・介護、税金および年金の4つに区分してそれぞれ専門の相談員を置いているに対し、嶺南地区では法律相談のみとなっている。公平性という点では、窓口を県内全域に配置すべきであるが、窓口の利用度やコストの面、および必要に応じた電話相談窓口の設置状況を踏まえ、県が2カ所としていることにも合理性がある。ただし、窓口の存在について、設置場所の近くの高齢者だけではなく、県内全市町の高齢者に周知する必要があるため、広報にも力を入れていくことが望まれる。この点、窓口の利用者が高齢者とであることを踏まえると、福井県のホームページ利用による広報には期待ができない。そのため、市町窓口や回覧板など利用対象者に合わせた広報が必要である。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。①高齢者専門相談窓口については、そもそも制度を手直しするといった性格の事業ではないが、②高齢者権利擁護の推進については制度の開始以降、少しずつ内容を変更してきている。

意見

高齢化社会への急速な対応が求められている中で、現実問題として、福井県の高齢化は全国平均よりも早いペースで進んでいる。そのため、当該事業が実施しているように、成果を見ながら少しずつ内容の変更をおこなう方針が合理的であると考えられる。なお、事業カルテ上「事業開始後の見直し状況」として、こうした制度の変更内容を追加説明することも考えられる。

○コストについて

高齢者専門相談窓口事業は社会福祉法人福井県社会福祉協議会へ委託されている。

意見

主な支出の内訳が委託費でもあるため、コスト削減のためには委託費を引き下げるしかない。一般的に、委託費の削減には一般競争入札が有効であるが、福祉事業の場合、業務の内容から競争入札の導入は困難であるし、現実的ではない。

【福井県社会福祉協議会への委託事業について】

○福井県と委託先との意識の共有について

県が高齢化対策（福祉対策）の一環として実施する介護予防・在宅支援の委託事業として、①高齢者専門相談窓口運営事業、②高齢者権利擁護推進事業および③後見人推進事業の3つがある。これらについて、福井県の所管部署では財源により区別管理している一方で、福井県社会福祉協議会では業務委託契約に応じた区別管理を実施している。県の所管部署が管理する事業カルテに基づいて事業内容を検討する場合、委託先である福井県社会福祉協議会での区分と相違することから、整合性の検討に時間を要するだけでなく、資料体系が分かりにくいものとなっている。

所管部署の管理区分

①高齢者専門相談窓口運営事業
②高齢者権利擁護推進事業
③後見人推進事業

福井県社会福祉協議会の管理区分

①高齢者専門相談窓口運営事業
②高齢者権利擁護推進事業
③後見人推進事業

意見

複数の委託事業をまとめて管理する場合、所管部署と委託先との管理体系を合わせておくことが望ましい。これにより、各事業目標の共有が図りやすくなるだけでなく、事後的な監査を効率的に実施することが可能となる。

V-18-2 ストップ交通死亡事故対策事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	—	1,167	848	1,564
決算額（千円）	—	1,152	843	1,518

※該当部署が実施する事業のうち、「第5期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」に関連した事業のみを記載している。そのため、上記記載金額は事業カルテ上の金額とは一致しない。また、同事業は平成25年度まで「シルバー交通安全対策事業」として実施されており、平成26年度より事業名称が変更された。そのため、上記予算金額等及び下記の事業効果の推移については、「シルバー交通安全対策事業」として実施された内容を記載している。

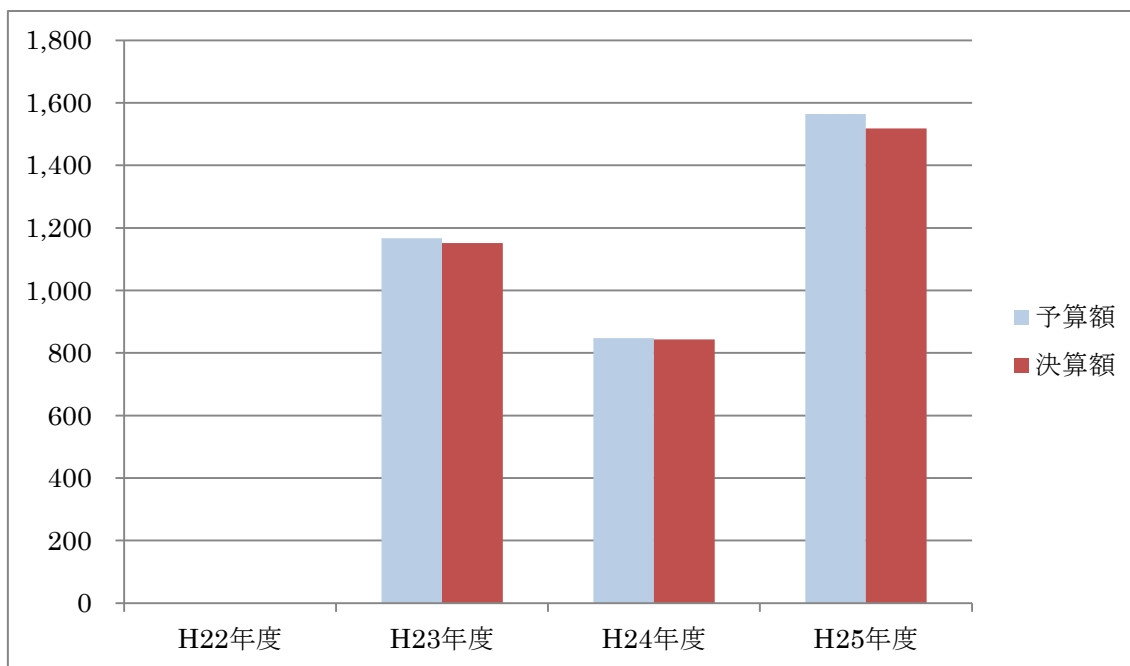
（事業効果の推移）

活動 指標	75歳以上の高齢運転者の運転免許証返納者数（人）	249	312	446	612
	高齢者安全運転教室参加者数（人）				2,670
成果 指標	交通事故死者数（人）	42	61	37	57
	高齢者の交通事故死者数（人）	29	39	15	33

※成果目標に掲げられている死者数は、いずれも年度の実績累計値である

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は平成 25 年度に増加している。これは、新規に免許返納支援事業を実施したためである。活動指標のうち「75 歳以上の高齢運転者の運転免許証返納者数」は上昇傾向にある。もう一つの活動指標である「高齢者安全運転教室参加者数」は平成 25 年度から利用された指標である。成果指標は年度により増減がある。

【事業の目的と概要】

事業目的	県内の交通死亡事故は高齢者がおよそ 6 割を占めており、また高齢化とともに高齢者の運転免許保有率も約 20%と上昇しているため、高齢交通弱者だけでなく高齢運転者に向けた交通事故防止対策が必要である。このような認識のもと、全高齢者を対象とした反射材直接貼付活動や、加齢による身体機能等の診断、家族を通じた交通安全教室等を実施する。また、免許返納支援制度の整備・拡充により、高齢免許返納者の代替交通手段を確保し交通事故が起こりにくい環境づくりを推進する。
事業内容	<p>(1) 高齢者が被害に遭う交通事故を防止するため、「ピカピカキャラバン隊」が病院やイベント会場等を訪問し、高齢者の靴等に直接反射材を貼付する活動を実施する。</p> <p>(2) 高齢運転者の安全運転を推進するため、公民館や保養施設等で交通安全マナーの実践指導や、交通安全寸劇・紙芝居などを行い、交通安全意識を醸成するほか、反射神経等の身体機能及び認知・判断能力チェック教材等を用いた交通安全教室を実施する。</p> <p>(3) 高齢者事故を防止するため、高齢者交通安全推進月間を展開し、高齢者や運転者が集まるような場所にポスターを掲示する。</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

高齢者交通安全教室

＜理由＞

「ストップ交通死亡事故対策事業（旧シルバー交通安全対策事業）」として、県は「高齢者交通安全月間広報、反射材貼付」、「高齢者交通安全教室」及び「高齢者免許返納支援事業」の 3 つを実施している。このうち、特に事務執行手続が複雑となる委託費を含む「高齢者交通安全教室」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「死亡事故がゼロになること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は高齢化対策事業として位置付けられているが、担当課は長寿福祉課ではなく、県民安全課である。当該事業には 3 つの事業細目があるが、そのうちの一つは「高齢者交通安全対策」である。事業を実施している県民安全課は当該事業が高齢化対策として位置付けられていることを強く認識しているという印象をうけた。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別のアプローチ・・・・・・・・関係機関との協働による街頭啓発、関係機関でのポスター掲示及び県のホームページでの周知
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3 年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については県民安全課が実施する事業でありながら、高齢化対策としての意識も強く感じられる。すべての関連事業がこうでなくてはならない。

○指標について

活動指標は、「75 歳以上の高齢運転者の運転免許証返納者数」と「高齢者安全運転教室参加者数」の 2 つ、成果指標は、「交通事故死者数（年計）」と「高齢者の交通事故死者数（年計）」の 2 つが設定されている。

平成 27 年までに交通事故死者数を 35 人以下とすることを数値目標としている。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

活動指標は、3つの事業細目に合わせて3つ設定されており、いずれも妥当なものである。また、成果指標についても、当該事業に妥当な内容と判断する。数値目標も適切なレベル感のものであり、事業カルテの使い方としては、他のお手本になるべき事業であると考えられる。

意見

「高齢化対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張であるが、当該事業の場合、現在設定されているものが、そのまま高齢者対策としての指標と考えてよいであろう。

意見

指標の一部に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管部署は、安全環境部県民安全課の交通安全・県民安全グループである。担当者は高齢化対策として位置付けられていることを認識しており、ストップ交通死亡事故対策事業は高齢化対策に有効であると判断している。

意見

当該事業の中に、「高齢者交通安全対策」事業が含まれており、高齢化対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、高齢化対策であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

当該事業は啓発活動が事業内容であり、公平性に関する問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業は、平成26年度から「交通安全実践事業所」による事故抑止運動の推進事業を加えている。

○コストについて

当該事業に計上されている主な予算項目は、「交通安全実践事業所」として登録された事業所のプレート代(800枚)である。これ以外では、啓発活動のためのグッズに関する製作代金である。

意見

啓発活動のためのグッズの製作は、事業目的である啓蒙を効果的に実現するためには必要最低限のコスト負担であると考えられる。ただし、啓発活動におけるグッズ製作・配布は、費用対効果を踏まえて検討することが必要である。この点、外部監査としては、事業所等に貼付するステッカーを製作・配布する方が、より効果的であると考えている。コスト負担も軽微であり、長期に渡っての利用効果が期待できる。何よりも、福井県では(少子化対策ではあるが)「ママ・ファースト運動」での成功体験があると考えられ、こうしたノウハウの活用を検討する方が良い。

○その他

当該事業は事業カルテ上、平成26年度からの開始となっている。ただし、もともとはこれまで自治体・福井県警および交通安全協力団体が主体となって実施してきた事業であるが、これを福井県は「民間企業との連携」という視点を加えて、新規に実施することとした。

意見

「民間企業との連携」の強化は、「身近な人からの免許返納呼びかけやドライバーとなる従業員教育の強化」のためである。そのため、勸奨の重点対象は営利企業というより、まずは行政機関や外郭団体、福祉団体といった交通安全対策に身近な組織がよいと考えられる。

V-18-3 高齢消費者被害未然防止事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）		9,418	3,023	
決算額（千円）		9,398	2,900	

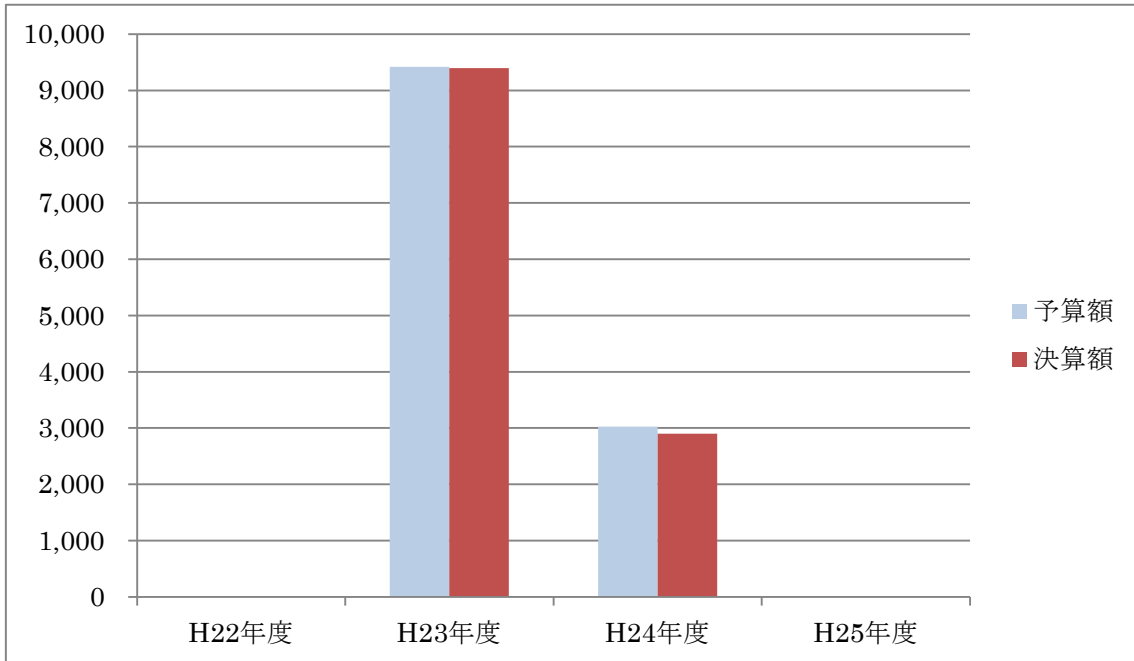
※当該事業は平成24年度まで「消費者トラブル防止事業」として実施されていたものであり、平成26年度から新たに「高齢消費者被害未然防止事業」として実施されている。そのため、平成25年度における予算の計上は無く、直接的な監査対象とはならない。しかし、「第5期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」に関連した事業でもあり、内容を把握・検討することとした。なお、当項目においては参考として、平成24年度まで実施されていた「消費者トラブル防止事業」の金額及び指標を記載している。

（事業効果の推移）

活動	研修会の開催（回）		4	3	
指標					
成果	消費生活サポーター養成数（人）		152	153	
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



平成25年度事業に関する事務の執行は無いため、推移分析は省略した。

【事業の目的と概要】

事業目的	高齢者を対象とした消費生活教室等や街頭啓発キャンペーンの実施及び卓上サインの配布により、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。
事業内容	(1) 高齢者施設等での消費生活教室や無料相談会を開催する。 (2) 被害が多い高齢者向けに電話台に設置する卓上サインを作成・配布する。 (3) 高齢者に対する悪質商法被害防止キャンペーンを実施する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

該当なし。

<理由>

事業カルテに記載された事業は、平成 26 年度より開始された事業である。そのため平成 25 年度においては実績が無い。そのため、合規性に関する検討は実施していない。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「高齢消費者被害の減少」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は高齢化対策事業として位置付けられているが、担当課は長寿福祉課ではなく、県民安全課である。事業名称からも明らかなおり、事業を実施している県民安全課は当該事業が高齢化対策として位置付けられていることを強く認識しているという印象を受けた。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・関係機関との協働による街頭啓発及び出前教室での啓発。
- ・全体的アプローチ・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3 年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については県民安全課が実施する事業でありながら、高齢化対策としての意識も強く感じられる。すべての関連事業がこうでなくてはいけない。

○指標について

活動指標は、「高齢者消費生活教室の開催回数」と「卓上サインの配布個数」の2つ、成果指標は、「高齢者消費生活教室の参加者数」の1つが設定されている。

数値目標は消費生活教室の受講者 2,500 人である。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない。

意見

事業開始から一年目が終了していないため、現在設定されている指標が適切か否かの判断は避けたい。ただし、県警の協力を得られるのであれば、成果指標として高齢消費者被害数（年計）を追加した方がわかりやすい。

意見

「高齢化対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張であるが、当該事業の場合、現在設定されているものが、そのまま高齢者対策としての指標と考えてよいであろう。

意見

活動指標の一部に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。また、数値目標はカルテに記載すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管は安全環境部県民安全課の消費・生活グループである。担当者は高齢化対策として位置付けられていることを認識しており、高齢消費者被害未然防止事業は高齢化対策に有効であると判断している。

意見

当該事業は、高齢者を対象に消費に関する啓発活動を実施する事業である。高齢者福祉の観点から、福井県の重要な高齢化対策事業と言える。そのため、当該事業が高齢化対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、高齢化対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

高齢者を対象とした消費生活教室や啓発活動が主な事業であり、公平性に問題は生じない。

【経済性について】

○事業の適時性について

当該事業は平成 26 年度からの開始である。そのため、適時性に関する検討は省略した。

○コストについて

当該事業は平成 26 年度からの開始である。そのため、コストに関する検討は省略した。

V-19 家族介護者の支援の充実に関する事業

福井県では「家族介護者の支援の充実に関する事業」として、次ページ以降に記載する「V-19-1」の事業のほかにも、下記の事業を実施している。しかし、別途検討済みであることから、あらためて検討しない方針とした。

(他の施策と重複して検討している事業)

施策名	事業名
V-10 医療ニーズをカバーする在宅サービスの充実	IV-10-1 介護予防・在宅支援事業 (在宅介護ほっとひといき支援事業)

V-19-1 在宅介護支援施設等運営事業

【予算額、決算額および指標の推移】

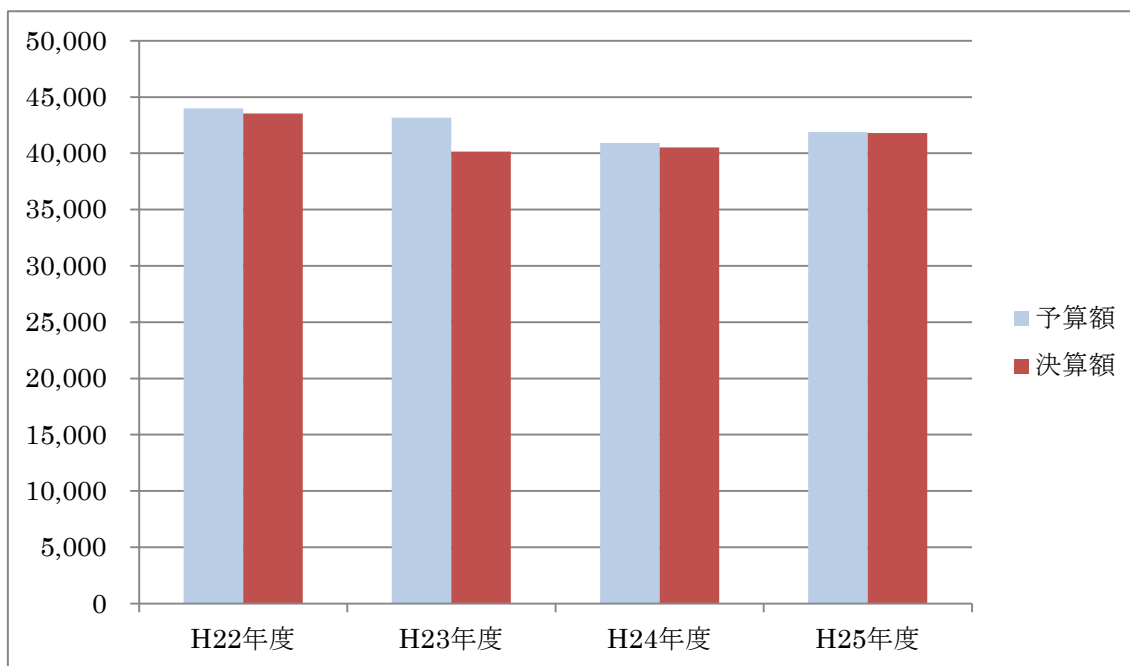
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	43,996	43,172	40,921	41,889
決算額（千円）	43,537	40,146	40,523	41,808

（事業効果の推移）

活動 指標	介護実習・普及センター講座数（個）	211	218	274	281
成果 指標	介護実習普及センター講座 受講者数（人）	6,575	5,513	5,475	5,922

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額及び決算額には大幅な増加や減少はない。活動指標である「介護実習・普及センター講座数」について、平成24年度に大幅に増加しているが、これは事業の見直しにより、講座内容を大幅に見直したためである。なお、成果指標である「介護実習・普及センター講座受講者数」は平成23年に大幅に減少している。これは平成23年度に講座の大幅な見直しがあったことによる。

【事業の目的と概要】

事業目的	県民各層に対し、実践的な講座等による介護知識・技術の普及を図るとともに、介護保険事業者に対しては福祉用具、住宅改修に関する専門的・技術的・広域的な指導・支援を行うために、介護実習・普及センターを設置する。
事業内容	<p>介護実習・普及センター運営事業：家族介護や介護事業者等実践的な介護知識、介護技術の普及を図るとともに、福祉用具の専門的・技術的・広域的な拠点を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭介護、地域リーダー養成等講座・・・一般県民各層に対し、基本的な介護の知識・技術について修得させる。 ・介護技術向上研修・・・高齢者介護に携わる介護職員等に対し、テーマ別・経験年数に応じた介護技術を習得させる。 ・介護職のための福祉用具研修・・・介護職員等を対象に、福祉用具・住宅改修の知識・技術・介助法を習得させる。

【法規性について】

＜検討の対象とした事業＞

介護実習及び普及センター運営事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「介護実習及び普及センター運営事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

「支出負担行為変更伺」上の決裁者（課長）による決裁印が漏れており、当書類に関して財務規則に従った承認状況の確認ができなかった。ただし、これ以降に作成された「支出負担行為変更伺」における承認状況が確認できており、予算執行の法規性に問題は無いと判断した。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「介護家族が実践的な介護知識を得ることによって、在宅介護が促進されること、介護事業者に対しては、専門的な介護技術を指導することにより介護事業の質が向上すること」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・センター独自のホームページによる広報（福井県社会福祉協議会）及び県やセンターから各市町への情報提供。このほか、センター事業に関する運営協議会の開催。
- ・ 全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

事業カルテにあるように、当該事業の対象者は「県民各層」である。福井県の方針が在宅介護の促進であるならば、老若男女を問わず全ての県民が介護知識を得ることが合理的である。県民の介護知識習得を促進するため、健康福祉部だけでなく、教育セクションや産業セクションなど、「県民各層」に直接アプローチできるルートをもった部署の積極的な関与が望まれる。

○指標について

活動指標は「介護実習・普及センター講座数」の1つ、成果指標は「介護実習・普及センター講座受講者数」の1つである。

講座ごとに数値目標が設定されているものの、活動指標、成果指標には数値目標は掲げられていない。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

介護実習・普及センターの運営事業としては、県民各層への介護知識の普及と介護保険事業者への専門的指導の二面性がある。そのため、活動指標および成果指標とも、それぞれ設定されることが望ましい。現在、設定されている両指標は、いずれも県民各層への介護知識の普及に軸足を置いている。そのため、介護保険事業者への専門的指導の活動指標として「研修を受けた人の延べ人数」が考えられる。また、センターの利用事業者へのアンケート等に係る協力が不可欠ではあるが、成果指標として「利用者の理解度」といった評価基準が考えられる。

意見

講座ごとの数値目標は設定されているが、結果がカルテに反映できるような工夫が必要である。そして、最終的には、成果指標の目標値の達成につなげていく必要がある。また、成果指標には必ず目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○出前講座の実施について

研修講座の対象は県民各層であり、当該事業では、介護実習普及センターだけでなく、各地区の公民館などへの「出前講座」も行っている。

意見

所管部署が管理する資料によれば、出前講座の利用は好評のようである。そのため、今後は取り組みを強化していくのが良い。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

介護実習・普及センターの運営は、社会福祉法人福井県社会福祉協議会への委託事業とされている。そのため、同協議会のある福井県社会福祉センター内に設置されている。

意見

委託先において、集合講座については嶺北地区、丹南地区および嶺南地区に区別して開催されている。また、出前講座としても各地の公民館などで開催されており、公平性に問題は無い。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、講座の内容が年2回の運営委員会によって更新され、社会的なニーズを踏まえて適宜アップデートされている。

○コストについて

介護実習・普及センターは、国が進める制度の一環として設置される。そのため、県に実行予算に関する主導権が無く、大幅なコスト削減を実施することは困難である。平成 23 年度以降每期予算額の縮減が図られている一方で、決算額がほぼ横ばいとなっている。そのため、結果として執行率が上昇した。なお、平成 25 年度の予算増加は消費増税増税への対応であり、事業そのものの予算が増加しているわけではない。

意見

当該事業のコスト削減努力は評価できる。所管課としては、実際の事業を委託先が行っている以上、コストダウンが講座の質に影響する可能性があることを認識し、質の低下について確認する必要がある。研修講座ごとにアンケートが実施されており、これを集計・分析することで講座の質が下がっていないことを確認することは可能であり、積極的に実施すべきである

意見

主な支出の内訳が委託費あるため、コスト削減のためには委託費を引き下げることが難しい。一般的に、委託費の削減には一般競争入札が有効であるが、福祉事業の場合、業務の内容から競争入札の導入は困難であるし、現実的ではない。委託費の削減には、委託する業務内容の縮小、単純化、効率化しかない。

【福井県社会福祉協議会への委託事業について】

○アンケートの実施とその活用について

福井県社会福祉協議会では独自にアンケートを実施している。また、研修事業については、研修振り返りシートを記入してもらっている。ただし、県への報告事項とはなっていないため、その集計は行われていなかったものの、サンプルで内容を確認した結果すべて前向きな意見であり、事業の有効性が確認できた。

意見

アンケートや研修振り返りシートの記入などは、福井県社会福祉協議会が独自に実施しているものであり、県から要請しているものではない。アンケート結果等は事業の評価や次年度へのフィードバック資料として非常に有用であり、実績報告の項目とするなど県から積極的に実施と報告を求めていくべきである。

V-20 介護保険を下支えする整備全般に関する事業

福井県では「介護保険を下支えする整備全般に関する事業」として、次ページ以降に記載する「V-20-1」から「V-20-5」までの事業のほかにも、下記の事業を実施している。しかし、別途検討済みであることから、あらためて検討しない方針とした。

(他の施策と重複して検討している事業)

施策名	事業名
V-15 要介護になっても暮らし続けるための自宅の改修支援	IV-15-1 介護予防・在宅支援事業
V-19 家族介護者の支援の充実	IV-19-1 在宅介護支援施設等運営事業 (介護実習普及センター運営事業)

V-20-1 介護サービス体制支援事業

【予算額、決算額および指標の推移】

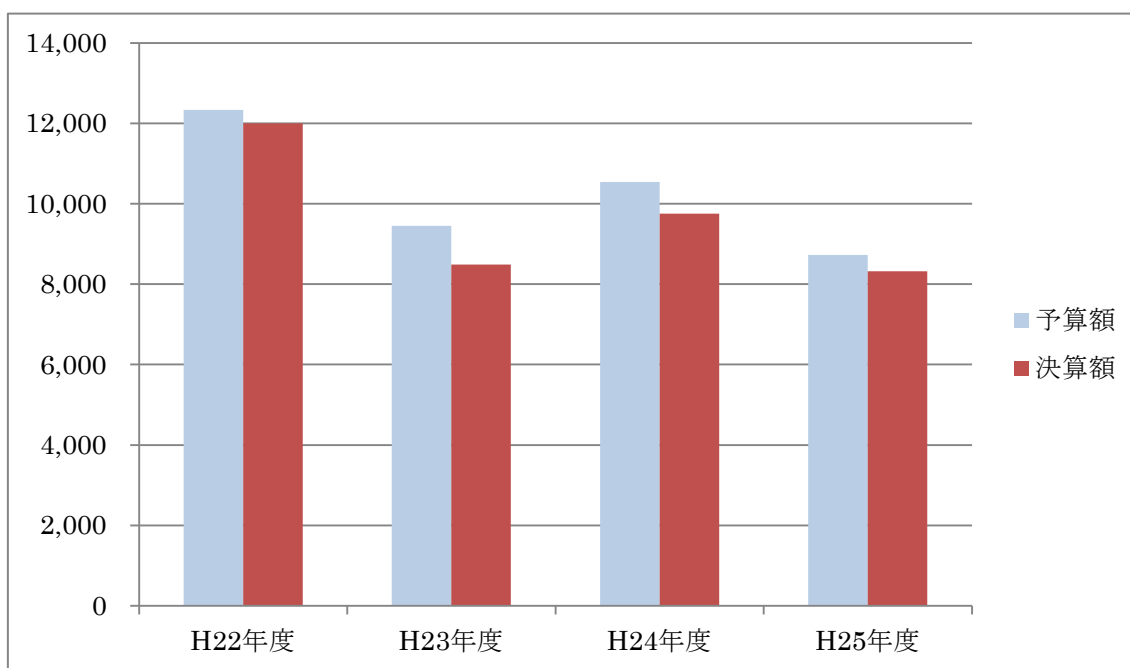
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	12,333	9,453	10,543	8,726
決算額（千円）	11,997	8,489	9,754	8,319

（事業効果の推移）

活動	苦情処理調査員等（人）	5	5	5	5
指標					
成果	苦情処理件数(実績件数) (件)	126	126	93	96
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額はともに平成23年度に減少している。これは、人件費を削減したためである。平成24年度に若干増加しているが、これは、パンフレットの作成に費用を要しているためであり、平成25年度には再び減少している。活動指標は横ばいで、成果指標は平成24年度から減少している。

【事業の目的と概要】

事業目的	市町・保険者に対する支援や苦情の解決を図ることにより、介護サービスの質を向上させる。また、制度の普及啓発等により適正な介護給付が行われる体制を整える。
事業内容	<p>①介護サービス苦情処理支援事業 保険者では解決できない苦情について解決を図る国民健康保険団体連合会に対し、制度の円滑な施行を推進するため補助を行う。</p> <p>②介護保険精度普及啓発・情報提供事業 介護保険制度に関する普及啓発を行うとともに、事業所・市町等に対し必要な情報提供・指導等を行う。</p>

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

介護サービス苦情処理業務支援事業

<理由>

「介護サービス体制支援事業」として、県は「介護サービス苦情処理業務支援事業」と「介護保険制度普及啓発・情報提供事業」の2つを実施している。このうち、予算規模の大きい「介護サービス苦情処理業務支援事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「介護事業者および市町職員の介護制度に対する理解度の向上と、苦情の早期解決による、介護サービスの質が向上」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・市町及び国民健康保険団体連合会との情報交換。

- ・全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

介護保険制度が導入され15年目となっており、介護保険制度に対する一般的な理解が浸透してきている。また、その一方で、苦情に関しても内容が複雑化する傾向にある。一般的には、苦情に対処していく過程でサービスの質は向上すると考えられることから、むしろ得られるフィードバックが多いと捉えるべきである。ただし、苦情の解決を図る国民健康保険団体連合会の負担は重くなっていることが想定され、福井県としてはこうした点に配慮した対応が必要である。

○指標について

活動指標は「苦情処理調査員等数」の1つ、成果指標は「苦情処理件数（実績件数）」の1つである。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標および成果指標ともに、事業細目の介護サービス苦情処理業務支援業務に対する評価基準となっている。活動指標として掲げられている苦情処理調査員等数については、「維持されるべき体制」を指標と位置付ければ、妥当と判断できる。ただし、質の向上に焦点をあてた活動指標を追加することも考えられる。また、成果指標の苦情処理件数については、市町への苦情処理件数も併記し、どの程度の割合が国民健康保険団体連合会の案件となったかが明確に判別できるように記載すべきである。

もう一つの事業細目である介護保険制度普及啓発情報提供事業については、活動状況および成果を示す指標が設定されていない。介護保険制度普及啓発情報提供事業の内容は、パンフレットの作成や介護事業所や市町担当職員向けの研修の実施である。そのため、活動指標としては「研修会実施回数」など（パンフレットは数年に1回の作成なので指標としては適さない）が考えられる。また、成果指標については、本来であれば「介護サービスの理解度」を示す指標などが適当であるが、計数化が困難なこともあり、現実的には「研修会参加者数」などが想定される。

意見

成果指標および活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるかぎり目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

介護サービス体制支援事業は、県内の全市町を対象とした苦情処理業務の支援と介護保険制度普及啓発事業である。そのため、公平性に問題は生じない。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。この点、当該事業については、予算額を除き、苦情処理対応や啓発事業でもあり頻繁な内容の見直しは行われていない。事業内容に照らし、問題であるとは認識しない。

○コストについて

介護サービス体制支援事業の事業細目のうち介護サービス苦情処理業務支援事業については、国民健康保険団体連合会への人件費補助である。そのため、直接のコスト削減には人員の削減もしくは人件費単価の削減が必要となる。一方、介護保険制度普及啓発・情報提供事業については、パンフレットの作成や研修事業が主たる支出となるため、印刷製本費や旅費などの様々な需用費の削減によりコスト削減が可能となると考えられる。しかし、平成25年度のパンフレット作成費用は決算額実績で464千円と少額であり、これ以上のコスト削減余地は少ない。

意見

介護サービス苦情処理業務支援事業について、国民健康保険団体連合会が行う苦情処理業務が減少すれば結果的にコストが削減される。本質的には、介護事業者の介護サービスの質の向上や市町における苦情対応能力の向上が、結果としてコスト削減につながると考えてよい。そこで、当該事業がこうした対応のための介護保険制度普及啓発・情報提供事業であると考え、それぞれの事業細目は密接に関連している。

最終的なコスト削減のためには、介護保険制度普及啓発・情報提供事業の質を向上させ、もって介護サービスの質を向上させるべきである。事務事業カルテの所属の方針でも「介護サービスの質の向上」をうたっており、所管課の方針に合理性がある。

V-20-2 低所得者利用者負担対策事業

【予算額、決算額および指標の推移】

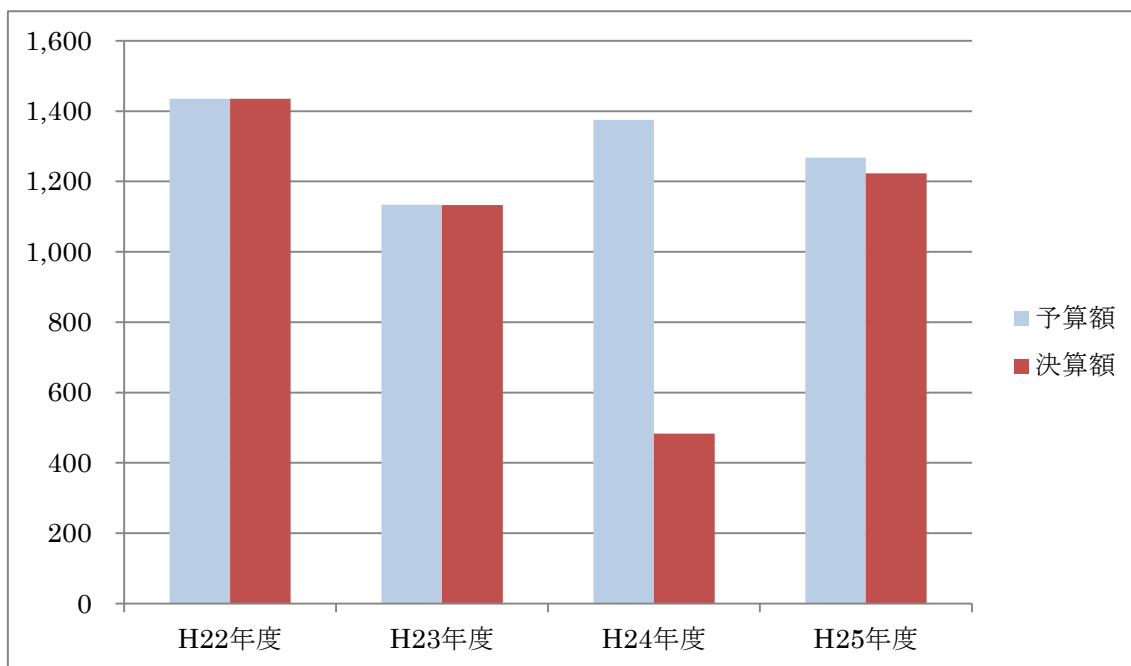
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	1,435	1,134	1,375	1,268
決算額（千円）	1,435	1,133	483	1,223

（事業効果の推移）

活動 指標	社会福祉法人等による減免制度 を設けている事業所数（社）	254	318	329	375
成果 指標	軽減確認証交付対象者（人）	73	76	89	67

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は毎年度増減している。これは、事業内容が低所得者等に対する利用者負担額の軽減を補助するものであり、利用実績に応じて増減する性質であるためである。活動指標は増加傾向にあり、成果指標は年度によって増減が見られる。

【事業の目的と概要】

事業目的	所得の低い高齢者の利用者負担を軽減する観点から、介護サービスを提供する社会福祉法人に助成を行うこと等により、所得が低い方であっても必要な介護サービスを楽しむことができるようにする。
事業内容	社会福祉法人等が低所得者等に対して利用者負担の軽減を行った場合、当該社会福祉法人に対して軽減額の一部を助成する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

低所得者利用者負担対策事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「低所得者利用者負担対策事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○事業の成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「所得が低い高齢者でも介護サービスが利用しやすい社会の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・介護サービス情報システムによる情報の公表。
- ・全体的アプローチ・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

積極的に周知することが住民全体の利益に直結するわけではない。しかし、福井県が行っているセーフティネット維持への取り組みについては、高齢者になってもすみやすいという視点で、他の事業とまとめて周知していくことも考えられる。

○指標について

活動指標は「社会福祉法人等による減免制度を設けている事業所数」の1つ、成果指標は「軽減確認交付対象者」の1つである。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標の「社会福祉法人等による減免制度を設けている事業所数」については、対象となる全体の介護事業所数との割合を示す方がわかりやすい。また、成果指標の「軽減確認交付対象者」は、低所得者の介護サービス利用がどれほど進んでいるかについて、その数値だけでは判断できない。現在の指標を補足するために、低所得者の介護サービス利用率などを併せて示すことも検討することが考えられる。

意見

成果指標および活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

他の項でも述べているが、事業の目的に照らして適当と判断されるのであれば、数値目標を「100%」や「0%」とすることも問題は無いと考えられる。当該事業の場合、制度の趣旨からすれば、申請すべき対象者が全て申請することができて初めて事業目標が達成される。そのため、数値目標としては、「対象者の制度利用が100%」が基本となる。加えて、現状そうした数値が捉えることができないのであれば、「社会福祉法人等による減免制度を設けている事業所数の割合100%」をもって、それに代用することも考えられる。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

低所得者利用者負担対策事業は、介護サービスを提供するすべての社会福祉法人等を対象としている。平成 26 年度の開示時点で、本制度未実施の社会福祉法人が 16 法人あり、所管課では当該未実施団体に対し、継続して実施を促している。

意見

介護事業所の地域的な偏在はあるものの、当該制度自体は介護サービスを提供するすべての社会福祉法人等を対象にしている。制度の利用機会が確保されている点に照らし、公平性には問題はないと判断する。

○対象者の制度認知度について

公平性という観点からは、全て県民が当該制度を認知していることも必要である。当該制度を認知・理解していないために、必要な介護サービスを利用できないことも想定される。

意見

全ての社会福祉法人が当該制度を導入することが、必要不可欠である。その上で、利用者に対して当該事業に係るサービスを周知することが重要である。所管課としても取り組むべき課題としているが、サービスの提供を担う社会福祉法人だけでなく、県の福祉施設等を通じて、広く周知していくことが望まれる。

【経済性について】

○適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1 年に一度の見直しがなされる。ただし、当該事業については、国の要綱において内容が定められており、福井県で独自に内容を変更する余地がない。なお、平成 24 年度から軽減対象事業に定期巡回・随時対応型訪問看護、複合型サービスを追加する等、細かな内容変更を行っている。

○コストについて

低所得者利用者負担対策事業は国の制度であり、県が内容を変更することはできない。したがって、コスト削減に関する論点はない。

V-20-3 介護人材確保対策事業

【予算額、決算額および指標の推移】

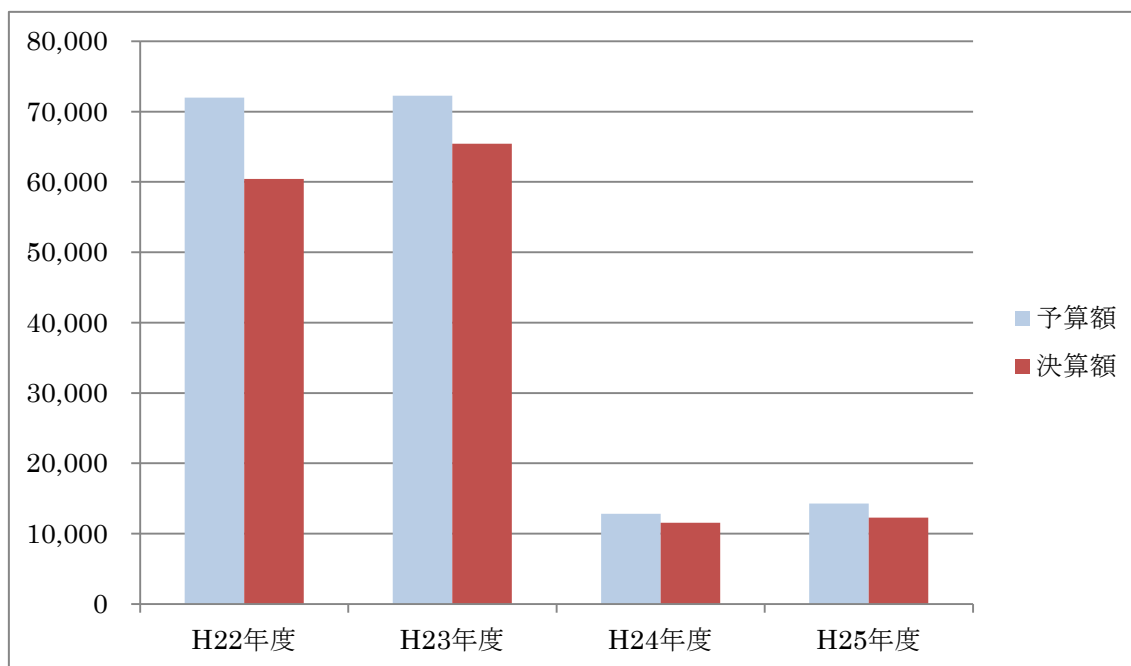
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	71,976	72,270	12,806	14,285
決算額（千円）	60,421	65,423	11,567	12,270

（事業効果の推移）

活動 指標	高校生職場体験回数（回）	2	2	2	2
	人材確保・定着促進対策事業 参加者数（人）	805	755	1,716	1,835
成果 指標	高校生職場体験参加者数（人）	73	92	56	82
	人材確保・定着促進対策事業 雇用者数（人）	435	298	378	362

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は平成24年度に大幅に減少している。これは、他部局の予算を利用して事業を実施していたためである。活動指標について、平成24年度に「人材確保・定着促進対策事業参加者数」が大幅に増加している。成果指標について、毎年度増減があり、増加傾向にあるとは言えない。

【事業の目的と概要】

事業目的	介護に携わる人材の確保および定着促進を図るため、事業者団体や関係機関等による推進組織を設置するとともに、人材確保対策や事業所における処遇改善等の取組みを支援する。
事業内容	<p>①業界全体の課題に対する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県介護人材確保対策協議会の開催・・・事業者団体、職能団体、国や県など業種横断的な協議会を設置し、人材確保対策、介護分野のイメージアップ等について検討する。 <p>②イメージアップ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職場体験事業・・・将来を担う小中高校生などの若者や地域住民に対し、介護の仕事についての説明会や介護サービス施設等における職場体験を実施することで、介護の仕事の魅力および介護サービスについての理解を推進する。 <p>③人材確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材確保基盤整備事業・・・介護事業所に対し、専門員の訪問や組織経営や人材マネジメントに精通した専門家の指導により、経営改善計画、人材育成計画や就業規則の作成などを支援し、介護職員の処遇改善と定着促進を図る。 ・介護人材新規就業支援事業・・・多様な分野から人材を確保する観点から、介護の経験のない者を対象に介護現場で働きながら介護関連の資格を取得するトライアル雇用を実施。 ・福祉・介護人材マッチング支援事業・・・専門員を配置し、事業所の求人ニーズと個々の求職者の適性を把握したマッチング支援を行い、福祉・介護人材の参入促進と確実な定着を図る。 ・潜在的介護人材の就職促進事業 ・外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金・・・受入施設における候補者の日本語学習、介護分野の専門知識の学習等に係る費用への助成および受入施設の研修担当者に係る手当への助成を行う。 <p>④定着促進対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員アドバイザー派遣事業・・・専門アドバイザーを訪問現場に派遣し、ヘルパーに対し現場で指導を行い、ヘルパーの資質向上および安心して働ける職場環境づくりを支援する。 ・介護職員等訪問指導事業・・・外部研修への参加が困難な在宅系サービスを対象に、事業所へ指導者が出向いて研修を行い、介護職員の資質向上、定着促進を図る。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

＜理由＞

事業カルテ上の事業数は6つとなっており、「福井県介護人材確保対策協議会開催事業」、「介護職場体験事業」、「福祉・介護人材マッチング支援事業」、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」、「訪問介護員アドバイザー派遣事業」および「介護職員等訪問指導事業」に区別される。このうち、平成25年度開始事業で初年度であり、補助金事業のため適正に補助金を使用したかどうかを重視する観点から、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「だれでも必要なときに介護サービスが受けられる社会の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。組織内部でのイメージ共有と協力体制については総論にて述べたとおりの印象である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・関係機関・事業者団体との情報・意見交換。
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

所属の方針にあるように、事業の成果を得るために最も有効と想定される対応は、介護職員にかかる労働実態の改善である。処遇改善の直接的な取組みも必要であると考えられるが、結果としてサービス向上が期待できる、こうした事業所への経営指導も併せて必要である。経営指導については健康福祉部だけの課題では無いことから、他の関係部署とも連携して、検討していくことが望ましい。

○指標について

活動指標は「高校生職場体験回数」と「人材確保・定着促進対策事業参加者数」の2つ、成果指標は「高校生職場体験参加者数」と「人材確保・定着促進対策事業雇用者数」の2つが設定されている。

それぞれの指標に数値目標は設定されていないが、政策合意として2025年までに介護職員を12,000人確保するという目標が設定されている。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

活動指標について現在2指標が示されているが、事業細目が7事業（平成25年度）あり、本来であれば事業細目ごとに活動指標を設定すべきである。

現在の活動指標は「高校生職場体験回数」が介護職体験事業の活動状況を、「人材確保・定着促進対策事業参加者数」が介護人材新規就業支援事業の活動状況を示している。しかし、他の事業細目については、指標が設定されていない。この点、福井県介護人材確保対策協議会の開催事業については「協議会の開催数」が、福祉・介護人材マッチング支援事業については「マッチング件数」がそれぞれ活動指標として考えられる。また、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金については「候補者受入人数」が、訪問介護員アドバイザー派遣事業については「アドバイザー派遣延べ人数」が、介護職員等訪問指導事業については「研修開催数」が妥当なものとして考えられる。

また、現在設定されている成果指標は、事業の目的や活動からすると、活動指標として理解する方が良い。「介護に携わる人材の確保と定着」という目的からすれば、「介護職員の定着率」や「介護職従事者数」を成果指標に加えることが望ましい。また、事業の目的を達成するための指標として、計数化が難しいものの「イメージの向上」に関連した評価基準も成果指標として追加することが考えられる。

全体的にみて健康福祉部が所管する事業の多くは、県民の意識の変化を重視したものである。意識調査をどのタイミングでしたらよいかについては、総論にて述べたとおりであるが、県民の意識の変化を重要な指標として掲げる場合には、仮に調査のタイミングが5年に1度であっても、必要に応じ短期的な期間を区切って成果を確かめることも必要である。

意見

現在設定されている成果指標および活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

当該事業の目的は、介護職員の確保と定着促進であり、結果として介護サービスの需要に対し一定の質が確保された供給の維持が目標となる。県内全域を対象とした取り組みでもあり、事業の内容に照らして公平性に問題は生じない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業では、平成25年度から外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業を実施する等、細かな内容変更を行っている。

○コストについて

平成23年度に65,423千円であった決算額は、平成24年度に11,567千円と大幅に減少している。これは他部局の予算を部分的に利用して執行しているためであり、実際の事業費が減少しているわけではない。なお、現在の支出額の主なものは、社会福祉法人福井県社会福祉協議会への委託費である。

意見

福井県では、2025年までに介護職員12,000人を確保するという目標がある。将来における高齢化の進展と人口減少による労働人口の減少を想定すると、楽観すべき状況にはない。一方で人口減少による税収の減少も想定されるため、いかにコストをかけずに事業目標を達成するかが重要となる。早期に取り組むことで介護職員の確保等に関するノウハウの蓄積が期待されるが、こうした視点で取り組んでいくことが望ましい。少なくとも、作業が拡大する中で予算規模が縮小している現状を踏まえ、早期にノウハウを蓄積しておくことは重要な課題である。

意見

主な支出の内訳が委託費であるため、コスト削減のためには委託費を引き下げるしかない。一般的に、委託費の削減には一般競争入札が有効であるが、福祉事業の場合、業務の内容から競争入札の導入は困難であるし、現実的ではない。また、当該事業においては、今後の介護職人員の不足も見込まれており、事業を縮小する選択肢はあり得ない。

【その他】

○オーダーによる経済性の向上と目的達成への切り口の多様化

前述したように、担当課は目的達成への重要課題が介護職員の労働実態の改善と位置付け、対策の強化方針を示している。

意見

担当課の方針は、事業の経済性から見ても合理的である。介護職員の労働実態が改善されれば、現在並行して行われている他の細かい事業の負担も軽減される。ただし、介護職員に対する労働実態の改善といった比較的大きな課題に対して、担当部署だけの努力では目標の早期達成は見込めない。この点、産業労働部だけでなく経済団体や労働団体も含め、関係部署が協力して対応していくことが必要である。

V-20-4 福祉マンパワー養成確保事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	2,592	864	10,500	17,700
決算額（千円）	2,592	864	7,800	13,100

※該当部署が実施する事業のうち、「第5期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」に関連した事業のみを記載している。そのため、上記の記載金額は事業カルテ上の金額とは一致しない。

（事業効果の推移）

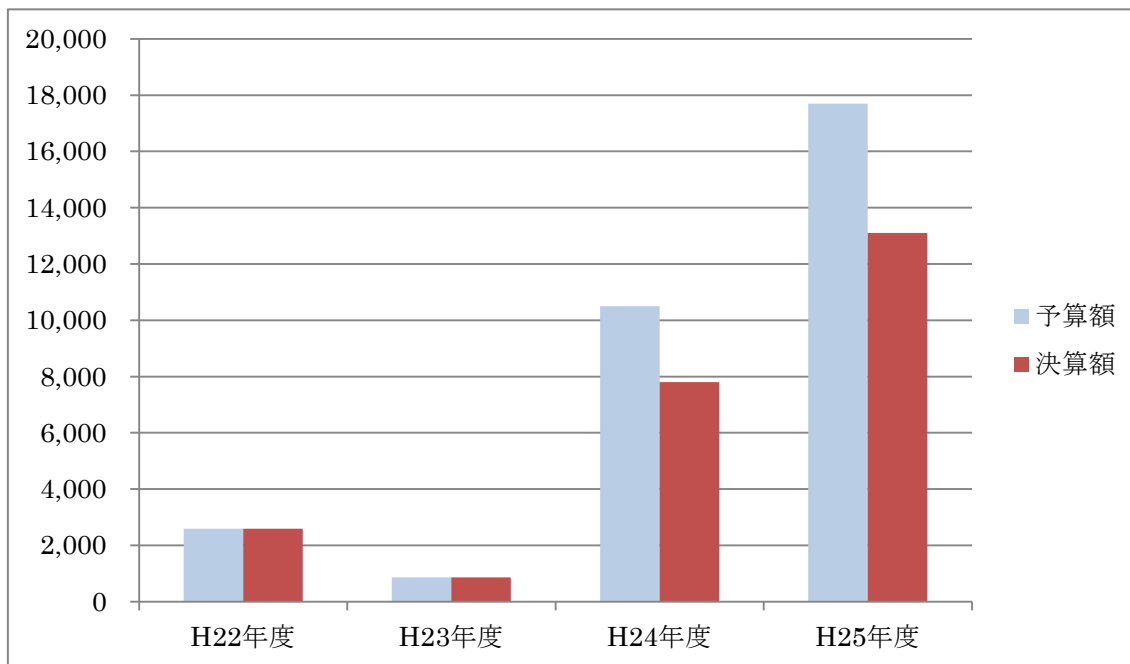
活動指標	当該年度貸与人数（人）	6	2	13	22
成果指標	介護福祉士・社会福祉士登録者数（人）	8,072	9,436	10,211	10,430
	就職率（%）（※）	12.2	16.5	15.4	17.4

※就職率は、就職者数を県が把握した求職者数で除して算定している。

注：該当部署が実施する事業のうち、「第5期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」に関連した指標のみを記載している。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額ともに平成 24 年度から大きく増加している。これは、高齢化対策事業として位置付けられている事業細目の介護福祉等修学資金貸与事業において、平成 24 年度より県の直接融資となったことにより、貸出金額が決算額として計上されているためである。高齢化対策に対応する活動指標の「当該年度貸与人数」は平成 24 年度より増加傾向にある。また、2 つある成果指標はいずれも上昇傾向である。

【事業の目的と概要】

事業目的	少子高齢化によりますます介護人材が不足することからも、介護福祉士等の人材の養成と確保を図り、社会福祉を推進する。
事業内容	介護福祉士および社会福祉士の養成施設に在学する本県出身者に対し修学資金を貸与する。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

介護福祉士等修学資金貸与事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「介護福祉士等修学資金貸与事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「介護人材の需要が満たされる」ことである。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は高齢化対策事業として位置付けられているが、担当課は長寿福祉課ではなく、地域福祉課である。事業を実施している地域福祉課は当該事業が高齢化対策として位置付けられていることを強く認識しているという印象をうけた。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・県のホームページによる周知及び県内養成校や県立・私立高等学校に対する募集要項の送付

- ・全体的アプローチ・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については地域福祉課が実施する事業でありながら、高齢化対策としての意識も強く感じられる。他の関連事業についても、同様な意識付けが望まれる。

○指標について

活動指標は「当該年度貸与人数」と「求人数」の2つ、成果指標は「介護福祉士・社会福祉登録者数」と「就職率」の2つが設定されている。高齢化対策の事業細目介護福祉士等修学資金貸与事業の活動指標は「当該年度貸与人数」であり、成果指標はいずれも関係性がある。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標および成果指標とも妥当と判断する。また、指標の備考欄には指標と基準の計算式がわかりやすく示されており、この点は他のカルテの見本となるべきものと考えられる。

意見

「高齢化対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。ただし、当該事業の場合、現在の指標がそのまま高齢化対策と直結しており、追加の必要性はないと考えられる。ただし、当該事業が高齢化対策として位置付けられている旨を、事業カルテ上の「特記事項」として記載しておくことが望ましい。

意見

成果指標および活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管部署は、健康福祉部地域福祉課の地域健康福祉グループである。担当者は高齢化対策として位置付けられていることを認識しており、福祉マンパワー養成確保事業は高齢化対策に有効であると判断している。

意見

当該事業は、高齢化社会に対応できるよう必要な人材を育成確保する事業であり、高齢化対策事業そのものである。よって、当該事業が高齢化対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、高齢化対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

当該事業は福祉人材の養成と確保を図ることを目標としており、介護福祉士等の県内登録者数を増加させるとともに、その就職率を上昇させることを意図している。そのため、公平性としての論点はなく検討を省略する。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。平成21年度から平成23年度までは福井県社会福祉協議会が当該事業を行っていたが、平成24年度から再び県で実施することとした。

意見

国の方針に基づき、これまで委託先で実施していた貸付業務を、県の直接業務へ変更した。貸付業務は、実行時だけではなく、実行後回収完了までに管理コストがかかる。また、延滞発生や回収不能となれば、追加でコスト負担が生じる。そのため、県が自ら実施するに当たっては、相当の人的コスト負担が生じることを理解する必要がある。この点、県の人件費管理が事業単位とすることに困難を伴うため、結果として委託費が削減されたことに伴い、全体のコスト削減が進んだとの誤解をまねきやすい。

○コストについて

現在、貸付金の返済免除規定がなくなったため、事業コストは事務管理に要する諸費用と貸倒れとなった場合の償却額、そして貸付けしてから返済完了までの利子コストである。

意見

貸付けが全額返済されれば実際に支出される金額はゼロであるため、コスト負担は生じない。前述したように、貸付業務は返済完了まで事務コストがかかるだけでなく、延滞となれば延滞者への連絡など、ストレスが強い業務である。当該事業に限定されるわけでは無いが、県庁職員の人件費コストがかかっていることについては、認識しておく必要がある。

【その他】

○貸付金の減免制度について

これまで人材育成のための貸出業務の一環として、就業を条件とした免除規定が設けられていた。しかし、現在ではこうした免除規定が廃止されている。

所管課では貸付金の免除に係る効果が認められなかったことを理由に、制度を変更した。今後、変更後の制度で取組むこととし、状況を把握した後あらためて免除規定の採用について検討する方針である。

V-20-5 離転職者等能力開発推進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

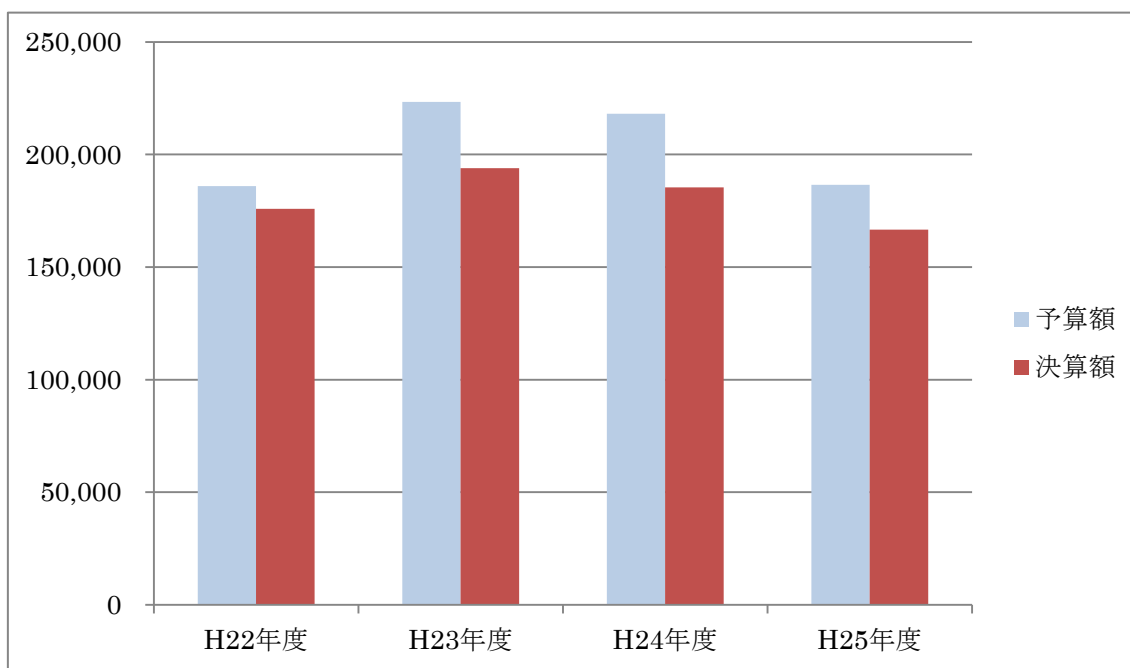
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	186,011	223,304	218,083	186,493
決算額（千円）	175,826	193,898	185,447	166,694

（事業効果の推移）

活動指標	入校者数（人）	736	754	693	527
成果指標	修了者の就職率（%）	85.2	86.9	85.3	89.0

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は、平成24年度、25年度と減少が続いている。これは、求職者の減少に伴い、委託費が減少したためである。活動指標および成果指標は低下傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	職業能力等に起因するミスマッチの解消や労働者のIT能力ニーズ等に対応するため、離転職者等を対象とした能力開発訓練を民間の教育訓練機関に委託して実施し、雇用の創出・安定を図る。
事業内容	(1) 離転職者等を対象とした職業能力開発訓練の実施を行う。 (2) 母子家庭の母等に対する訓練を行う。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

離転職者等能力開発推進事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「離転職者等能力開発推進事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「職業訓練を受けた人が就職できること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は高齢化対策事業として位置付けられているが、担当課は長寿福祉課ではなく、労働政策課である。事業を実施している労働政策課は当該事業が高齢化対策として位置付けられていることを認識しているものの、その程度はそれほど強くないという印象をうけた。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・巡回就職支援指導員による就職支援の実施。
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・各年度末における福井県社会福祉審議会（老人福祉専門分科会）への計画進捗状況報告及び計画改定年度（3年毎）の計画策定懇話会における前期実績と新たな計画の審議経過の公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。そのことを強く認識してもらうのは、当該事業を高齢化対策の関連事業として位置付けている長寿福祉課の方である。当該事業については担当課の認識はあるものの「強い」とまではいかない。長寿福祉課からより強く連動を求めるべきである。

○指標について

活動指標は、「入校者数」の1つ、成果指標は、「修了者の就職率」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

現在の指標はいずれも妥当と考える。なお、成果指標の数値目標については、現状を踏まえ修了者の就職率80%以上とすることが妥当である。

意見

「高齢化対策としての指標を別途設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、指標は「高齢者の再就職者数」などがよいのではないか。カルテ上は、特記事項の欄に当該事業が高齢化関連事業に位置付けられている旨を明示すべきである。

意見

活動指標の一部に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。また、数値目標はカルテに記載すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○高齢化対策としての事業の有効性

当該事業の所管部署は、産業労働部労働政策課の産業人材育成グループである。担当者は高齢化対策として位置付けられていることを認識しており、離転職者等能力開発推進事業は高齢化対策に有効であると判断している。

意見

当該事業は、高齢者に限らず、離転職者等を対象に訓練を実施し、就業を支援する事業である。高齢者のみを対象としているわけではないが、高齢者の就業支援も実施しているという意味では高齢化対策事業と言える。よって、当該事業が高齢化対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、高齢化対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

現状、求職訓練は嶺北地区および嶺南地区において実施されている。受講者数や開催会場の問題もありある程度人口集中地において開催されているが、公平性は確保されていると考えられる。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成24年度に、中高年齢者等再就職支援事業を離転職者等再就職支援事業に統合している。

○事業コストについて

当該事業の主な支出は訓練委託先への訓練委託費である。直接的なコスト削減のためには委託費を削減するしかない。しかし、委託費は国が単価を定めており、県が独自でコスト削減する余地は無い。

意見

これまでの同じコスト負担で、より高い成果をあげることにより、県としても実質的に単位コストを引き下げることが可能である。現在、活動指標および成果指標ともに低下しており、低下の要因について分析と対応が必要である。特に、高齢者福祉を担う事業として積極的な制度の活用を意図するのであれば、早急に対応することが望まれる。

以上